

142A
418

八正七年七月十五日

調查資料

第十三號

臨時產業調查局



始



注意

- 1 臨時産業調査局は、戦時及戦後に亘り施設すべき産業上重要な事項を調査するものにして、其目的とする所は極めて重大なる點に存するも、其参考資料として調査若くは翻譯したる事物も、一般を裨益する所尠からずと認むるを以て、茲に本誌上に於て便宜編纂したるものなり。
- 2 本誌所載の調査中、意見に亘るものは、調査擔當者の意見とす。
- 3 本誌所載の翻譯は、主として鈔譯なり、故に原文の順序を顛倒し、又は説明的記述を加へたるものあり。
- 4 本誌は調査及執務の便宜上、印刷を以て筆寫に代へたるものなり。公刊するの趣旨にあらず。

臨時産業調査局

調査資料第十三號

目次

獨逸の棉花工業……………	第一部調査……………
獨逸の棉花工業……………	(囑託 勝賀瀬清茂)……………
獨逸國戰時棉花工業に關する法令……………	第一部翻譯……………六一
戦後の原料問題……………	第一部翻譯……………一四九

大正
7 7. 24
寄贈

寄贈本



調査資料第十三號

五大
45.5.5
調査

獨逸の棉花工業

第一部 調査
(囑託 勝賀瀬清茂)



目次

第一章 概説	四頁
第二章 獨逸棉花工業の歴史	五頁
第三章 戦前に於ける棉花工業	一二頁
第一節 原料の供給	一二頁
第二節 綿絲紡績業及綿絲貿易	一六頁
第三節 機械業	二〇頁
第四節 精製工業	二二頁
第五節 綿製品(綿絲を除く)の貿易	二三頁
第六節 獨逸棉花工業總體の上より見たる輸出入關係	二七頁

14-418
426



獨逸の棉花工業

第一部 調査 (囑託 勝賀瀬清茂)

獨逸は歐羅巴棉花工業國中に於て第二位を占め、世界の棉花工業國中に於ては第三位を占む。紡錘の數(一九一四年北米合衆國商務省調査に依れば一、五五〇、〇〇〇)に於ては英國は僅に獨逸の五倍、合衆國は辛ふじて三倍をなせり。然れども紡錘増加の割合に於ては、過去二十餘年に就て見るに、獨逸は英國の約二倍半の増加率を示せり。現今獨逸は世界全棉量の殆んど十分の一を紡績し、紡錘の數は全世界のその約十分の三をなせり。消費せらるる原料の量及價格、機械の數、從業者數及一般の作業成績より云ふ時は、現今棉花工業は獨逸機械工業中の第一位を占む。

棉花工業の原料は主として外國の供給に仰ぎ、現今其の約三分二は合衆國より殘餘は英領印度、埃及及他の諸外國より輸入せり。過去半世紀に就て見るに、原料の輸入は量の上より見て優に八倍、輸出は五倍、國內消費は殆んど十倍に増加せり(一九一三年北米合衆國商務省調査に依れば綿綿消費後數一、八〇〇、〇〇〇(五〇〇封度均一俵)。原料の輸出に於ては、奧國を第一とし、露國、和蘭、瑞西等之に亞げり。獨逸の綿絲紡績業は前述せる如く大に發達せしむ、尙ほ近年各種綿絲の需要を充分に充たすことを得ずして、年々外國より輸入する量に比し著しく大なり(一九一一年北米合衆國商務省調査に依れば輸出一四、〇八六、九八二弗、輸入二三、五三五、三四四弗)。主なる綿絲の供給國は英國にして、瑞西、白耳義、奧國等之に亞げり。獨逸の綿絲輸出は三十箇國以上に亘り、其中十四箇國は海外なり。主なる輸出國は和蘭、奧國、大英國にして、露國、伊太利、合衆國、丁抹等之に亞げり。機械業、精製業(漂白業、捺染業、黴出業等)も亦紡績の發達に連れて著しく進歩せり。綿製品(綿絲を除く)の輸出(一九一一年北米合衆國商務省の調査に依れば一〇〇、〇二一、六四二弗)に於ては、世界中大

第四章 戰時に於ける棉花工業

第一節 現時の概況	二九頁
第二節 出來合洋服業者應急事業委員會	三一頁
第三節 戰時民福保護のため帝國資金使用に關する告示	三三頁
第四節 紡績工場、機械工場等に於ける作業時間制限に關する告示	三五頁
第五節 綿布製造禁止の結果失職すべき機械労働者に對する處置	三六頁
第六節 機械工業作業時間の制限	三九頁
第七節 窮境に在る機械労働者の援助	四〇頁
第八節 機械製品販賣促進行為の禁止	四二頁
第九節 機械製品に關する事項(織物品及編物品の價格制限、織物品及編物品の販賣規定、帝國被服廠、價格の當不當に付仲裁裁判所の検査、網具、イラダサノ販賣)	四三頁
第十節 失職機械從業者の援助	五二頁
第十一節 包装用囊の取引	五五頁

概の國が之に關係を有し（一九一〇年の調査に依れば六十八箇國）、其第一位を占むるは大英國にして、合衆國之に亞ぎ、亞爾然丁、佛國、伯刺西爾、露國、和蘭、澳匈國及伊太利等は其主なる關係國なり。綿製品の輸入（一九一一年北米合衆國商務省調査に依れば二一、六九五、六〇四弗）に於ても大英國は第一位を占め、瑞西、佛國、澳匈國、和蘭、自耳義等之に亞げり。更に獨逸棉花工業に於ける總輸出に就て見るに、亞米利加は第一位を占め、偉大なる原料輸入と著しき製品の輸出とに分る。歐羅巴は第二位を占め、亞細亞、阿弗利加之に亞げり。濠洲との輸出入額は非常に少なし、之れ原料の供給は一も無き一方に於て、彼國綿製品の需要は主として大英國より充たざるを以てなり。之を各國別とする時は、貿易關係に於て第一位を占むるは合衆國にして、第二位を占むるは大英國なり。獨逸と原料、綿絲及商品の相互交換を爲す國に於て最も關係大なるは澳國なり。

四

次に戰時に於ける獨逸棉花工業に就て述べんに、獨逸棉花工業用原料は前述せる如く、殆ど全部之を外國の供給に仰げる關係上、今次の大戦に依り其原料輸入絶せられたるため、該工業は非常なる打撃を蒙り、綿絲紡績原料綿絲若し其製品に付ては、可成長期に亘りて軍官並國民の需要に應じむが爲め、獨逸政府は幾多の法令を發して、此等物品の消費、加工、販賣等を制限し、或は工場作業時間を短縮し、極力國內在品の節用を計ると共に、他方に於ては既製品を演じて原料の補足を行ひ、又棉花の代用品たるべき新纖維の發見と利用に努め、既に Braunschweig（イラケサの類）より機械纖維を發見し「イラケサ」纖維利用會社なるもの設立せられ、之が蒐集をなすつゝあり。織物品及綿物品の在品を節用し、之を適當の價格を以て國民に供給せんが爲には、帝國被服廠なるものを設け、之を宰相の監視下に置きけり。

右の如く紡績工業を制限せる結果、多數の失職労働者を生じ、此等紡績労働者、及出來合洋服業者の如き裁縫業者中失職せる者に對しては、政府は之が救済に努め、帝國資金を以て之を援助しつゝあり。又一九一四年九月上旬には、出合洋服業者應急事業委員會なるもの設けられ、各官署又は陸海軍等と連絡をとり、該業者中失職せる婦人に仕事を與へつゝあるが、其成績は非常に良好なり。

第一章 概説

歐羅巴の棉花工業國中獨逸は現今第二位を占め、世界の棉花工業國中に於ては第三位を占む。棉花

の消費、紡錘、織機及製造品量の上より見る時は、獨逸は英國及北米合衆國に劣り、露國及佛國は又た獨逸に亞げり。獨逸が棉花工業に於て現今の地位を占むるに至りしは、漸く數十年來のことにして、獨逸戰爭前に於ては、少なくとも現今佛國が、獨逸より劣れると同程度に於て佛國より劣りしなり。棉花消費の上より云ふ時は、合衆國は殆んど獨逸に三倍し、英國は二倍に相當せり。紡錘の數に於ては、英國は優に五倍、合衆國は辛ふじて三倍をなせり。然れども其錘數増加の率に於ては、獨逸のそれは非常なる増加にして、例へば獨逸は一九〇九年に於て、既に一千萬以上の紡錘を有し、之を二十年前の錘數に比較する時は、八〇%の増加をなせる一方に於て、五千五百萬以上の紡錘を有する英國は、單に三四%の増加をなせるに過ぎず。獨逸は世界全棉量の殆んど十分の一を紡績し、獨逸の紡錘數は全世界のその約十分の三をなせり。

消費せらるゝ原料の量及價格、機械の數、従業者の數、並に一般の作業成績より云はゞ、現今棉花工業は獨逸機械工業中の第一位を占め、同時に獨逸工業全體中に於ても、其上位に在るもの、一なり。一時は輸出の額も第一位を占めたることありしが、近來は機械工業によりて先越さるゝ所となれり。

第二章 獨逸棉花工業の歴史

獨逸棉花工業の變化多き歴史は、之を三つの主なる時代に分つことを得、其全期間は約六世紀を包

五

括せり。其一期は、十四世紀の初め棉花工業の初めて起りしより、三十年戦争に至る迄の時代にして、DIEに於て麻絲と綿絲とを混合機織して、一種の綿布、即ち *Barchent* なるものを製して隆盛を極めたる時代なり。第二期は概して十八世紀に相當し、かの大戦争によりて衰微せる棉花工業の復活せる時代なり。然れども、此時代に於ては認むべき回復は得られざりき、而して一般發達の上より云ふ時は、家内工業の時代なりき。最後に、第三期は凡そ十九世紀に相當し、初めて機械事業を見るに至り、幾多の困難を経て、現今獨逸國が在る隆盛の域に達せし時代なり。

世に知らるゝ範圍に於ては、獨逸に於て初めて綿服を有せしは「カール大王」にして、彼は亞刺比亞の王侯より贈物として之を受けたるなりき。此事實を除く時は、十三世紀の終り以前に於て、棉花が獨逸に輸入せられたることはなかりしが如し。而して棉花消費の智識は、一三二〇年、即ちDIEに於て棉花工業の行はれたる年代以上に遡りては之を認むるを得ず。此DIE市の住民は、棉纖維を綿布製造に使用することをば *Bodensee* に於ける *Reichenau* 僧庵の僧侶より之を學びたるものゝ如く、此の僧侶は更に、此技術を *Konstanz* の市民より習ひ得たるが如し。而して此の *Konstanz* 及 *Reichenau* に於ける棉花消費事業に關しては、詳細なることを知るに由なきも、唯其原料の伊太利亞より來りしことだけは確定せり。惟ふに、此二地方に於ては、認むべき隆盛には至らざりしものゝ如く、之が隆盛の域に達せしはDIEに傳はりし以後なり。さればDIEは、古代獨逸棉花工業の發展源地と考へらるゝことを得るなり。

此の如くにして該事業はDIEより南獨逸の各都市、殊に *Augsburg* に廣まり、此所より大商業路に沿ひて、*Nürnberg*、*Zwickau* 等を経て *Leipzig* に至り、後ち又た *Chemnitz* に進みて非常なる隆盛の域に達せり。又「ライン河」の下流地方に於ても、和蘭方面より棉花の消費事業が傳はりしが、此れは専ら海路により *Antwerpen* を經て此地に達せしなり。*Sachsen* 及南獨逸は、其原料を伊太利亞より購入し、其主なる仕入地は *Venedig* なり。又「ライン」地方は一部は *Venedig* より、一部は *Genoa* より之を購入せり。

紡績業は約一五六〇年頃より南獨逸及「サクセン」に於て營まれしが、當時は純粹の綿物は殆んど製作せらるゝことなくして、綿絲を緯絲とし、麻絲を経絲として混合綿布、即ち所謂 *Barchent* を作り、其生なるもの或は着色せるものは屢々輸出せられ、殊に英國及北方諸國に送られたり。十六世紀に於ては、獨逸の棉花工業は伊太利亞のそれを除けば、歐羅巴中に於て最重要のものなりしが、種々の理由、殊に三十年戦争の影響を受けて衰微するに至れり。

主として十八世紀に相當せる獨逸棉花工業の第二期を見るに、此時代は即ち一の過渡時代にして、棉花工業は其深き衰微状態より、舊式の儘を以て徐々に復活し、後ち忽ちにして從來よりも異なる經營法に移るに至れり。此復活の初めて起りしは *Kunsachsen* に於てなりしが、原料輸入の上にて

往昔と大に異なるものありき。即ち此時以來七年戦争に至る迄は、其全需要を東洋より購入し、後には又た西印度産、Venezuela産及び Surinam産の棉花をも使用し、此等の棉花をば Amsterdamを經て之を輸入せり。綿製品の輸出は、一七九三年に於て五十萬千四百二十八「ターレル」を總計せり。當時 Augsburgに於ては、機械業の外に更紗捺形業が盛行はれ、Hamburg, Bremen, Lübeck 及 Altonaに於ても之を營めり。

獨逸棉花工業の歴史に於ける第三期は略十九世紀に相當し、機械作業及び大規模經營が漸次發展せるに従ひて、人手作業及小規模經營の減退せる時代なり。人手と機械との轉換は、紡績業と機械業に於て其狀況を異にせり。當時原料の價格非常に下落し、之が消費は著しく増加して、最早人手紡績を以てすることを得ず、忽ちにして一般に機械を使用することとなり。機械業に於ける此轉換は、紡績業のそれに比して非常に遅々たるものありき。十八世紀の終り頃に於ては、此機械業は一般に廣まるる生業なりしを以て、機械織機の實施に非常なる困難を來たし、之れがため、一八四六年に於ては漸く總織機の三、一七%、一八六一年に於ては九、二%の割合に過ぎざりき。後には其改良は非常に速かに行はれたりとは雖、既に七十年前に、紡績業に於て見たるが如き勢を以ては行はれざりき。

此第三期全體を觀察するに、自然之も亦二期に分れ、其分岐點は獨佛戦争(一八七〇—一八七一年)なり。此戦争以前に於ては、獨逸國は殆んど總ての點に於て、多少佛國に劣る所ありしが、Elsassの

獲得によりて獨逸は佛國に比敵するに至り、戦争後經濟上の勃興によりて、現今の如き發達を見るに至れり。同時に又此時代には、出來得る限り棉花貿易に於て英國より獨立せんことに努め、遂に Bremenに、歐羅巴大陸に於て第一位を占むる「ブレイメン」棉花取引所の設立を見るに至れり。本時代の第一期は紡績機械の輸入時代にして、一七八二年に或佛國人の斡旋によりて、初めて紡績機の見本を得たり。當時紡績機の製造には、佛國或は英國等の製圖を利用するの外なかりき。之れ一八四二年に至る迄は、紡績機を英國より輸入することは禁制せられ、若し之を侵す時は、禁錮、流刑或は死刑に處せられたるを以てなり。一七八四年頃より紡績機は「ライン」地方に入り來り、Elsassに於ては一八〇三年に初めて、機械を据付けたる紡績所が Wesselingに設立せられたり。

當時 Rhein河畔、Wupper河畔、Ruhr, Erft 及 Sieg河畔、並に Sachsen Schlesien, Bayern等に於ては、無数の棉業が起り、良好なる利得もありしが、一八一五年以後は英國競争の壓迫を受けて衰微を來たし、小規模紡績所の多くは零落し、此時以來英國の高下ある市價の打撃は著しきものありき。一八四四年に於ては、Elsassを除きて漸く八一五、〇〇〇の紡錘を有したりき。一八五〇年以後は經營法に著しき改善を來たし、株式會社も設立せられて、完全に技術の進歩に副ふことを得たり。一八五七年には紡錘は二百萬を存し、之が七五、〇〇〇「ツェントネル」ノ原棉を消費せしも、綿絲に對する獨逸國の需要を充たすことを得ずして、一八四五年に於て五一〇、二八二「ツェントネル」なりし綿絲の

輸入は、一八六〇年に於ても尙ほ依然四七五、九九九「ツェントネル」を總計したり。

機械業は一八一五年以後、英國の競争によりて非常なる打撃を受けしも、「プロイセン」國、竝に後には關稅同盟が、悉皆の綿布に高き關稅を課せし以來、機械業は單に内國の需要に對してのみならず、輸出に對しても非常に勃興する所ありて、生産及輸出は著しく増加し、當時關稅同盟域内に於ける生産及輸出の狀況は次の如くなりき。

自一八三六年の平均	三五七、九六四	七二、七九一
自一八四〇年の平均	九九九、七四九	一七二、四二六
自一八五六年の平均		
自一八六一年の平均		

當時尙ほ佛國に屬せし「プロイセン」に於ける進歩は、殊に著しきものありしが、此の地方は國民上獨逸の土地なるを以て、茲に併記するの必要あり。此地方に於て發達せしは主として捺形業にして、英國人が捺形業の機械の方面に於て發展せる一方に於て、「エルサス」人は、更に重要な化學的方面を、獨力の發明と有効なる改良によりて完全にせり。即ち繪具の發見、繪具混合法の發明、漂白法の改良、「ア Nilin」染色の發明等は其著しきものなり。此外機械の方面に於ても、種々の改善或は發明を見たり。紡績及機械業の發展も亦之と同じ経過をとり、一八六二年には「プロイセン」に一、二三七、三二四の紡錘と二九、一五三臺の機械織機を存したりき。

「プロイセン」の獲得により、又た獨佛戰爭殊に一八八〇年代より之に續ける一般經濟の勃興によりて、獨逸の棉花工業は進歩の新时期に入れり。此進歩は原料消費の増加、勞働力の増加、竝に製品輸出の増加によりて明かなり。試みに、一八七一年より一八九八年に至る間の原棉及綿絲の年消費額を、表を以て示せば次の如し、尙ほ比較のため之に六十年代をも附記せり。

年次	棉		人割 キログラム	綿		其 の内分
	正味噸數	花		正味噸數	絲	
自一八八〇年	四六、八三一	一一、三三〇	一、三三三	四六、七三〇	三七、四六五	
自一八八一年	一一六、三九〇	二、八四四	二、八四四	一〇九、六四五	九三、一一二	
自一八八二年	一五二、三二九	三、三三四	三、三三四	一三四、六三〇	一二三、四六三	
自一八八三年	二五二、三八一	四、九五五	四、九五五	二一一、三七〇	二〇一、九〇四	
自一八八四年	三四三、三五六	六、三三二	六、三三二	二八九、六二六	二七四、六八五	
自一八八五年						
自一八八六年						
自一八八七年						
自一八八八年						
自一八八九年						
自一八九〇年						
自一八九一年						
自一八九二年						
自一八九三年						
自一八九四年						
自一八九五年						
自一八九六年						
自一八九七年						
自一八九八年						
自一八九九年						
自一九〇〇年						

製造事業の勃興に應じて、勞働力も亦増加せり。紡錘の數は一八八三年より一八九八年迄で、四百九十萬より約八百萬に増加し、機械織機の數は、一八九三年に於ては一二九、九八三臺、一八九六年には一六九、九三三臺と報せられたり。従業員の數は一八七五年と一八九五年の計算によれば次の總計を示せり。

紡績所に於て	一八七五年	一八九五年
機械所に於て	六六、七六九	七四、八〇七
混合製品の機械所に於て	二〇一、七八一	一四七、二二一
染色所、漂白所等に於て	六、五五八	七七、二九二
合計	二三、七五六(一八八二年)	三三、六一八
	二九八、八六四	三三一、八三八

之によりて見れば、機械業を除く外は何れも増加せり。機械業に於ては機械織機の實施増加せしめ、取扱經營、随つて労働者の數に減少を來たせしなり。
右の如き非常なる進歩を以て、獨逸の棉花工業は二十世紀の隆盛時代に入れり。今左に之が各部に就きて其現狀を記述すべし。

第三章 戦前に於ける棉花工業

第一節 原料の供給

棉花工業の原料は、往昔は一般に外國を介して之を輸入せしが、現今は生産地より直接輸入の道も開かれ、又た近來は獨逸の殖民地よりも小額の供給あり。輸入原料中最大額を占むるは繰綿にして、之は主として合衆國より購入し、東印度埃及等之に亞げり。萬國棉花紡織聯合會の調査によれば、一

九二二—一九一三年度に於て獨逸は米棉一、二五八、五〇七俵、東印度棉一七五、四二五俵、埃及棉一〇二、二四一俵を消費せり。原料は繰綿の外「リントン」及落綿の輸入消費も著しく、今其原料全體の輸入、及國內消費の狀況を明かにせんがため、一八五九年より一九一〇年に至る發達を表を以て示せば次の如し。

年次	量 (噸數)		價格 (單位百萬マルク)	
	輸入	輸出	輸入	輸出
一八五九年	六三、〇〇〇	一五、一〇〇	—	—
一八七五年	一四、〇〇〇	三九、五〇〇	二〇、三〇〇	五、一〇〇
一八八二年	一五、七〇〇	一八、一〇〇	一八、四二二	二、一〇〇
一八八五年	三八、四〇〇	四、〇〇〇	二二、二四	二、九六
一八八七年	五、六六五	七、四四五	五、二四	五、九四
一八八八年	五、〇六三	七、一五二	四、七五	五、六五
一八八九年	五、〇六二	八、三二二	五、七六	七、〇四
一九〇九年	四七、二五五	九〇、九三	六、〇二	八、七七
一九一〇年	—	—	—	—

之によりて見れば、量の上より見て輸入は半世紀間に(一九一〇年を除けば)優に八倍、輸出は五倍、國內消費は殆んど十倍に増加せり。

原料は前述の如く三種に區分せらる、即ち繰綿「リントン」及落綿之なり。一九〇九年—一九一〇

年に於ける原料の輸入及國內消費を噸數にて示せば次の如し。

種類	一九〇九年		一九一〇年	
	輸入	% 國內消費	輸入	% 國內消費
線綿	四五,九三三	八六	四〇,四二八	八六
リントンター	二八,七五二	五	二四,七五五	五
落綿	四六,〇〇七	九	一八,三三八	四
			四四,九六八	九
			二四,二六〇	五
			四二,四二九	九三
			二〇,五〇一	六
			四一,三五	一

此中線綿輸入の九分の一、「リントンター」の優に七分の一、及落綿の半分以上は再び輸出せられたり。線綿の主なる供給國は合衆國にして、一九〇九年に於ては量の上より云はば殆んど五分の四、價格より云はば五分の三を占め、一九一〇年に於ては合衆國より二七九、八〇〇噸、此の價格三億九千七百四十萬「マルク」を購入し、量は六九%價格は七一%を占めたり。英領印度は、一九〇九年に量の上にて約八分の一、價格に於て十分の一を占め、一九一〇年には、印度よりは八二、八〇〇噸を八千四百五十萬「マルク」を以て購入し、量は二五%價格は一五%を占めたり。埃及棉は高價なるを以て其趣を異にし、一九一〇年に三三、七〇〇噸を七千〇七十萬「マルク」を以て購入し、量は八%にて價格は一三%を占めたり。尙此外蘭領印度、支那、亞細亞土耳其格、秘露、「ハチチ」等よりも小額を供給せり。

「リントンター」も同様に主として合衆國（一九一〇年に五八%）より來り、英領印度（三二%）、埃及（六%）、支那（三%）、墨西哥（一%）等之に亞げり。落綿は隣接國より購入し、一九一〇年に於て埃匈國より六百二十萬「マルク」、大英國及佛國より各四百八十萬「マルク」、和蘭より三百二十萬「マルク」、瑞西より二百萬「マルク」、合衆國より百九十萬「マルク」を購入せり。

線綿の輸出（一九一〇年に於て四六、三三〇噸、此價格六千九百九十萬「マルク」）は主として埃匈國（價格に於て四二%）、露國（三〇%）に向ひ、其外和蘭（八%）、瑞西（六%）、大英國（三%）、丁抹、「フィンランド」、及伊太利（各二%）等にも輸出せらる。落綿（一九一〇年に於て四〇、八三三噸、此價格二千三百三十萬「マルク」）は主に隣國へ送られ、其四分の一以上は埃匈國、約八分の一は和蘭に向へり。「リントンター」一九一〇年に於て三、七五八噸、此の價格二百四十萬「マルク」は主として埃匈國（三八%）に送られ、自耳義（二二%）、佛國（一一%）及伊太利（八%）等之に亞げり。

尙ほ北米合衆國農務省の調査に依れば、獨逸國最近の棉花輸出入狀況は次の如し。

輸出		輸入	
一九一一年	一九一二年	一九一二年	一九一三年
一八六,〇〇〇	二四七,〇〇〇	二一八,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
		二一八,〇〇〇	二五〇,〇〇〇

年々の線綿及「リントンター」の購入法は、最近數十年に於て非常なる變化を來たせり、即ち往昔は、

獨逸の紡績者は其原料を主として Liverpool 及び Le Havre より購入し、時折は又た生産國より直接供給を受けることもありしが、現在は米棉は主として「ブレイメン」を経て輸入せられ、印度棉は Hamburg、埃及棉は Trieste 及 Wien を經て輸入せらる。

第二節 綿絲紡績業及綿絲貿易

本業の棉花工業及従業者の數に就て見れば、綿絲紡績工場は一八八二年—一九〇七年間に次の如く發達せり。

年次	本業數	従業員
一八八二年	五、九四一	六一、二六二
一八九五年	二、〇九七	八三、二四二
一九〇七年	一、一四七	一〇五、二二九

之によりて見れば、經營所の數は著しく減じて殆んど六分の一となり、従業員の數は著しく増加せり（七二%の増加）。尙此外に二九二〇四四の動力之に加はれり。

「ブレイメン」棉花取引所の統計的調査に依れば、獨逸國は一八九八年には約七、九〇〇、〇〇〇の紡錘を有し、之が百八十七箇所の地方に於て三百七十九箇所の紡績工場に分れ、各工場は平均二〇、八〇〇の紡錘を有し、最大の者は紡錘數一八二、〇〇〇を算したり。一九〇九年夏の調査によれば、紡錘數は一〇、七九五、二九九（撚絲紡錘を含む）を算し、之が二百七箇所の地方に於て三百八十六箇所の紡績工場に分れ、各工場の平均錘數は三一、二九一、各地方の平均錘數は五四、二四六なりき。

北米合衆國商務省の調査に依れば、一九一〇年より一九一三年に至る間の錘數及繰綿消費俵數は次の如し。

紡績錘數	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
紡績錘數	10,100,000	10,480,000	10,766,000	11,186,000
消費繰綿俵數	1,660,000	1,685,000	1,755,000	1,800,000

國及地方別とすれば、紡績工場、紡錘、従業者並に動力（此二つは一九〇七年の調査）の分布は一九〇九年に於て次の有様なりき。

國及地方別	一九〇七年		一九〇九年	
	従業者	動力	紡績工場	紡錘
プロイセン王國	三三〇三九	八九八〇二	五二	三三三、二五九
ライオンランド	一六四九六	四七、七七一	一九	一三五、一三四
ウエストファールン	一一〇〇五	三四、〇四一	一四	一五九、一七六
ハノーバーベル	一、四四三	二、一〇三	六	二五八、一七六

年次	輸入	輸出	国内消費	輸入	輸出	国内消費
シユレツエン	一八八〇	三二七〇	三二七〇	八	一三	一四五、五三
ザクセン州	一、二四	一、七二	一、七二	二	二	七九、五〇
シユレスワイツヒ	九七	三三九	三三九	一	一	五、〇〇〇
ホルスタイン	一三〇	九〇	九〇	一	一	一、一〇〇
ヘッセン及	二四、七六	六、三三	六、三三	五	一	二、三五九〇
ザクセン王国	一八、九〇	六、三三	六、三三	三	二六	一九七、四八
バイエルン王国	一三、七二	六、三三	六、三三	三	三五	一、六八四、三
エルサス	八、七五	三、一五	三、一五	二	五	一、六八四、三
ユルテンベルヒ	五、〇三	二、二九	二、二九	二	四	八六四、九四
バーデン	三、三二	一、三〇	一、三〇	一	三	五八六、五〇
オルデンブルヒ	二、二二	七〇〇	七〇〇	一	一	一七、〇〇〇

一八

獨逸の綿絲紡績業は非常に發達せしにも不拘、近來各種綿絲の需要を充分に充たすを得ざるを以て、今日迄で年々外國綿絲を輸入するの必要ありて、其輸入額は輸出よりも著しく大なり。今一八五九年より一九一〇年に至る間の外國綿絲の取引及需要關係を見るに次の如し。

年次	量 (噸數)		價格 (單位百萬マルク)	
	輸入	輸出	輸入	輸出
一八五九年	三、一〇〇	二、〇〇〇	—	—
一八六四年	六、九〇〇	三、一〇〇	—	—

一八七五年	二〇、九〇〇	七、七〇〇	三、一〇〇	四、七九	二、三三	二四六
一八八二年	一八、〇〇〇	一〇、六〇〇	七、四〇〇	五、一八	三、三三	一九五
一八九五年	三三、五〇〇	七、七〇〇	一四、八〇〇	五、六七	一、六七	四〇〇
一九〇七年	三三、七三	五、八一七	二七、九一四	一四、〇一	三、七〇	一〇三、一
一九〇八年	三三、三二	七、六四三	一四、五七八	八、七八	三、六五	五二、三
一九〇九年	二二、八四七	五、八七五	一五、九七二	八、九五	四、九〇	四〇、五
一九一〇年	二六、五三七	一六、三七二	一〇、一七五	一〇、一一	五、四七	四七、四

尙北米合衆國商務省の調査によれば、綿織絲及綿縫絲の輸出價格は、一九一〇年に於て二三、〇三五、〇二二弗、一九一一年には一四、〇八六、九八二弗にして、輸入價格は一九一〇年に於て二四、二九二、四二二弗、一九一一年には二三、五三五、三四四弗を計上せり。

主なる綿絲の供給國は英國にして、一九一〇年には九千三百二十萬「マルク」の購入價格を計上し、總輸入の九一%を占めたり、第二ハ瑞西にして、三百七十萬「マルク」を以て優に三%を占めたり。

其他白耳義、埃太利、佛國、伊太利等よりも少額の供給あり。

獨逸の綿絲輸出は三十箇國以上を算し、其中十四箇國は海外なり。然れども、其主なるものは歐羅巴に在りて、和蘭へ一五%、埃國へ一四%、大英國へ一一%、露國へ八%を輸出せり、其他二%以上のもは伊太利、合衆國、丁抹、瑞西、西班牙、ルーマニア及び亞爾然丁等なり。

第三節 機織業

綿機織業は、一八七五年には九萬七千五百八十八箇所の工場に於て二十萬三千四百八十九人を使用したりしが、一八八二年以來は綿機織業と混合機織業との區別をたて、前者は四萬八千九百八十九の本業を算し十二萬五千五百九十一人を使用し、後者は二萬二千二百十一の本業に於て七萬三千七百五十人を使用し、合計七萬千二百の本業と十九萬九千三百四十一人の従業員を計上したり。

一八九五年には

本業

従業員

綿機織業

二八、九九七

一四七、一一一

混合機織業

一四、四九五

七七、二九二

計

四三、四九二

二二四、四一三

一九〇七年には

本業

従業員

動力

綿機織業

一六、一三九

一五九、六〇一

一一八、五二七

混合機織業

六、九六八

六六、三〇九

三九、四三二

計

二三、一〇七

二二五、九一〇

一五七、九五九

之によりて見れば、工場の數は何れも減じ、綿機織業の人数は増加し、混合機織業にありては、一

八八二年より一八九五年に亘りて多少増加せしも、其後著しく減退せるを見る。

一九〇七年に於て、兩機織所を合し之を經營の大小に従ひて區別する時は、小規模經營は二萬千四百〇四を算し、其従業員は三萬二千六百〇九人を以て一四%を占め、中規模經營は七百九十三にて、一萬六千五百九十三人の従業員を有し八%、大規模經營は九百十にて、十七萬六千六百六十八人の従業員を使用して七八%を占めたり。

機織業に於ては、今日尙は家内工業が著しきものあれども、往昔に比すれば非常に減退せり。左に一八九五年と一九〇七年に於ける本業及副業の數字を示さん

	綿機織業		混合機織業		計
	一八九五年	一九〇七年	一八九五年	一九〇七年	
本業	二四、三〇三	一四、四七	二、四六	五、三五	三五、七六
副業	三、二五〇	一、六七	一、三五	三、四七	四五、七五
計	二七、五五三	一五、一三四	三、七六九	五、五八二	四〇、三四一
					二、四〇六

故に、本業は一八九五年以來殆んど半數に減せしが、此減少は、一方に於ては綿機織業に於てよりも混合機織業に於て著しく、他方に於ては本業に於てよりも副業に於て著し。綿機織業の行はるゝ主なる地方を、従業者の數に従ひて配列すれば次の如し。

ザクセン王國	二三%	南バイエルン	六%
エルサス	一五%	ウルテムベルヒ	六%
シュレジエン	一〇%	バーデン	六%
ラインランド	一〇%	ハノーベル	二%
ウエストファーレン	九%	ザクセン州	一%
北バイエルン	八%	ラインバルツ	一%

混合機械業に於ても同じく、従業者の優に五分の二は「ザクセン」王國にありて、約六分の一は「ラインランド」、十二分の一は「シュレジエン」、其外フランケン、ウエストファーレン、ウルテムベルヒ、ザクセン州及バーデン等之に亞げり。

第四節 精製工業

精製業即ち漂白業、捺形業及艶出業 (Appretur) は、一八八二年に於て千六百六十二の本業を算し、二萬三千三百〇五人の従業員を用せしが、一九〇七年には本業は千六百八十八、従業員は三萬九千三百二十九人、動力は五萬〇五百二十二を算したり。此精製業に於ては、人員の増加(殆んど七〇%)と共に、工場數亦著しく増加(四五%)せるを見る。精製業が他の棉花工業と異なる點は、人員中に男

工の多きこと之なり。即ち機械業に於ては男工は四九%、紡績業に於ては四二%なるに對して、精製業に於ては七六%を占む。一九〇七年に於て工場を大小に従ひて區別せるに、小規模經營は千百十箇所にて、中規模經營は四百〇一箇所、大規模經營は百七十七箇所を算したり。其使用人員は、大規模の方は二萬九千八百十四人にて七六%を占め、中規模は二%、小規模は四%を占めたり。家内工業は全體に於て著しからざるも、一八九五年以來増加を來し、當時は全體にて三百五十八を算せしに過ぎざりしが、一九〇七年には千二百二十七を數へ、殆んど四倍となれるは奇なる現象と謂ふ可し。

従業員の數に従つて見るに、精製業も比較的「ザクセン」王國に於て多く行はれ(従業員の二八%、動力の二二%)、「ラインランド」(従業員の二〇%、動力の二二%)、「エルサス」(一二%)、「シュレジエン」(九%)が之に亞ぎ、其他バーデン、ウルテムベルヒ、ウエストファーレン等は、何れも六%を有して同位置に在り。

第五節 綿製品(綿絲を除く)の貿易

綿製品の貿易は、現今獨逸商業中の主なる部に屬せり、今一八五九年頃より現今に至る迄の發達狀況を見るに、一八五九年より一八七九年の間に於ては、綿製品の輸出は量の上より見て平均一萬〇八百噸、輸入は平均一千五百七十噸にて、純輸出は九千二百三十噸を總計し、價格に就て云ふ時は、一八七二年より一八七九年の間に於て、輸出は七千二百三十萬「マルク」(一八七三年)と九千五百六十

萬「マルク」(一八七五年)の間を往來し、輸入は千九百九十萬「マルク」(一八七八年)と千八百萬「マルク」(一八七三年)の間を上下し、純輸出の平均は六千九百萬「マルク」を計上したり。

一八八〇年以來は、一般綿製品に靴下類、組紐類、笹縁及刺繍物が加はり、後には尙一層細別せらるるに至れり。一八八〇年より一九〇五年の間に於て、一般綿製品の輸出は一萬三千七百噸(一八八六年)と三萬三千七百三十七噸(一九〇五年)の間を往來し、平均二萬三千七百十八噸を計上せり。

輸入は八十年代より九十年代の中頃迄は低く、平均約千噸なりしが、それ以來急に六千五百五十六噸に上り、輸入の平均は一九〇三年より一九〇五年に於て五千八百六十一噸、輸出の平均は二萬四千九百八十三噸を總計せり。

一九〇五年の純輸出、及一九〇三年より一九〇五年に至る其平均は次の如し。

一般綿製品 靴下類 組紐類 笹縁及刺繍物 計	自一九〇三年至一九〇五年平均		一九〇五年	
	噸數	價格(單位百萬「マルク」)	噸數	價格(單位百萬「マルク」)
	二四〇八三	五八三	二七五二	六三〇
	二一八〇〇	八九八	一三〇三四	九九〇
	二六三〇	一八八	二五七	一八三
	二二八〇	一五五	二六〇	一六二八
	四〇七三	二九一六	四七七二	三四三二

一九〇七年より一九〇九年に至る間に於ける綿製品の輸出入及純輸出の狀況は次の如し。

一九〇七年 一九〇八年 一九〇九年 平均	輸 入		輸 出		純 輸 出	
	噸數	價格(單位百萬「マルク」)	噸數	價格(單位百萬「マルク」)	噸數	價格(單位百萬「マルク」)
	八七二	五、四九三	四、七二二	五七八	四三〇	三、七四四
	六、九一九	四、二六六	三、七二七	四、六九	三、五〇二	三、〇三三
	八、〇〇九	四、九二五	四、九一六	五、五	三、二七	二、六八二
	七、八三三	四、八五八	四、〇四五	五、七	三、六八〇	三、二五三

一九一〇年の輸出入狀況は次の如し。

各種織物 靴下及び下着類 笹縁及び刺繍物 手袋及び頭髪用網 天鵞絨類 編物及び網細工品 網布	輸 入		輸 出		純 輸 出	
	噸數	價格(單位百萬「マルク」)	噸數	價格(單位百萬「マルク」)	噸數	價格(單位百萬「マルク」)
	八〇七九	三、〇八四	二、八〇五	三、二四	一、四七	一、〇三
	三六	一、四〇六	一、三九八	九、八	九、六	九、六
	四、八	三、三〇	二、九〇二	一、〇四	六、五	六、四七
	九	一、八八六	一、八七七	〇、二	三、〇六	三、〇四
	八三	一、三四九	五、七	四、二	一、三三	八、一
	一六	四、九	四、三	〇、七	二、六	二、五
	三、八〇	一、〇八	二、七	七、六	一、五	六、一

尙北米合衆國商務省の調査によれば、一九一一年に於ける綿布及び其他（綿絲を除く）の輸出總額は一〇〇、〇二一、六四二弗にして、輸入總額は二一、六九五、六〇四弗を計上せり。

綿製品殊に各種綿布、網布及び笹線布の主なる供給國は大英國にして、一九一〇年には三千五百萬「マルク」に上り總輸入の六二%を占め、其外瑞西（千二百萬「マルク」にて二一%）、佛國（八%）、埃國（三%）、和蘭及白耳義（各一%）等之に亞げり。

輸出は世界中大概の國に亘り、一九一〇年には六十八箇國が之に關係し、其中十九箇國は歐羅巴にて、總輸出の五五%を占め、亞米利加は二十三箇國にて三三、六%、亞細亞は十二箇國にて五、四%、亞弗利加は十三箇國にて四、五%、濠洲は二箇國にて一、五%を占めたり。

一九一〇年の調査によれば、輸出國中第一位に在るは大英國にして、八千七百萬「マルク」を以て總輸出の二四%を占めたり、英國は獨逸より主として加工織物、手袋、靴下類、下着類、笹線布及刺繡物を購入せり。第二位に在るは合衆國にして、五千九百萬「マルク」を以て一六%を占め、靴下類及笹線布を購入し、此商品に於ては獨逸の第一の華客たり、尙は手袋及刺繡物も輸出せらる。亞爾然丁は二千〇六十萬「マルク」を以て六%、瑞西は四%、佛國、伯刺西爾、露國、和蘭、埃國及伊太利は各三%、智利、歐羅巴士耳格、英領印度、丁抹は各二%を占む。

第六節 獨逸棉花工業總體の上より見たる輸出入關係

棉花工業の輸出入關係は一九〇七年及一九一〇年に於て次の如くなりき。

種別	一九〇七年		一九一〇年	
	量	價	量	價
原 料	五、六六五	七、四四五	五、八七三	五、三三三
綿 絲	三、三三三	五、八七三	三、七七二	一、四〇一
綿 品	八七二	五、四九三	四、四九三	五、七八
計	五九、〇七	一、四七五	四、四三三	七、八一
		(+) 純輸出		(-) 純輸入
		(-) 純輸入		(+) 純輸出

故に總體の輸出入量は七十一萬三千八百六十二噸、其價格は十三萬二千七百五十萬「マルク」にして、輸入超過としての損失は約二億三千五百萬「マルク」を以て終れり。

種別	一九一〇年		一九一〇年	
	量	價	量	價
原 料	四、二六五	九、〇九三	四、二六五	九、〇九三
綿 絲	二、六五四	一、六三七	二、六五四	一、六三七
綿 品	一、〇三九	六、四四二	一、〇三九	六、四四二
計	五〇、八五七	一、六七二五	五〇、八五七	一、六七二五
		(+) 純輸出		(-) 純輸入
		(-) 純輸入		(+) 純輸出

故に總體の輸出入量は六十七萬六千三百十二噸、其價格は約十二億七千八百萬「マルク」にして、輸入超過としての損失は約二億四千二百萬「マルク」を總計し、一九〇七年度に比較して約八百萬「マルク」丈け多し。

獨逸棉花工業の總輸出入は其の價格につきて云ふ時は、一九一〇年に於て、亞米利加は五億三千八百萬「マルク」を以て殆んど四四%を占めて第一位に居り、偉大なる原料輸入と著しき製品輸出に分る。第二位に在るは歐羅巴にして四〇%、亞細亞は九%、阿弗利加は七%を以て之に亞げり。濠洲は非常に少なし、之れ原料の供給は一もなくして、綿製品の需用は主に大英國より充たさるゝを以てなり。各國別として貿易關係を述べれば、合衆國は四億七千二百萬「マルク」、即ち總輸出入價の三八%を占めて第一位に居り、第二位に在るは大英國にして、二億三千萬「マルク」を以て一八%を占む。英國との貿易狀況を見るに、往昔に比較して原料の輸入は減じ、綿製品の輸入は非常に増加せしが、就中綿絲の輸入は著しきものあり。獨逸は英國に向つて盛に商品を輸出すと雖、尙三千六百萬「マルク」の損失をなせり。又印度（九千八百萬「マルク」）、及埃及（七千七百萬「マルク」）に對しても輸入超過の狀況に在り、之れ其原料輸入が著しきを以てなり。

獨逸と原料、綿絲及商品の相互の交換をなす國に於ては、埃甸國は主なるものにして、此國との總貿易額六千二百萬「マルク」の中、四千三百萬「マルク」は獨逸の輸出に對するものにして、其輸出品は主

として紡績材料にして製品之に亞げり。瑞西との總貿易額は三千七百萬「マルク」にして、其中輸出過剩は僅かに百八十萬「マルク」に過ぎず。之れ瑞西は獨逸が之に送ると殆んど同價格の商品を獨逸に送るを以てなり、瑞西は綿絲、獨逸は原料を以て主要なる貿易品となせり。和蘭にありては、總價格三千二百萬「マルク」より差引くものは、獨逸より供給せる原料に對する四百萬「マルク」のみ。佛國との貿易額は二千五百七十萬「マルク」にして、獨逸より輸出する商品が五百七十萬「マルク」丈け多し。白耳義との總貿易額は千百六十萬「マルク」にして、獨逸より三百六十萬「マルク」の輸出超過をなせり。

第四章 戰時に於ける棉花工業

第一節 現時の概況

既に述べたる如く、獨逸の棉花工業に於て消費せらるゝ紡績諸原料は、全部海外より輸入するの必要ある所なるが、今次の戰爭によりて海外よりの諸原料輸送全然杜絶し、其結果獨逸は、國內に現在せる原料を以て凌がざるべからざる状態に陥り、政府は幾多の法令、規定を公布して、紡績諸原料の差押、各工場作業時間の短縮、原料販賣及消費の制限等を行ひ、以て諸原料の利用、分配及消費を適切ならしめ、今後尙ほ長期に亘りて、軍隊並に國民の需要に應せしめんことに努むる一方に於て、既

製品を潰して原料の補足を行ひ、同時に新纖維の發見と利用を奨励しつつあり。而して棉花の代用品として、既に新纖維 *Reunesein* (イラグサ屬) の發見もありしが、該植物は獨逸國內に野生として生ずるものにして、之が利用に就ては、「イラグサ」纖維利用會社なるもの設立せられたり。之を要するに、戦時に於ける獨逸の綿花工業は、極力消費を制限して、絶対に必要なる以上に消費せざること
を期しつつありて、其結果紡織業者の集注せる大都會に於ては、紡織及裁縫業労働者中多數の失職者を生じ、之が適當なる他職を見出し得ざる場合に於ては、公共的救済の處置を講じつゝあり。以下に掲ぐるは、戦時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書(一九一四年十一月二十三日宰相代理「ドクトル、デルブリュック」より帝國議會へ提出)及其追加中、棉花工業に關係ある事項を譯出せるものなるが、之によりて、戦時に於ける獨逸棉花工業の大體を窺ふことを得べし。

以下の記事に見ゆる所謂 *Ermächtigungsgesetz* とは、一九一四年八月四日に公布せられたる

戦時に於ては聯邦會議に經濟上の處置に對する全權を與ふること及び爲替法及小切手法の期限を延長することに關する法律 (*Gesetz über die Ermächtigung des Bundesrats zu wirtschaftlichen*

Massnahmen und über die Verlängerung der Fristen des Wechsel- und Scheckrechts im Falle kriegerischer Ereignisse)

にして、其第三條は次の如し。

聯邦會議ハ、戦時中經濟上ノ損失ヲ除去スルため、緊要ト認メラル、法律上ノ處置ヲ制定スルノ權ヲ有ス。此處置ハ、次回開會ノ際帝國議會ニ之ヲ報告スルヲ要シ、且ツ議會ノ要求アル時ハ撤廢スルヲ要ス。

第二節 出來合洋服業者應急事業委員會

戦時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書(一九一四年十一月二十三日宰

相代理「デルブリュック」より帝國議會へ提出)中より譯出

戦争の結果生計の道を失へる、伯林及其附近の出來合洋服業婦人従業者に、出來得る限り職を與へて其窮狀を緩和せんがため、帝國内務省並に普魯西商工省の奨励に基き、且つ其援助を受けて、出來合洋服業者應急事業委員會なるもの設立せられたり。此委員會は、前記官廳の報告委員各一名の外、皇后陛下附宮中顧問官、獨逸自宅従業婦人組合の代表者、實業に従事せる獨逸婦人及小女の「カトリック」教團體の代表者、並に商業會議所より推舉せられたる、有力なる伯林商業團員二名により組織せらるゝものにして、此二名の商業團員は、無報酬を以て商業方面の指導を擔當し、且つ場所、經營に要する必需具、並に事務員の一部を提供せり。該委員會は、自宅作業として裁縫品、編物品を作らしめつゝあり。其仕事の委託はプロシヤ内務省(從來は四人によりてなされたる仕事)、軍經理部の各部、本國

婦人協會の中央事務所及び其他より得たるものなり。本委員會は、其使用せる婦人従業者には、製作品の全部に對して適當なる勞銀を仕拂ひ、且つ一旦收客せる作業者には、爾後繼續して仕事を與ふるの原則を遵守せるが故に、其經營は、仕事の委託を受くるに應じて徐々に擴大せらるゝに過ぎず。今日迄での所裁縫に従事せるは二千三百名にして、編物に従事せるは九百名なり。

同覺書第二追加中より譯出

伯林及其附近に於ける出來合洋服業婦人従業者の仕事缺乏は、依然著しきを以て、出來合洋服業應急事業委員會は從來の原則に従ひて、間斷なく其活動を續行せり、目下同會の使用せるは、裁縫に従事せる二千八百二十八名と、編物に従事せる七百二十二名なり。一九一五年の一月末迄でに、本委員會は自宅婦人作業者に五十萬「マルク」以上の勞銀を支拂へり。

同覺書第三追加中より譯出

伯林及其附近に於ける出來合洋服業の經濟狀態は、尙ほ依然不安の狀況に在るを以て、出來合洋服業者應急事業委員會は、今後尙ほ暫らく其活動を續行することを必要なりと思考せり。然るに目下本委員會の使用せるは二千六百五十名に過ぎずして、其中二千四百名は裁縫に、二百五十名は編物に従事せるものなり。而して一九一五年四月末迄でに、該委員會は自宅婦人作業者の勞銀として、八十九萬九千「マルク」以上、商工業方面従業者の俸給及び報酬として、約九萬千六百「マルク」を支出せり。

同覺書第六追加中より譯出

出來合洋服業者應急事業委員會は、最近數ヶ月間に再び多大の仕事の委託を受けたり、就中軍經理部より受けたるもの最も多し。該委員會の活動を續行するの必要尙ほ依然存在せることは、伯林及其附近の出來合洋服業婦人従業者にして、該委員會に對し日々仕事を求むる者の數近時再び著しくなれるによりて明かなり。目下該委員會の使用せるは約二千二百八十名にして、其中千八百名は裁縫に従事し、四百八十名は編物に従事せり、尙此外に九十一名の事務員を使用せり。創立（一九一四年九月上旬）以來一九一五年十月十五日迄に、自宅婦人作業者の報酬として百三十二萬五千「マルク」、商工業方面に使用せる事務員の俸給及報酬として、十六萬五千九百五十「マルク」を支出せり。而して、該委員會が自宅婦人作業者に對し、給料より引去ることなくして與ふる療養金は、一ヶ月平均五千「マルク」に及べり。

第三節 戰時民福保護のため市町村及市町村連合團援助

の目的を以て準備せられたる帝國資金使用に關する告示

戰時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書第二追加（一九一五年三月十日
宰相代理「デルブリユック」より帝國議會へ提出）中より譯出

第七條（他は略す）

戰時民福保護ニ關スル法令ヲ生業ヲ失ヘル者ニ適用スル場合ニ於テハ、左ノ條件ニ據ルヘシ。

- a. 援助ヲ受クヘキ條件、援助ノ金額、及援助ノ方法ハ市町村官衙ノ規定スル所ニヨルモノトス。
- 金錢援助ニ代フルニ、物資援助（食料品ノ給與、家賃ノ免除等）ヲ以テスルコトヲ得。
- b. 援助ヲ與フルコトヲ得ルモノハ、戰爭ノタメ生業ヲ失ヒテ窮境ニ在ル者ニシテ、勞働ニ堪ヘ、且ツ喜ンテ之ニ従事スル者ニ限ル。
- 適當ナル仕事ノ引受ヲ拒ム失職者ニハ、援助ヲ與フルコトヲ得ス。
- c. 僅少ナル所有物（小額ノ貯金、住宅ノ設備）ハ、援助ノ必要程度ヲ判定スル場合ニハ、之ヲ問ハサルモノトス。
- d. 生業ヲ失ヘル者カ、自身ニ、或ハ他人ノ世話ニヨリテ得ル援助竝ニ歳入ハ、市町村或ハ市町村連合團ヨリ與フヘキ援助ノ半額ヲ超ユルコトヲ得ス。貯金ノ利子及ヒ之ニ類似ノモノニ付テモ亦同シ、但シcニヨリテ承認セラレタル資金ハ此限ニ在ラス。

第四節 紡織工場、機織工場等に於ける作業時間制限に關する告示

經濟處置に對する全權を聯邦會議に與ふることに関し一九一四年八月四日に公布せる法律の第三條に基き聯邦會議が公布せし告示の類集第七追加（一九一五年八月十三日宰相代理「ドクトル、デルブリユック」より帝國議會へ提出）中より譯出

一九一五年八月十二日、（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット四九五頁）聯邦會議ハ、經濟的處置ニ對スル全權ヲ聯邦會議ニ與フルコトニ關シ一九一四年八月四日ニ公布セラレタル法律ノ第三條ニ基キテ、次ノ告示ヲ公布セリ。

第一條 棉花、羊毛、模造羊毛、亞麻（Flachs）黃麻（Jute）又ハ大麻（Hanf）ヨリ紡績物、織物、編物（Wirkstoffe und Wirkwaren）ヲ製造スル營業所ニ於テハ、勞働者ハ一週ニ多クトモ五日以上從業スルコトヲ得ス。日々ノ作業時間ハ、一九一五年六月ニ於テ普通ナリシ平均時間以上ニ延長スルコトヲ許サス。且ツ一日ノ作業時間ハ、如何ナル場合ニ於テモ、休息時間ヲ除キ十時間以上ニ亘ルヘカラス。各地方ノ中央官廳ハ、作業日竝ニ日々ノ作業時間ヲ、更ニ一層制限スルノ權ヲ有スルモノトス。

第二條 地方ノ中央官廳若ハ中央官廳ヨリ指定セラレタル官廳ハ、公共ノ利益上緊要ナル除外ニ就テ

ハ、申請ニ基キテ之ヲ許可スルコトヲ得。

第三條 本令ノ規定、若ハ本令第一條ノ第二項ニ基キテ公布セラル、地方中央官廳ノ布令ニ違反スル營業所ハ、一千三百「マルク」以下ノ罰金若ハ三月以内ノ禁錮ニ處ス。

第四條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス、効力消失ノ時期ハ帝國宰相之ヲ定ム。

一九一五年八月十二日

伯林ニ於テ

帝國宰相代理

デルブリュック

第五節 綿布製造禁止の結果失職すべき機織労働者に對する處置

戰時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書第五追加（一九一五年八月十四

日宰相代理「デルブリュック」ヨリ帝國議會へ提出）中より譯出

軍官憲に於て公布せる綿布製造禁止令によりて失職すべき機織労働者に對し、職業を與ふる處置研究のため、内務省に於て、帝國諸官憲並に聯邦政府の代表者、及び雇主、被傭者並に其他關係者の代表者間に協議會を開きしが、尙ほ他の必要となれる作業制限に基く協議は、之を次回に譲れり。

諸官憲は、此綿布製造禁止のため起るべき災害を可成緩和し、失職すべき労働者を他業に就かしめて、出來得る限り生計費獲得上の困難を除去することに、特に注意すべき旨訓示せられたり。而して此等労働者の收容所と目せらるゝは、主として化學工業、金屬工業、農業及鐵道敷設事業とす。

綿布製造禁止のため起るべき災害を緩和するの處置に就き、特に記載すべき事項は次の如し。

一、作業時間の短縮を實施し、休業日を設け、過度の作業を避くることは當局の主旨にして、所謂 Ermächtigungsgesetz の第三條に基きて、一九一五年八月十二日（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット四九五頁）に公布せる

紡績工場、機織工場及編物工場に於ける作業時間制限に關する告示

は、機織工業全體に於ける仕事を長時日繼續せしめんがため、紡績工場、機織工場並に編物工場に於ける作業時間を、一般に制限すべきことを規定せり。

二、軍官憲に對しては、出得る限り長期に亘りて仕事の委託をなし、且つ機織労働者を軍事工場に收容するか、若は彼等に軍事目的の自宅作業を課して職を與ふることを要求せり。軍官憲は出來得る限り、失職すべき労働者を軍事工業に於て使用すべく、此の目的のため軍團司令部に次のことを勸告せり。

a. 失職すべき労働者に職を與ふるため、機織工業に従事せる労働者中軍事に使用し得る者をば、出

來得る限り速かに之を召集すること。

b. 失職すべき労働者の收容力に關し、行政官廳と一致して充分なる確定を遂ぐべきこと。

三、行政官廳に對しては、失職すべき労働者數の豫想、此等失職者に對する他業の收容力、並に外國事業に従事し得る人數に關し、調査を遂ぐべきことを要求せり。此調査に當りては、廣く職業案内所及び其加盟者組合に就て聴取するを要す。

四、労働者は之を可成其土地、若くは其附近に於て收容することに努むべく、若し之が不可能なる場合に於ては、職業案内所は、八月一日以來改正を行へる労働市場通報 (Arbeitsmarktanzeiger) に、無職労働者を廣告するを要す。然る時は、職業案内所組合、新設せられたる職業案内所中央報告所、及び職業案内所中央事務所等の協力の下に、大なる區域に亘りて收容することを得べし。

五、「ポーランド」及白耳義に於ける占領地域よりは、最早機械労働者を輸入し得ざる様、相當の處置を講じたり。

六、俘虜を機械業に於て使役することは最早許されざることゝなれり。

七、目下の所機械業内に於ては、労働者に對し未だ夥しき職業の缺乏は認められず、而して労働市場通報に見ゆる機械労働者の仕事申込は僅少に過ぎず。

第六節 機械工業作業時間の制限

戰時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書第六追加 (一九一五年十一月二

十六日宰相代理「デルブツエック」より帝國議會へ提出) 中より譯出

所謂 Ermächtigungsgesetz の第三條に基き、一九一五年八月十二日 (ライヒス、ゲゼッツ、ブラット 四九五頁) に公布せられたる紡績工場、機械工場並に編物工場に於ける作業時間制限に關する告示は其目的を果たし、機械工業に於ける仕事を延長せしむることゝなれり。該令によりて加工事業を一週五日に制限せられたる原料、並に其制限を受くべき加工事業の種類を、一層精密に定めんがため、前記八月十二日の告示は、一九一五年十一月七日 (ライヒス、ゲゼッツ、ブラット 七三三頁) の

紡績工場、機械工場、編物工場等に於ける作業時間制限に關する告示

によりて、新たなる形體をとるに至れり。

新令によれば、一部の製造を禁止せられたるは、棉花、羊毛、模造羊毛 (Kunstwolle)、亞麻 (Flachs)、黄麻 (Jute)、苧麻 (Ramie)、大麻 (Hanf)、若は其他の纖維を、全部若くは一部に使用して製造せらるゝ紡績物、織物、編物 (Wirk- und Strickwaren)、組物品 (Flechtwaren)、若は綱具、機械、ノース (Maschinenspitzen)、筵又は氈にして、其外漂白業、染色業、艶出業 (Appretur)、搓絲業 (Zwirnerci)

捺形業(Druckerei)、及之に類似せる加工業の如き準備及仕上事業(Vor- und Nacharbeiten)も、同様の禁止を受けたり。此等總ての制限を受くることなきものは、全部絹を使用せる商品の製造並に人造棉花(Kunstbaumwolle)の加工なり。同時に、一定の仕事殊に日々の作業開始に影響するが如き仕事は、本制限規則より除外するを以て適當なりと認められたり。斯かる仕事は、主として釜の火焚、作業時間の前後に於ける機械の掃除等にして、其外化学上の處置、又は氣象上の影響に支配せらるる仕事(例へば漂白所に於けるが如し)も此制限を受くることなし、之れ斯かる仕事は、一定の時間に仕事を中止することは常には行ひ得ざることにして、若し中止する時は、製作物に損傷を來たすことあるを以てなり。商業上の仕事(包装、荷積、帳場仕事等)、商品及燃料の運送、並に貨車の荷積及荷卸に就ても亦同様なり。

第七節 窮境に在る機織労働者の援助

戰時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書第六追加中より譯出

戰時民福保護の目的を以て市町村援助のために準備せられたる帝國資金の使用は、先頃聯邦會議の決議によりて、困窮せる機織労働者にも及ぼさるゝことゝなれり。機織工業の大部分に對して、原料使用の制限を實施し、同時に原料の加工事業は、各製造所に於ける作業日數を最大限一週五日とし、

一日の作業時間は十時間以上に亘る可からずとの規則によりて、一層長時に亘りて延長せらるゝこととなれり。之がため多數の労働者は失職すべく、隨て其住民の大部分が機織工業に従事せる市町村に於ては、大恐慌を來たすべきを豫期せざるべからず。殊に、外國事業に就かむしるを得ざる多數の婦人のためには、他の收益ある職業を與ふること屢々困難なることあるべし。されば斯かる場合に對しては、戰時民福保護の他の場合に於けるよりも、一層多く帝國に於て市町村の援助に努むべきこと、正當と認められたり。故に聯邦會議は、機織労働者の援助費用に於ては、一般戰時民福保護の場合に於て最高限と定められたる額、即ち全費用の三分の一なる限度を超えて、其半額を帝國資金に於て引受くべきことを決議せり。機織工業が主なる生業をなせる郡或は市町村に於ては、聯邦會議の決議によりて全費用の三分の二、若し特別の窮境ある場合に於ては、例外として四分の三迄を承認することを得、尙ほ戰時作戦地域に在る地方に對しては、更に此限度を超過することを得。機織工業に於て作業制限を行へるために生業を失へる、被備者及び労働者保護のために要する費用は多大のものにして、帝國は其必要生ずるに應じて之が支出をなすべし。保護開始の時機として確定せられたるは一九一五年十月一日にして、此日より、他の戰時民福保護に對しても、從來よりも一層多額の資金を特に聯邦政府の使用に委することを得。而して此の他の保護は、機織労働者に對する特別の保護によりて、幾分其負擔を減せらるゝ所なり。

第八節 機織製品販賣促進行為の禁止

戰時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書第八追加（一九一六年三月十二日）
 日宰相代理「デルブリュック」より帝國議會へ提出）中より譯出

織物品及編物品の現存せるものを節約するの必要上、且つは販賣者並に購買者の利益のために過度の販賣及び過早の賣盡しを豫防せんがため、所謂 *Ernähigungsgesetz* の第三條に基きて、一九一六年二月二十五日（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット二二二頁）に

織物品並に編物品の販賣を殊に促進せしむる行為禁止に關する告示

を公布せり。本令の内容は、嘗て帝國經濟豫算委員會にて承認せられ、帝國議會より聯邦政府に研究資料として示されたる動議（Nr. 193 der Drucksachen II. Session 1914/15）に一致せり。

本禁止を受くべきものは、織物品並に編物品の販賣を殊に促進せしむる總ての行為なり。

尙ほ流行品、婦人衣服、裝飾品、靴類及毛皮商品、並に其製作に當りて織物或は編物を使用せる商品も、同様に此禁止によりて其販賣を制限せらる。

禁止せらるべき行為は全部の賣拂、或は一部の賣拂、棚卸販賣及び季節販賣、祭日販賣、*Serien- und Restewochen oder = tagen, Weisze Wochen oder Tagen, Propaganda- und Reklamewochen oder = tagen*

（註、此等は日本に於ける「賣出し」等に相當するものならんも適譯なし）及び之に類似せる特別販賣の廣告及舉行、並に見切値段即ち棚卸値段を以ての販賣廣告なり。

本禁止が酷に過ぐるが如きことある場合に於ては、其地の警察署、若は地方の中央官廳より警察署の代理として指定せられたる官衛は、申請に基きて除外の許可を與ふることを得。

第九節 機織製品に關する事項

戰時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書第九追加（一九一六年九月二十

六日）宰相代理「ドクトル、ヘルフェリッヒ」より帝國議會へ提出）中より譯出

戰爭の繼續すると共に、機織原料は益々不足を來たし、之がため軍官憲は、現存せる貯藏品を確實にし、之を以て長時日支へしめんがため必要なる處置を講じたる結果、本年の初め機織製品の價格昂騰するに至り、中には暴利を貪る製品あるに至れり。されば織物品（*Webwaren*）並に編物品（*Wirkwaren und Strickwaren*）及之より製せられたる製品に對し、法律的に價格を規定するの必要を生ぜり。然るに、機織工業の製品に對し各其最高價格を定むることは、價格昂騰防止の適切なる方法と認むるを得ざりき、之れ其商品に千差萬別あるを以てなり。されば寧ろ一般的の價格制限が、適切にして且

つ充分なる方法と認められたり、而して、此の一般的價格制限は、所謂 Ermächtigungsgesetz の第三條に基きて公布せられたる、一九一六年三月三十日の

織物品及編物品の販賣價格制限に關する告示(ライヒス、ゲゼッツ、ブラット二一四頁)によりて決定せられたり。

織物品及編物品は、本告示の原則として、戦時となりて以來一九一六年二月一日までに、同種若ば類似の物品を、同様若は類似の方法により販賣して得たる價格中、最近のものにて且つ之を實證し得る價格、若しくは賣價として確定せる價格以上を以ては販賣し得ざること、なし、以て前記商品の價格昂騰を防止すること、なれり。然るに、本告示によりて消費者の利益を計る一方に於て、機械業者並に經濟上之に關係を有する者の利益を、著しく減殺するなからんことに努むるは、頗る緊要なること、認められたるに依り、雜費及び適當の利益を考察して認定せられたる價格が、本令第一條第一項に於て確定せられたる價格以上なる時は、前者を後者に代りて有効なる價格と定むとの規定を設けて之が斟酌をなせり。

本令は購買者に、價格低減の目的を達せしめんがため、販賣者に對する民法上の請求權を得るの可能を與へ、該請求權は仲裁裁判所(Schiedsgericht)の法廷に於て主張すること、なれり。該仲裁裁

判所の設立、權能及び組織並に其處置は、一九一六年三月三十日の

一九一六年三月三十日の織物品及編物品販賣價格制限に關する告示に

從ひ設立すべき仲裁裁判所に關する實施規定(ライヒス、ゲゼッツ、

ブラット二一六頁)

によりて規定せられたり。

仲裁裁判所の判決は、帝國宰相より確定せられたる一般判決標準(Richtlinien)に據るべしものにして、該標準は一九一六年四月十三日に公布せられたり。

「一九一六年三月三十日の織物品及編物品の販賣價格制限に關する告示

(ライヒス、ゲゼッツ、ブラット二一四頁)に基き設立せられたる仲裁裁

判所(告示第四條第一項)に對する判決標準——一九一六年四月十三日—

(ツェントラルブラット、フューア、ダス、ドイチュエ、ライヒス二頁)

特別の刑罰規定は設けられざるも、若し刑に觸るべき法外價格の疑ひある場合に於ては、仲裁裁判所長は之を檢事局又は價格檢査所に報告するを要す。

機械原料並に製品の輸入益々困難となり、且つは軍需品を確實にせんがため行はれたる機械品徵發の結果、戦争が更に永く繼續するも、國民に織物品及編物品並に之より製せる製品の供給を安全にす

べき必要生じたと同時に、又平和締結後の一少時に對しても、注意を拂ふべきこと緊要と認められ
たり。如何となれば、現存せる貯藏品は、原料貿易の道再開せらるゝ迄の消費に堪ゆるを要し、且つ
軍人軍屬が歸來するに當りては、忽ちにして非常なる需要の生ずるを豫期すべきが故なり。

而して其供給を充分に安全にせんがためには、全國住民の使用に充てられたる在品を、全國に亘り
統一的に、且つ適當に節約使用する方法に據るの外なかりき。されば所謂 *Ernährungsgesetz* 第
三條に基き公布せる、一九一六年六月十日の

織物品及編物品の賣買規定に關する告示 (ライヒス、ゲゼッツ、ブラ

ット四六三頁)

によりて、宰相の監視下に置かれたる官署を設立し、名けて國民被服廠 [Reichsstelle für die bürger-
liche Bekleidung (Reichslekleidungsstelle)] となし、之に對し、現存せる機織製品及び今後製出すべき
もの、竝に外國より輸入すべきものを節用し、且つ之を適當の價格を以て國民に供給すべき任務を課
せり。

該被服廠の設備は、之に類似せる官署の之に同じき最善の設備に則れるものにして、管理課と事務
課に分れ、管理課は課長及び専門家より組織せられたる顧問官會より成り、課長は事務の指導及び必
要なる告示の公布を掌り、顧問官會は根本的問題殊に被服引渡監視の實施に關して相談を受くべき

なり。事務課は既に存在せし戦時經濟株式會社 (Kriegswirtschafts = Aktiengesellschaft) が、Kriegswirt-
schafts = Aktiengesellschaft, Geschäftsabteilung der Reichslekleidungsstelle の名の下に改造せられたるも
のにして、主として占領地域より得たる織物品及編物品の節用及分配を其任務とせり。而して、此分配
には現行の賣買方法を利用すと雖も、帝國被服廠より其卸賣價格及小賣價格を規定し、不必要なる仲
買業によりて價格を昂騰せしむるを防遏せり。但し卸商人及小賣商人には、適當なる利得を收めしむ
るの方法を採れり。

消費を制限することは絶対に必要なることにして、之を實施せんがために、經由賣買 (Kettenhandel)
及び法外の貯藏事業 (übermässige Lagerarbeit) を禁止するの規定を設くと共に、織物品及編物品を
消費者に交付することは、特別の引渡證と引換に非ずんば之を許さざることとせり。此引渡證を實施
するに至りしは、小賣商人より消費者に移る際の消費を制限するに非ずんば、必要なる節約はなし得
ざるが故なり。而して必需の程度には千差萬別あるが故に、各個の需要に對し、夫れ／＼原則を定む
ることは不可能のことたり。されば該引渡證は、各人の實際現存せる需要を認めて之を交付するを要
し、隨つて、各時其交付前に需要の有無を調査するの必要ありき。本告示中引渡證に關する規定は、
帝國の各地に於ける特種狀態を斟酌し得んがために、其改正權を各國の中央官衙に保留せり。引渡證の
交付に對する前提條件たる、購買の必要程度を調査することの原則に關しては、帝國被服廠は詳細な

る規定を公布せり。

〔住民の使用に充てられたる織物品及編物品の販賣規定に關し一九一六年六月十日に公布せる聯邦會議の告示第二條の實施に關する告示—一九一六年七月三日（ツェントラルブラット、フェーア、ダス、ドイチェ、ライヒ、一七二頁）〕

販賣規定に關し一九一六年六月十日に公布せられたる前記告示の第十九條に基き、帝國宰相は住民の使用に充てられたる織物品及編物品の販賣規定より除外せらるゝ物品に關する告示（一九一六年六月十日、ライヒス、ゲゼッツ、ブラット四六八頁）

を公布し、前記販賣規定の制限を受けざる物品を公示せり。其公示物品は、價格高きため其需要が住民の單に一小部分に限られたるにより、且つは之を告示の規定下に置く時は、徒らに其製造の著しき制限を來たし、隨つて仕事を減少せしむるのみに止まり、絶對必要なる材料の供給を安全にする上には何等益する所なき關係上、之が節用は絶對に必要なりと見做すべきに非ざる生産物なり。而して、此の販賣規定の制限を受けざる物品の商品目錄は、屢々變更せられたり。

〔一九一六年七月十三日（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット六九三頁）、一九

一六年八月七日（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット九二四頁）一九一六年

八月二十一日（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット九三八頁）一九一六年九

月九日（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット一〇〇九頁）に公布せられたる國

民の使用に充てられたる織物品及編物品の販賣規定に關する諸告示〕

帝國被服廠は、織物品及編物品に對する官廳側の需要、及び官廳の制服材料に於ける需要をも充たしつゝあり。

本追加の百〇五頁に於て述べたる、一九一六年三月三十日公布の價格制限に關する告示公布の際に於ては、購買者に價格低減の目的を達せしむるの可能、竝に仲裁裁判所によりて販賣者に對する民法上の請求權を得るの可能を與ふれば、本告示の價格規定の目的は、充分に之を果し得るものと考へられしに、購買者は彼れの有する權利を行使することは甚だ稀なるを以て、該目的は充分に達成するを得ざることゝなれり。之に反し、公布せられたる規定に照し、官廳側に於て價格の當不當を檢查することとは、一般の利益を害すべき過度の要求價格を制限するの最も有効なる方法と認められたり。されば、若し過分の價格なりと思考する場合に於ては、一九一六年三月三十日の告示に基きて設立せられたる仲裁裁判所に、該商品に對して販賣者の得たる價格の検査を託するの可能を、官廳に與ふことは、至極當を得たることゝ認められたるが、彼の所謂 Ermächtigungsgesetz の第三條に基きて一九一六年

九月十四日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット一〇二二頁)に公布せられたる

一九一六年三月三十日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット二一四頁)の織

物品及び編物品の販賣價格制限に関する告示變更に関する告示

は、此目的に副へるものなり。

其の外本告示は、若し販賣者が不當の利得を収めたる場合に於ては、該利得は彼の所有とすべからざることを規定せり、此處置も亦、價格制限規定の一層良好なる遵奉を保證せるものなり。又若し個人が、本令第二條によりて彼れに與へられたる、低減價格を得るの權利を行使せざる場合に於ては、一般利益のために、官廳側に於て活動すべきことを考慮し、且つは小賣の場合に於ては、購買者を商取引後に捜し出たすことは、多くの場合不可能若くは困難なることを考へ、販賣者の餘分利得は、帝國のために之を沒收することを規定せり。其沒收すべき金額の徵集は、一九一六年九月十四日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット一〇二三頁)に公布せる

一九一六年三月三十日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット二一四頁)の織

物品及編物品の販賣價格制限に関する告示に従ひ設立すべき仲裁裁判

所に關する告示

によりて規定せられたり。

網具及び其製品の價格昂騰初まり、中には暴利を貪るものあるに至りしを以て、此等の商品をも亦所謂 *Ernähigungsgesetz* の第三條に基きて公布せられたる、一九一六年六月二十一日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット五四五頁)の

網具の販賣價格制限に関する告示

によりて、一九一六年三月三十日の織物品及編物品の販賣價格制限に関する告示の價格限定規定下に置けり。

本告示の諸規定、此告示に附隨して公布せられたる施行規則の諸規定、並に仲裁裁判所の判決標準の諸規定は、其主旨通りに適用せられつゝあり。

獨逸國內に野生として生ずる植物中、刺痛を與ふる長莖を有する *Brennnessel*(イラグサ屬、學名 *Urtica dioica*) は、使用し得る紡績纖維を有す。各種紡績原料の不足益々増加すると共に、此の *Brennnessel* の蒐集は到る處に於て企てられたり。其集めたる物品の購買及支拂は、有限責任「イラグサ」纖維利用會社 (*Nezefaser = Verwertungsgesellschaft m. b. H.*) の名を有する、公益的戰時會社に於て之をなし、該會社は其集めたる品を精製せしむ。

さて茲に、其集めたる「イラグサ」の莖を、工業會社或は仲買商に高價を以て轉々賣渡さんがために、商人側に於て密かに之を買ひ占めんと試みるなきやの憂ひありき。斯かる行動ある時は、政府の處置は之によりて妨害せられ、原料の不必要なる價格昂騰を招致するに至るべきを以て、乃ち官廳の

處置の効果は、所謂 Ermächtigungsgesetz の第三條に基きて公布せられたる、一九一六年七月二十七日（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット八三九頁）の

Brennesseln の販賣に關する告示

によりて保證せらるゝに至れり。

Brennesseln の蒐集及販賣は、新規なる營業なるを以て、從來の營業或は商業上の利益を害すること無し。

此の告示の實施規定の公布權は、各國の中央官廳に之を保留せり。而して、當該處置の實行は刑罰規則によりて保證せらる。

第十節 失職機織從業者の援助

戰時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書第九追加中より譯出

機織原料の不足、竝に軍官憲によりて實施せられたる徵發の結果、機織品の加工に従事せる營業殊に出來合洋服業（Konfektionsindustrie）も、非常なる打撃を蒙り、殊に、多數の出來合洋服業の存在せる大都市に於ては、時經るに従ひて失職せる無數の被傭者及勞働者の續出すべきことを豫期すべきなりき。されば、一九一五年十一月十八日の聯邦會議の決議によりて規定せられたる、機織工業の被

傭者及勞働者に對する援助は、機織品加工業の被傭者及勞働者にも及ぼすことゝなれり。之に就きては、一九〇七年の營業所統計（獨逸帝國統計第二二二卷、二六頁）の營業別第九Kに屬する總ての營業は、機織業に於ける被傭者及勞働者の失職保護のため公布せられたる規則中に、之を入るべきことを明示せり。

氈（Tilla）製造業は新たに此の規則中に加へられたり、其外、勞働者及び被傭者と共に、生業を失へる獨立營業者も亦、失職保護に浴し得ることを規定せり。

次に、戰時に於ける民福保護のため市町村及び市町村の連合團援助の目的を以て準備せられたる、帝國資金の使用に關する一九一四年十二月十八日の告示（ツェントラルブラット、フューア、ダス、ドイチェ、ライヒ、六二〇頁）第七の補足をも行へり。即ち幾多の請願書により、或は新聞の記事により、或は各種の保護委員會並に保護機關によりてなされたる處置によりて明かなりし如く、上記告示の第七に定められたる規定、即ち、失職保護は戰爭のため生業を失ひて、窮境に在る住民のみに與ふべきなりとの規定は、必ずしも遵守せられざりき。如何とならば、當時公布せられたる規則によりては、一週中一日の給料を失へる場合に於ても、直ちに之に對して失職保護の處置を採るは必要なるのみならず、其處置を採るが至當なりと見做され、其保護を受くる者の全收入、或は作業を休める時間の利用に對する機會などは、之を考慮することなくして、苟も給料を失へる者には直ちに補償を與

へたり。乍然、斯くては聯邦會議の規定と合致せざるのみならず、必然其人民をして、他方に於て報酬ある職業を求めんとするの努力を鈍らしむるに至り、且又假令窮境には在るにもせよ、其養育者は本國に在りて、本職の外他に収益事業を見出し得る者の幾多の家族が、却つて従軍者の家族、即ち其養育者は戦場に於て、母國のために戦ひつゝある者の家族に比して、一層多く公資の援助を受けたる例も少なからざる有様なりき。されば一九一六年四月十三日(ツェントラルブラット、フューア、ダス、ドイチエ、ライヒ七四頁)の

戦時民福保護に關する規定の變更

によりて、一九一四年十二月十八日の告示第七七を補足し、窮境と見做すべきは、同告示第七のc及dの規定によりて補助を受くべき者の収入が、或は全部或は一部の失職によりて、同じ家計中に在る家族の収入を合するも、最早必要なる生計を立て得ざる迄に減退せる場合に限ることゝなれり。

尙ほ本告示第七に附則を加へ、之によりて市町村は、若し萬一失職保護の規定を設くるために、特別なる保護委員會を組織するが如き場合には、之に雇主及被傭者の代表者を加ふべきことゝなれり。

此附則は一九一六年一月十四日帝國議會より容れられたる、家計委員會の動議に副へるものなり。
(Nr. 193 der Drucksachen, II. Session 1914/15.)

一九一六年九月九日を以て設立以來二箇年となり、此間絶えず活動し來れる出來合洋服業者應急事

業委員會(Der Ausschuss für Konfektions = Notarbeit)は、伯林に於ける出來合洋服業の婦人自宅作業者か、今日も尙ほ屢々窮境に在るを見て、其活動を更に續行すべき必要を認めたり。茲に詳細説明するを得ざる各種の理由により、仕事の委託を受くることは益々困難となれりとは雖ども、而かも該委員會は、比較的良好なる成績を擧げつゝ、設立第三年期、同時に戦争の第三年期に入れり。該委員會へ仕事を與ふる者は目下軍官憲のみなり。同委員會の收容せる婦人作業者は、目下千六百二十九名ありて、其中千四百十二名は裁縫事業、四百八十七名は編物事業に従事せり、尙ほ此外に九十三名の事務員を使用し、一部は商事に、一部は他の實業事業に従事せり。設立の初めより一九一六年九月一日に至る迄即二ヶ年間に、此等婦人自宅作業者に支拂ひたる給料は、二百十九萬八千五百十二「マルク」に上り、委員會の事務員は、此期間中に二十九萬〇七百四十七「マルク」の給料及び俸給を受取れり。該委員會が此婦人従業者共に、給料より引去ることなくして與へたる療養金は、今日迄に五萬九千六百十一「マルク」を計上せり。尙ほ此外婦人作業及事務員に對する自發的援助のため、及び其他社會上の目的のために、六千五百五十三「マルク」の支出をなせり。

第十一節 包装用囊の取引

戦時經濟處置に關する獨逸官憲の覺書第九追加中より譯出

既に久しき以來、包装用糞は漸次不足を來たし、其價格は原料の騰貴と不足によりて昂騰するのみならず、不法の取引によりても絶えず昂騰を來たせるを以て、之が取引を官憲の監視下に置き、以て戦争の永く繼續する場合に於ても、糞を使用するに非ざれば輸送し得ざる商品輸送のために、之を確實に備ふることは極めて緊要なること、認められたり。尙ほ同時に、平和克復の後暫くに對しても、各種商工業のために糞の需要供給關係を規定するの必要ありき。

之が供給を充分確實にせんことは、現存せる貯藏品及び今後製作すべきもの、或は輸入すべきものを、全國に亘り統一的に節用するに非ざれば、望み得ざることなり。されば所謂 *Ernährungsgesetz* の第三條に基きて公布せられたる、一九一六年七月二十七日(ライヒス、ゲゼツ、ブラット八三四頁)の

糞に関する告示

によりて、之に必要な規定を設けたり。

此告示によりて帝國糞取扱所 (*Reichs = Saackstelle*) なるもの設立せられ、帝國宰相の監視下に置かれたり。此帝國糞取扱所は、管理課と事務課に分れ、前者は課長一名、副課長一名及び課員數名より成り、尙ほ之に根本問題の相談を受くべき顧問を附せり、此顧問は殊に帝國糞取扱所の實施規則、竝に價格決定の原則に就て相談を受くべきなり。事務課は取締役事務所を有せる一個の有限責任會社なり。

帝國糞取扱所の任務は、主として糞の現在品を需要に應じて取引市場に出だし、且つ其取引中に在る糞の取扱に充分なる注意を拂ふの處置を講ずるに在り。尙ほ食料品の包装に適せる糞は、之を可成永く食料品の包装に利用することは、殊に留意せらるる所なり。

尙ほ調査せる所によれば、商人及び消費者の手許には、利用せられざる多數の糞が存在せるを以て、之を集めて、一般の利益のため取引市場に出すは必要のことたり。されば前記告示は、一九一六年八月一日に於ける糞の現在高、及び昨年中(一九一五年七月一日より一九一六年六月三十日)に於ける實際の需要高を申出づべき義務あることを規定せり。空糞と滿糞の別なく、尙も糞を有せる者は、總て其高を申出づべき義務あれども、消費者及製作者の所有せる現品にして、千個以下のものは除外せらる。尙ほ糞商人及び其他の糞所有者は、毎月其時々現在の高を、帝國糞取扱所に届出づべきなり。

商品を充たせる糞の販売は自由なれども、空糞は陸軍經理部及び帝國海軍經理部に賣却するものを除く外は、帝國糞取扱所以外に販賣するを得ず。若し他に販賣せんとする時は、帝國糞取扱所の承諾を経ざるべからず。然れども、帝國糞取扱所より承諾を受けたる買上者、仲買人及購買者より成る商人團に對しては、糞購入の承認が與へられあるを以て、消費者は隨時不要の糞を販賣することを得。又一の消費者より他の消費者へ、百個以内の空糞を販賣する場合に於ては、販賣の承認を受くる必要なし。而して外國よりの糞輸入に對しては、其の輸入せる高を、即時帝國糞取扱所に報告し、且つ若し

要求せらるる時は、全部若くは一部を供給すべしとの特別規定を設けたり。

帝國囊取扱所は、囊を受納せる場合に於ては、之に對して相當の價格を支拂ふを要す。引受價格の最高限は、一九一六年七月二十七日（ツェントラルプラット、フューア、ダス、ドイチェ、ライヒ、一九一六年八月十六日（ツェントラルプラット、フューア、ダス、ドイチェ、ライヒ、二一七頁）の同規定第三の如し。

古囊の引受價格に關する告示

に於て定められたり。若し帝國囊取扱所と引渡者との間に於て、價格の一致を見ざる場合に於ては、引渡義務ある者の利益を保護せる高級官署に於て、其價格を決定すと雖も、引渡義務ある者は、此決定價格を待つことなくして供給するを要し、又た帝國囊取扱所は、相當なりと思惟せる價格を前以て支拂ふべきものとす。若し喜んで引渡をなさざる場合に於ては、囊は之を徴收す。需要量の確定は、豫め需要高を届け出でしめ、其の使用し得べき現在品の量に應じ、帝國囊取扱所に於て之をなせり。

帝國囊取扱所は、其任務遂行に當りては、囊商人（買上者、仲買人、購買者）によりて協力せらる、此等商人は一定の手當を受け、囊の買上、分類、整頓、洗濯並に修繕を爲すべきなり。買上者が囊を販賣するに當りては、自己の購買せる價格に、受取るべき手数料を加へたるもの以上を要求するを得ず、而かも帝國囊取扱所より、仲買人として承認せられたる囊商人以外に販賣するを得ず。仲買人は此囊を購買するの義務を有し、相當なりと思惟せる價格に、買上者の手数料を加へて直ちに支拂する

を要す。又仲買人は、買上者より得たる囊並に自由賣買に於て直接消費者より購入せる囊を、規定通りに整頓せる後ち、買上者に支拂へる手當並に手数料の支拂を受けて、購買者に發送地停車場料無料として供給するを要す。購買者は仲買人より得たる囊、或は自由賣買に於て消費者より購入せる囊を、充分に分類し、規定通りに整頓し、且つ火災保險に附したる後ち、其月の現品調査を了へて之を報告し、要求せらるゝに應じて、適當なる積載の下に、停車場或は船積所へ輸送するを要す。若し通告二回に及ぶも尙ほ帝國囊取扱所が、囊を三週間以内に引取らざる場合に於ては、購買者は其囊を販賣するの權利を有す。帝國囊取扱所は、購買者に一定の引受價格を仕拂ふものとす。突然の需要を充たさんため、且つは定まれる小額需要者に供給せんがために、囊商人は申請によりて、其貯藏品中の一定額を、帝國囊取扱所に代りて直接消費者に販賣するの權利を附與せらる。

囊商人は、取引に關し信頼すべからざることを證明するの事實ある場合に於ては、關係官廳より囊取引を禁せらるゝことあるべし。前記處置の實施は、刑罰規則によりて確保せらる。

帝國囊取扱所は、種々の實施規則を公布せり、即ち一九一六年七月二十七日（ツェントラルプラット、フューア、ダス、ドイチェ、ライヒ一九一六年八月十六日（ツェントラルプラット、フューア、ダス、ドイチェ、ライヒ、二一七頁）の同規定第三の如し。

獨埃國戰時棉花工業ニ關スル法令

第一部 翻譯

目次

甲 號(獨逸國)

- 一、取引所ニ於ケル商品ノ定期取引結了ニ關スル告示……………六三頁
- 二、綿絲紡績原料及綿絲ノ差押ニ關スル告示……………六五頁
- 三、綿絲紡績原料及綿紡績物ノ最高價格ニ關スル告示……………七五頁
- 四、綿絲紡績原料及綿絲ノ差押ニ關スル告示ノ追加……………七七頁
- 五、動物性及植物性紡績原料及之ヨリ製セル絲及網類ノ貯藏増加ニ關スル告示……………八〇頁
- 六、一九一五年十一月七日公布紡績工場、機械工場、編物工場等ニ於ケル作業時間制限ニ關スル告示……………九〇頁

乙 號(埃甸國)

- 一、一定ノ綿材料ニ對スル販賣及加工ノ禁止並屆出義務ニ關スル商務大臣ノ命令……………九二頁

- 二、棉花及綿絲ノ貯藏額増加並棉花ノ加工制限ニ關スル商務大臣及國防大臣ノ命令……………九四頁
- 三、綿製品ノ貯藏額増加並綿絲及綿製品ノ加工並販賣制限ニ關スル商務大臣及國防大臣ノ命令……………九八頁
- 四、一定ノ綿材料ノ加工及販賣禁止、強制供給並届出義務ニ關シ國防大臣及軍務大臣ト合議ノ上公布セル商務大臣ノ命令……………一〇四頁
- 五、棉花及綿紡績物ノ貯藏額増加並棉花ノ加工制限ニ關スル省令ノ變更ニ關シ公布セル商務大臣及國防大臣ノ命令……………一〇八頁
- 六、棉花及綿紡績物ノ貯藏額増加並棉花ノ加工制限ニ關スル商務大臣及國防大臣ノ命令……………一〇九頁
- 七、綿製品ノ貯藏額増加並綿絲及綿製品ノ加工並販賣制限ニ關スル商務大臣及國防大臣ノ命令……………一一二頁
- 八、棉花、綿紡績物及其製品ノ販賣制限並強制供給ニ關シ關係諸大臣ト合議ノ上公布セル商務大臣ノ命令……………一一八頁
- 九、棉花工業ノ戰時組合設立ニ關シ關係諸大臣及軍務大臣ト合議ノ上公布セル商務大臣ノ命令……………一二五頁

- 一〇、綿絲、綿織物、綿編物並綿製又ハ半毛製ノ織物襪衣類及編物襪衣類ノ加工及販賣制限ニ關スル商務大臣及國防大臣ノ命令……………一三九頁
- 一一、棉花、綿紡績物及之ヨリ製作セル製品ノ販賣制限並強制供給ニ關スル省令第三條ノ變更ニ付關係諸大臣ト合議ノ上商務大臣ノ公布セル命令……………一四七頁

甲號(獨逸國)

一、取引所ニ於ケル商品ノ定期取引結了ニ關スル告示

一九一四年八月二十四日公布(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット三八一頁)
 一九一四年八月四日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット三三三六頁)ノ取引所ニ於ケル商品ノ定期取引結了ニ關スル法律ノ第一條、第三條、第四條及第五條ニ基キテ、聯邦會議ハ次ノ規定ヲ設ケタリ。

第一條 銅、錫、砂糖、棉花及珈琲ノ取引、並ニ取引所法(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット、一九〇八年號、二一五頁)第六十七條ニ規定セル方法ニヨル穀物及穀粉ノ取引ニシテ、獨逸取引所ノ取引條件ニ從ヒテ八月一日前ニ締結セラレ、一九一四年八月四日後ニ初メテ履行スヘキモノナルトキハ、本

告示ノ施行ト共ニ、契約當事者ノ一方カ其有スル解除權ニ基キテ契約ノ解除ヲナシタルモノト看做ス。取引所ニ於ケル彈力護謨ノ定期取引ニシテ、「ハンブルグ」ノ取引所理事カ、取引所法第五十一條第一項第三號ノ規定ニヨリ、取引所設備ノ利用ヲ禁止スル旨ノ命令ヲ爲シタルモノニ付亦同シ。

本規定ノ施行迄ニ契約當事者ニヨリテ有効ニ履行セラレタル取引ニ付テハ、本規定ヲ適用セス。

第二條 一九一四年八月四日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット三三六頁)ノ法律第三條ニヨリテ生スル債務ノ辨濟期ハ、次ノ如ク之ヲ定ム。

1 引渡ニ付テ一致セル銅及錫ノ定期取引ナルトキハ、
(a.)一九一四年八月ニ對シテハ一九一四年ノ九月一日、一九一四年ノ九月ニ對シテハ一九一四年ノ九月三十日

(b.)總テ爾後ノ月ニ對シテハ一九一四年ノ十一月三十日、此ノ場合ニ於テハ、一九一四年十一月三十日ヨリ一致セル引渡月ノ最終日ニ至ル間ニ對スル年六分ノ利息ヲ控除スルモノトス。

2 引渡ニ付テ一致セル砂糖ノ定期取引ナルトキハ、

(a.)一九一四年八月及九月ニ對シテハ一九一四年ノ九月一日、一九一四年ノ十月ニ對シテハ一九一四年ノ十月一日、一九一四年ノ十一月ニ對シテハ一九一四年ノ十一月一日

(b.)總テ爾後ノ月ニ對シテハ一九一四年ノ十一月十五日、此場合ニ於テハ、十一月十五日ヨリ一

致セル引渡月ノ初日ニ至ル間ニ對スル年六分ノ利息ヲ控除スルモノトス。

3. 珈琲及彈力護謨ノ定期取引ナルトキハ、一致セル引渡月ノ第一日。

4. 棉花ノ定期取引及取引所法第六十七條ニ規定セル方法ニヨル穀物及穀粉ノ取引ナルトキハ、一九一四年ノ九月十五日、九月三十日後ニ履行セラルヘキ取引ニアリテハ、一九一四年九月十五日ヨリ一致セル引渡月ノ第一日ニ至ル間ニ對スル年六分ノ利息ヲ控除スルモノトス。

第三條 本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

一九一四年八月二十四日

伯 林

帝國宰相代理 デルブリユツク

二、綿絲紡績原料及綿絲ノ差押ニ關スル告示(紡績及機織禁止)

一九一六年四月一日公布(陸海軍經濟新報八九頁)

第一條 本令ノ施行

本告示ハ一九一六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、本告示ノ施行ト同時ニ廢止セララル諸布令ハ左ノ如

シ。

1. 綿布ニ對スル製作禁止令、

- 2. (a.) 一九一五年八月十四日公布ノ棉花、屑綿、綿紡績物ノ賣却、加工及差押ニ關スル告示、
(b.) 一九一五年十二月七日ノ棉花、屑綿、落綿及綿紡績物ノ賣却、加工竝ニ差押ニ關スル告示、
- 3. 一九一五年七月十四日、一九一五年八月二十日及一九一五年十月二十五日ノ一般除外例認可規定、
- 4. 證明書第三 (Belegschein 3) ニ對スル解釋、

第二條 本令ノ適用ヲ受クヘキ物品

本令ノ適用ヲ受クベキ物品ハ左ノ如シ。

- 1. 棉花、リントター、屑綿、落綿 (Stängel) 及梳物ヲ含ム、他ノ紡績原料(羊毛、人造羊毛等)ト混シタル落綿モ同シ、竝ニ人造棉花(生ナルモノト染色或ハ漂白セルモノトヲ問ハス)
- 2. 綿絲、撚絲及其落物 (Putzfäden, Reinzfäden等) ニシテ、前記綿絲紡績原料ヨリ成レルカ、或ハ綿絲紡績原料ヲ混シタルモノノ全部
前記原料ハ今後單ニ綿絲紡績原料ト稱ス。

第三條 差 押

第二條ニ記載セル綿絲紡績原料、綿絲、撚絲竝ニ綿絲及撚絲ノ落物ハ、茲ニ之ヲ差押ス。

本差押令ニ觸レサルモノハ——第九條ニ規定セラレタル作業制限ヲ除キ——左ノ如シ。

1. 機織掃屑、

- 2. 「ボロ」及原料落物ヨリ製セル人造棉花(之ニ對シテハ特別規定アリ)、
- 3. 綿絲紡績工場、綿撚絲工場、綿機織工場及編物工場ノ自家用ニ必要ナル丈ケノ掃除綿 (Putzbaumwolle)、竝ニ一九一六年四月一日ニ於テ其他ノ工場ニ貯藏セル掃除綿ノ現在品、
- 4. 一九一六年一月一日以後ニ外國ヨリ輸入セル「リントター」及人造棉花、竝ニ一九一五年六月十五日以後ニ外國ヨリ輸入セラレタル其他ノ綿絲紡績原料、之ヨリ製セラレタル綿絲、及ヒ一九一五年六月十五日以後ニ外國ヨリ輸入セル綿絲(但シ此輸入カ「プロシヤ」軍務省ノ戰時原料部ニ對シテ證明セラレ得ルコトヲ前提トス)、尙獨逸ノ軍隊ニヨリテ占領セラレタル地方、竝ニ獨逸帝國ニ屬スル關稅的外國 (Zollausland) ハ、本告示ノ意味ニ於テハ外國ト看做サレス。
- 5. 羊毛ヲ混シタル編物絲(之ニ對シテハ、機織用絲及編物用絲ニ對スル賣渡、加工及移送禁止ノ告示ヲ適用ス。)
- 6. 縫絲、カガリ絲、縮絲 (Crepegarne) Frottégarne、節絲 (genoppte Garne) 及 geschmelzte Garne
ハ〔全部既ニ一九一六年四月一日以前ニ製作セラレタルモノニシテ、證明書 (Belegschein) ニヨリテ得タルモノニ非サルコトヲ前提トシ〕内國ニ於テ之ヲ販賣及加工スルコトヲ得、之ト同シク既ニ一九一六年四月一日ニ於テ商業上ノ手續ヲ終リ、小賣用トシテ存在セシ編物絲及綿編物絲、

竝ニ綿刺繡絲 (baumwollene Häkelgarne) ニ付亦同シ。

7. 公開セル商店ハ、一九一六年四月一日ニ現在セル差押ヲ受ケタル綿絲ヲ、五十「キログラム」ヲ限り、自家用者及家内工業者ニ對シ、自己ノ工場ニ於テ任意ニ加工スルタメニ販賣スルコトヲ得、但シ、各人ニ販賣スル量ハ十「キログラム」ヲ超過スヘカラス。

第四條 賣渡及加工禁止

綿絲紡績原料、綿絲、撚絲、綿絲又ハ撚絲ノ落物ニシテ差押ヲ受ケタルモノハ、之ヲ賣渡、加工又ハ變形スルコトヲ得ス。殊ニ差押ヘラレタル綿絲紡績原料ノ混合、漂白、染色、塗脂及紡績、竝填物 (Watte)ノ製造、差押ヘラレタル綿絲、撚絲、綿絲落物、撚絲落物ノ機織、編物、邊締、組物、精製 (例ハ、漂白、染色等) 捲絡 (Spulen) 經絲織 (Zetteln) 理絲 (Schlichten) 糊付 (Kleben) 引裂 (Reissen) ハ、之ヲ爲スコトヲ得ス。

第五條 陸軍及海軍官廳ノ委託

差押ヲ受ケタル綿絲紡績原料及綿絲ハ、陸海軍官廳ノ委託履行ヲ目的トセルトキハ、官廳ノ證明書第三 (Belegschein 3) ニ對シテ之ヲ賣渡及加工スルコトヲ許可ス。證明書作製ノ手續ハ、プロシヤ王國軍務省ヨリ公布セラレタル「證明書第三ニ對スル解釋」ニ從フモノトス。該證明書カ規則通りニ作成セラレ、署名セラレ、プロシヤ王國軍務省戰時原料部ノ認可ヲ受ケテ、供給者ノ許ニ達セサル中ハ、

供給者ハ其差押ヲ受ケタル綿絲紡績原料及綿絲ノ加工ヲ始ムルコトヲ得ス。證明書第三用印刷物ハ、プロシヤ王國軍務省戰時原料部ノ機織原料届出局 (Webstoffmeldamt) ニ於テ之ヲ受領スヘシ。

證明書ナキ場合ト雖モ、落綿 (Strippe) 及梳物ヲ除ク) 又ハ人造棉花ノミヨリ製セラレタル綿絲ハ一九一六年四月一日前ニ締結セラレタル、直接又ハ間接ノ陸海軍官廳ノ委託履行ノ爲ニ、之ヲ使用スルコトヲ得 (相對ノ契約及下請契約 (Zwischen- und Unterverträge) モ、全部一九一六年四月一日前ニ締結セラレタルコトヲ前提トス)。此委託ハ、規定セラレタル官廳ノ印刷物 (届出用紙第七) ニ記入シ、一九一六年四月十日迄ニプロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部ニ届出ツヘキモノトス。此印刷物ハ、プロシヤ王國軍務省戰時原料部ノ機織原料届出局ニ於テ、之ヲ受領スヘシ。

差押ヲ受ケタル「リントー」ハ、證明書ナキ場合ト雖モ、硝酸棉花製造ノタメニ之ヲ加工スルコトヲ得ルモ、戰時化學品株式會社ノ認可ヲ受クヘキモノトス。

第六條 賣渡禁止ノ例外

差押ヲ受ケタルモノト雖モ、第五條ニ記載セル陸海軍官廳ノ委託ヲ果タス以外ニ尙左ノ場合ニ於テハ、綿絲紡績原料及綿絲ノ賣渡ヲ許スモノトス。

1. プロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部ヨリ除外ノ認可ヲ受ケ、官廳ノ自由交付證明書 (Freigabeschein) ニヨリテ證明セラル、モノ。

- 2. 落綿 (Grippe) 及梳物ヲ除ク) 竝ニ「ホゴシ」絲ヨリ製セル人造棉花ハ、自由ニ之ヲ販賣スルコトヲ得、但シ加工禁止ノ適用ヲ受ク。
- 3. 其他ノ綿絲紡績原料ハ、自家加工者ヨリ自家加工者ニ販賣スルコトヲ得ルモ、加工禁止ノ適用ヲ受ク。

特別差押ヲ受ケタル「リンスター」ノ賣渡ニ付テハ、差押手續ニ於テ定メタル規定ヲ適用ス。

第七條 加工禁止ノ除外例

差押ヲ受ケタルモノト雖モ、第五條ニ規定セル陸海軍官廳ノ委託ヲ果タス以外ニ尙ホ左ノ場合ニ於テハ、綿絲紡績原料及綿絲ノ加工ヲ許スモノトス。

- 1. 差押ヲ受ケタル綿絲紡績原料及綿絲ハ、戰時原料部ヨリ與ヘラレタル自由交付證明書(第六條第一項)ニ對シテ加工スルコトヲ得。
- 2. 綿絲紡績工場及綿絲燃絲工場ハ、自己ノ工場用ニ充ツル綿製ノ網及紡錘用紐ヲ製造スルコトヲ得。
- 3. 一九一六年三月一日ニ既ニ經絲卷 (Känelwraps) トセルカ、又ハ經絲木 (Zettelbaum) 若ハ織機 (Webstuhl) ニ上ケラレタル綿經絲ニシテ、差押令ノ適用ヲ受クルトキハ無ニ歸スヘキモノハ、何等加工ノ禁止ヲ受ケサル綿絲、或ハ一九一六年四月一日ニ於テ機織工場ニ存在シ、證明書第三

ニヨリテ得タルニ非サル差押綿絲ト共ニ、之ヲ加工シ盡クスコトヲ得。

- 4. 自家用者及家内工業者ハ、一九一六年四月一日ニ於テ自家用ノタメニ保管セル綿絲ヲ、自己ノ工場ニ於テ任意ノ生産ニ使用スルコトヲ得、但シ該綿絲カ證明書ニヨリテ得タルモノ、又ハ其綿絲ノ使用カ自家用以外ニ亘ルモノナルトキハ、此ノ限ニ在ラス。尙ホ、第三條第七項ニヨリ公開セル商店ニ於テ得タル綿絲ノ加工モ、之ヲ許スモノトス。

第八條 豫備紡績

證明書或ハ自由交付證明書ナキ場合ト雖モ、(綿絲紡績原料差押ニ關スル告示第四)綿絲紡績工場ハ取消令ノ出ツル迄テ、落綿 (Grippe) 及梳物ハ然ラス) 及人造棉花 (ホゴシ絲ヨリ製セル人造棉花ヲ除ク) ヲ、綿絲製造ニ使用スルコトヲ得、其製作セラレタル綿絲ハ、之ヲ差押スルモノトス。プロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部ハ、此豫備紡績ヲナサシムル特權ヲ、一般ノ規定又ハ部分的ノ命令ニヨリテ擴大シ、且ツ之ヲ他ノ綿絲紡績原料及他ノ工場ニ及ホスコトヲ得。

第九條 作業制限

本令ノ第三條、第五條、第七條及第八條ニヨル綿絲紡績原料及綿絲ノ加工ハ、左ノ規定ノ適用ヲ受ク。

- 1. 綿絲紡績工場ハ、一九一四年四月一日ヨリ一九一四年六月三十日ニ至ル間ニ於テ製造セル、月

平均額ノ二〇%以上ノ月生産ヲナスコトヲ得ス。

落綿又ハ棉花、屑綿、*Waste* 及梳物ヲ混合セサル人造棉花ヨリ綿絲ヲ製造セル場合ニ於テハ、其綿絲ハ、之ヲ許サレタル月生産額ニ計算スルニ當リ、單ニ其重量ノ半ヲ以テス。

〔例、茲ニ甲ナル紡績工場アリテ、一九一四年四月一日ヨリ同年六月三十日迄ノ間ニ、毎月平均十萬「キログラム」ノ綿絲ヲ紡績シタリトスレバ、該紡績工場ハ、目下正規ノ綿絲ヲ月々二萬「キログラム」製造スルコトヲ得、然レトモ、若シ落綿又ハ人造棉花ノミヨリ製造スルトキハ、其ノ二倍即四萬「キログラム」ヲ製造スルコトヲ得、若シ此ノ紡績工場カ、落綿及人造棉花ヨリ月々二萬五千「キログラム」ノ綿絲ヲ製造シ、他ニ正規ノ綿絲ヲ紡績セントスルトキハ其ノ計算ハ次ノ如シ。即チ

二萬五千「キログラム」ノ落綿綿絲ハ、計算ニ當リテハ半額ヲ以テスルカ故ニ、一萬二千五百「キログラム」ナレハ、尙ホ正規ノ綿絲ヲ七千五百「キログラム」生産スルコトヲ得。故ニ、實際ノ綿絲生産量ハ、落綿綿絲二萬五千「キログラム」ト正規綿絲七千五百「キログラム」トノ計、即チ三萬二千五百「キログラム」ナリ。

2. 機械機織工場及編物工場ハ、一九一五年八月四日ニ於テ棉花ノ加工ニ使用セシ機械（織機、*Mailleusen* 等）數ニ、五〇ヲ乘シタル數ニ相當スル時間以上ニ亘リ、作業スルコトヲ得ス。

〔例、茲ニ乙ナル機織工場アリテ、一九一五年八月四日ニ於テ百台ノ織機ヲ有シタリトセハ、毎月五千時間作業スルコトヲ得ルヲ以テ、此ノ機織工場ハ、五十台ノ織機ノ運轉ヲ中止シ、殘餘ノ五十台ヲシテ毎月各百時間作業セシムルカ、又ハ七十五台ヲ休メ、二十五台ヲシテ毎月各二百時間作業セシムルモ可ナリ。〕

プロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部ハ、場合ニヨリ當該工場ニ對シ全部又ハ一部、作業制限ノ適用ヲ除外スルコトヲ得。

一九一六年五月十日ヲ初回トシ毎月十日迄ニ、各綿絲紡績工場ハ、其前月中證明書ニヨリ又ハ證明書ニヨラスシテ製造セル綿絲ノ量、種類及番號ヲ届出ツヘシ、又機械機織工場及編物工場ハ、其前月使用セル機械ノ數ヲ届出ツヘシ、之ニ必要ナル印刷物（證明書第六）ハ、プロシヤ王國戰時原料部ノ機織原料届出局ニ就テ之ヲ要求スヘシ。

第十條 最高價格

本告示ノ第三條、第五條及第六條ニ依ル綿絲紡績原料及綿絲ノ賣渡並ニ交付ハ、一九一六年度戰時原料部ノ告示 1800/2號 W. II. (W. II. 1800/2. 16. K.R.A.) 中ニ規定セル、棉花、「リンスター」、「屑綿」、人造棉花及綿紡績物ニ對スル最高價格以上ヲ要求セサル場合ニ限り、之ヲ許可ス。本告示ノ施行前ニ於テ、前記最高價格以上ノ支拂ヲナスヘキ協約アル場合ニ對シテモ亦同シ。

此規定ハ、本告示ノ第三條第四項ニ依リ賣渡禁止ノ適用ヲ受ケサル、外國ヨリノ輸入綿紡績物及綿絲ニ之ヲ適用セス。

第十一條 届出義務及倉庫帖簿

一九一六年四月一日ニ現在セル綿紡績物、綿絲、撚絲、及綿絲又ハ撚絲ノ落物ノ全量ハ、差押ヲ受ケタルモノト受ケサルモノトヲ問ハス、一九一六年四月十日迄ニ、プロシヤ王國軍務省戰時原料部ノ機械原料届出局ニ届出ツヘシ。

一九一五年九月二十八日公布ノ動物性及植物性紡績原料ノ貯藏額増加ニ關スル告示ノ規定、竝ニ一九一六年二月一日公布ノ同令ノ追加ハ、前項ノ届出ニ之ヲ適用セス。

届出ノ義務アル者ハ、差押ヲ受ケタル綿絲紡績原料及綿絲ニ關スル帖簿ノ外、賣渡及加工禁止令第三條ノ第四項及第六項ニ依リテ除外セラレタル、綿絲紡績原料及綿絲ニ關スル特別帖簿ヲ備フヘシ。

第十二條 本告示ノ揭示

本告示ニ於テ許可セラレル綿絲紡績原料及綿絲ノ加工ハ、各作業室ノ見易キ場所ニ揭示セラレル場合ニ限り之ヲ許可ス、本告示ノ印刷物ハ、プロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部機械原料届出局ニ就テ之ヲ受領スヘシ。

三、綿絲紡績原料及綿紡績物ノ最高價格ニ關スル告示

一九一六年四月一日公布(陸海軍經濟新報九二頁)

一八五一年六月四日ノ攻圍狀態 (Belagerungszustand) ニ關スル法律ニ基キ、(バイエルンニ於テハ、一九一二年十一月五日ノ戰時狀態ニ關スル法律竝ニ一九一四年七月三十一日ノ勅令ニ基キ)、次ノ告示ヲ一般ニ公示ス。之ニ違反スル者ハ、一九一四年八月四日(ライヒス、ゲゼツツ、プラット三三九頁)ノ最高價格ニ關スル法律ノ規定、竝ニ一九一五年一月二十一日(ライヒス、ゲゼツツ、プラット二五頁)及一九一五年九月二十三日(ライヒス、ゲゼツツ、プラット六〇三頁)公布ノ該法律變更ニ關スル告示ニ從ヒテ處罰セラル、但シ一般ノ刑法ニ從ヒテ一層ノ重刑ニ處セラルヘキ者ハ此限ニ在ラス。

第一條 凡ソ價格ハ左ニ記載スルモノヲ超過スヘカラス。

A. 棉花、「リントンター」、屑綿、落綿及人造綿花ニアリテハ、價格表第一(棉花ノ最高價格)ニ示セル價格、

B. 綿紡績物ニアリテハ、價格表第二(綿絲ノ最高價格)ニ示セル價格、

若シ一九一六年四月一日以前ニ締結セル契約ニ於テ、前記最高價格以上ノ價格ニ付テ兩關係者ノ一致アル場合ニ於テハ、綿絲紡績原料及綿絲ノ差押ニ關スル告示ノ第十條ヲ適用ス。

第二條 (第二條ノ新規定ニ付テハ、一九一六年五月二十六日ノ本告示ニ對スル追加第一條ヲ見ヨ)。

第三條 棉花ノ最高價格ハ、倉庫ニ於テ受取即時拂ヲナス場合ニ於テハ、割引スルコトナシ。

第四條 棉花ノ最高價格ハ、製造場又ハ倉庫ニ於テ受取り、三十日以内ニ支拂ヲナス場合ニ於テハ二%ノ割引ヲナス。

東綿絲ニアリテハ、十英「ポンド」ノ壓搾束カ、束絲、包紙ヲ除キテ²⁵英「ポンド」(四、四八〇)キログラム、又ハ米突上ノ數字ニ於テ四、九三八「キログラム」ノ正味綿絲ヲ有セサルヘカラス、若シ之ニ不足スルトキハ補償スヘキモノトス、管卷綿絲ニアリテハ價格ハ管ヲ含ムモノトス。

然レトモ管ノ重量ハ、Warpwools (經絲用コップ)及 Mulewools (ムーレ機ヨリ生スルコップ)ニシテ短カキ管ヲ使用セルモノハ、「コップ」ノ重量ノ¹/₁₀₀、普通大若ハ普通大以上ノ Pilewools、其外輕キ管ヲ使用セル Trosswools 及 Kreuzspulen (十文字ニ絲卷ニカケタルモノ)ニアリテハ、「コップ」ノ重量(紡絲及管ノ重量)ノ²/₁₀₀ヲ超過スヘカラス。管ノ重量カ此制限ヲ超過スル場合ニ於テハ、法律上許サレタル管ノ重量ト實際ノ重量トノ差ハ、紡絲ノ價格ヲ以テ之ヲ補償スヘキモノトス。

重キ管ヲ使用セル Trosselgarne 及燃絲モ同様ニ管ヲ含ムモノトシ、此ノ管ハ綿絲ノ價格ヲ以テ計算セラルルモ、普通一般ノ期間、若ハ相當ノ期間内ニ管ヲ返付スル場合ニ於テハ、正味綿絲ノ價格ヲ以テ購買者ニ補償スヘシ。

管ノ補償ニ付テ、前項ニ規定セルト異ナレル契約ヲナセル場合ニ於テハ、之カタメ其價格カ、第一條ニ依リテ許サルヘキ最高價格ヲ超過セサル限り之ヲ許可ス。

棉俵ノ包装ニ付テハ規定ヲ設ケス、箱ニ對シテハ一個ニ付ニ五〇「マルク」以下ヲ支拂フモノトス。其他ノ事ニ付キテハ、一九一二年十一月二十二日乃至二十三日ノ獨逸綿絲協約(Der Deutsche Baumwollgarnkontrakt)ニ記載セル技術上ノ根本規定ヲ適用ス。

第五條 本告示ハ一九一六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

四、綿絲紡績原料及綿絲ノ差押ニ關スル告示(紡績及機織禁止)ノ追加

一九一六年五月十日公布(陸海軍經濟新報二二九頁)

プロシヤ王國軍務省ノ請求ニ依リ茲ニ次ノ告示ヲ公示ス。之ニ違反スル者ハ、一九一五年六月二十四日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット三五七頁)公布ノ軍需品保證ニ關スル告示、及一九一五年十月九日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット六四五頁)ト一九一五年十一月二十五日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット七七八頁)公布ノ補足令ニ基キテ處刑セラル、但シ一般ノ刑法ニ依リ一層ノ重刑ニ處セラルヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス。

第一條 紡績及機織禁止令第三條第二項第一號ハ次ノ如ク之ヲ變更ス。

1. 綿絲落物及撚絲落物ヲ含マサル機織掃屑、

第二條 紡績及機織禁止令ノ第三條第二項第四號ハ次ノ如ク之ヲ變更ス。

4. 外國綿絲紡績原料及綿絲、

(a) 本告示ニ於テ外國紡績原料トハ、一九一五年六月十五日後ニ外國ヨリ輸入セラレタル棉花、屑綿及落綿、一九一六年一月一日後ニ外國ヨリ輸入セラレタル「リンスター」及人造棉花、其外一九一六年一月一日後ニ輸入セラレタル綿絲及撚絲ノ落物、ボロ、並ニ綿布落物ヨリ製造セル人造棉花ヲ謂フ。

(b) 本告示ニ於テ外國綿絲トハ、一九一五年六月十五日後ニ外國ヨリ輸入セラレタル綿絲及撚絲、一九一六年一月一日後ニ外國ヨリ輸入セラレタル綿絲及撚絲ノ落物、其外(a)ニ記載セル外國紡績原料ノミヨリ製作セル綿絲及撚絲ヲ謂フ。

尙ホ該紡績原料及綿絲ノ輸入ハ、プロシヤ王國戰時原料部ニ對シ證明シ得ルモノナルコトヲ前提トス、獨逸ノ軍隊ニ依リテ占領セラレタル地域ハ此ノ告示ニ於テハ之ヲ外國ト看做サス。

第三條 紡績及機織禁止令ノ第六條ニハ左ノ規定ヲ加フ。

4. 綿絲及撚絲ノ落物(第二條、第二項參照)ハ、伯林ノ綿布落物利用株式會社ニ對シテノミ之ヲ販

賣スルコトヲ得。

第四條 紡績及機織禁止ノ第十條ハ左ノ如ク之ヲ變更ス。

本告示ノ第三條、第五條、及第六條ニ依ル紡績原料及綿絲ノ賣渡並ニ交付ハ一九一六年度戰時原料部ノ告示1800/2號W.I.I.(Nr. W. II. 1800/2. 16. K. R. A.)中ニ規定セル綿絲紡績原料、綿紡績物及其ノ落物ニ對スル最高價格以上ヲ要求セサル場合ニ限り、之ヲ許可ス。

一九一六年四月一日前ニ於テ、最高價格以上ノ價格ヲ協約一致セル場合ニ對シテモ之ヲ適用ス。然レトモ、一九一六年四月一日以前ニ最高價格以上ヲ以テ締結セル綿絲交付契約ニシテ、證明書第三ニ對スル軍官憲ノ委託ヲ果タスニ必要ニシテ、之ニ關シテ委託ヲ與ヘタル陸海軍官廳カ、既ニ一九一六年四月一日前ニ於テ綿絲消費者ニ落札セシモノナルトキハ、其ノ價格ヲ以テ契約ヲ履行スルコトヲ得。之ト同シク、一九一六年四月一日前ニ、縫絲ニ對スル自由交付證明書ニ對シ最高價格以上ヲ以テ締結セル綿絲交付契約モ、若シ其自由交付證明書カ、一九一六年四月一日前ニ於テ作成セラレタルモノナルトキハ、其ノ價格ヲ以テ履行スルコトヲ得。

第一項及第二項ノ規定ハ、外國紡績原料及外國綿絲(第三條第四)ニ之ヲ適用セス。

第五條 紡績及機織禁止令ニ左ノ規定ヲ附加ス。

第十三條 一般ノ除外例

プロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部ハ本告示諸規定ノ一般除外例ヲ認可スルコトヲ得。

第十四條 質問及提議

紡績原料及綿絲ノ届出義務及届出ニ關スル質問及提議ハ、プロシヤ王國軍務省戰時原料部ノ機織原料届出局ニ、本令又ハ本令ノ實施規定ニ關スル質問及提議ハ、プロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部ニ對シテ之ヲ爲シ、其書類ノ初ニ「棉花差押ニ關スルモノ」ト附記スヘシ。

第六條 本告示ハ一九一六年五月十日ヨリ之ヲ施行ス。

五、動物性及植物性紡績原料(羊毛、棉花、亞麻、苧麻、大麻、

黃麻、絹)及之ヨリ製セル絲及綱類ノ貯藏増加ニ關スル

告示

一九一六年五月三十一日公布(陸海軍經濟新報一五三頁)

一八五一年七月四日ノ攻圍狀態(Belagerungszustand)ニ關スル法律ニ基キ、(バイエルンニ於テハ、一九一二年十一月五日ノ戰時狀態ニ關スル法律、及一九一四年七月三十一日ノ執行權移行ニ關スル勅令ニ基キ)左ノ規則ヲ一般ニ公示ス。之ニ違反スル者ハ、(届出ヲ遅延シ、又ハ完全ナル届出ヲナサ

サル者モ違反者ト認ム)、一般刑法ニ依リテ本刑以上ノ重刑ニ處セラレサル場合ニ限り、一九一五年二月二日(ライヒスゲゼツツ、プラット五四頁)公布ノ貯藏品増加ニ關スル告示、一九一五年九月三日(ライヒス、ゲゼツツ、プラット五四九頁)及一九一五年十月二十一日(ライヒス、ゲゼツツ、プラット六八四頁)ノ補足告示ニ依リ之ヲ處罰ス。

第一條 届出義務

本告示ニ掲クル者(届出義務者)ハ、本告示ニ掲クル物品(届出ヲ要スル物品)ニ關シ毎月届出ヲナスノ義務アルモノトス。

第二條 届出ヲ要スル物品

届出ヲ要スル物品ハ左ノ如シ。

- (a) 次ニ記載セル動物性及植物性紡績原料ノ在品ニシテ未タ加工セラレサルモノ、又ハ加工ノ中途ニ在ルモノ、全部、
- (b) 此等動物性及植物性紡績原料ヨリ製造セル絲及綱類ノ全部、但シ官廳ノ届出書中ニ規定セラレタル分類ニ據ルヘシ。

届出書第一 (Meldeschein I.)

第一群

A. 左ニ掲ケル物品ノ在品全部、

(1) 染色シ又ハ染色セサル純羊毛、駱駝ノ毛、モヘア、アルバカ羊毛及カシミア、

(2) 純羊毛、駱駝ノ毛、モヘア、アルバカ羊毛、カシミアヨリ成リ、染色シ又ハ染色セサル紡績原料、即チ洗濯所、梳所、毛絲紡績工場、機織工場、編物工場ヨリ出ツル各種ノ裂條(Kammzug)、梳リ物(Kammlinge)及落物、

(3) 仔山羊、山羊、犢、牛、仔馬並ニ親馬ノ毛(尾及鬣ノ毛ヲ除ク)、

B. 機織用絲及編物用絲ノ全部(毛絲、梳絲、梳絲ト共ニ撚リタル毛絲)、此等ノ絲ハ、左ノ三種ノ物何レヨリ製セルモ同シ、

(1) 純羊毛、駱駝ノ毛、モヘア、アルバカ羊毛、カシミア、

(2) 純羊毛、駱駝ノ毛、モヘア、アルバカ羊毛、カシミアヨリ成ル紡績原料、即チ洗濯所、梳所、毛絲及梳絲紡績工場、機織工場、編物工場ヨリ出テ人造羊毛ヲ加ヘ又ハ加ヘサル裂條、梳物及落物ノ各種、

(3) (1)及(2)ニ掲ケタル紡績原料ニシテ、人造羊毛ヲ加ヘ又ハ加ヘサルモノ、混合物、

C. 編物絲全部(毛絲、梳絲及梳絲ト共ニ撚リタル毛絲ヨリ作レル手製並ニ機械製ノ編物絲)ニシテ、B.ノ下ニ掲ケタル紡績原料中何レヨリ製セルモ同シ、又タ綿花或ハ他ノ植物性紡績原料ヲ加

ヘタルト加ヘサルトヲ問ハス、

届出書第二

第二群

A. 綿花、「リントター」、屑綿、落綿(裂條ヲ含ム)ニシテ、他ノ紡績原料(羊毛、人造羊毛等)ト混セルモノモ同シ、此外ニ人造棉花ヲ加フ、(但シ此等總テノモノハ、生ナルト染色又ハ漂白セルトヲ問ハス)、

「リントター」ノ差押及伯林戰時化學品株式會社ヘノ届出義務ニ關スル特發規則ハ其儘ニ存在ス。

B. Aノ下ニ掲ケタル綿絲紡績原料ヨリ製造セルカ、或ハ此等原料ヲ加ヘテ製造セル絲、撚絲及其落物、

届出書第三

第三群

A. 藁(水ニ漬ケ或ハ漬ケサル)ノ纖維ニシテ、裂キ(geknickt)、縮ラシ(geschwunden)、打チ(gebrochen)、梳リ(gehechelt)ヲ填絮(Werg)、或ハ差押ヲ受ケタル落物トシテ看做サル、モノ、

B. 全部又ハ一部Aノ纖維ヨリ製セル絲、撚絲及網絲、

届出書第四

第四群

- A. 生ノ紡カレサル絹絲落物、
- B. Aノ落物ヨリ製セル生ノ機織絲、

A及Bニ對スル注意

届出ヲ要スルハ單ニ自由ニ得タル現在品ノミナラス、プロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部ヨリ割付ケラレタル存品モ同様ナリ。

軍官憲ノ命令ニヨリテ既ニ差押ヘラレタル貯藏品モ、同様ニ届出ヲ要ス、此場合ニ於テハ、届出書

ニ何レノ官廳ニ依リ差押ヲ受ケタルカヲ記入スヘシ。

剪ミ切ラサル羊毛、及ヒ未タ刈リ取ラスシテ畑地ニ在ル藁ノ纖維ハ届出ヲ要セス。

藁ノ纖維ニアリテハ、届出義務者ノ總貯藏カ少ナクトモ百「キログラム」ヲ總計スル場合ニ於テ初メテ届出ノ義務ヲ生ス。

殘餘ノ紡績原料及紡絲ニアリテハ、其量ノ如何ニ拘ハラズ届出ノ義務アルモノトス。

紡績原料ニ於テ重量ノ見積報告ヲ許スヘキハ製造中ニ在ル量及藁ノ纖維ノミニシテ、總テ他ノ紡績原料及紡絲ニアリテハ、例外ノ場合及機織原料届出局ノ認可アル場合ニ限ル、斯カル場合ニ於テハ、

届出書ニ見積ナルコトヲ記載スヘシ。

紡績中又ハ撚絲製造中、若ハ精製中ノ絲モ届出ノ義務アリ。

之ニ反シ届出ヲ要セサルモノハ左ノ如シ。

1. 織機ニ在ル經絲、
2. 織機ニ在ル經絲ニ對スル緯絲、
3. 小賣販賣用ノ縫絲、縫撚絲、機械撚絲及刺繡絲、
4. 棉花又ハ綿絲紡績原料ヨリ成レル編物絲、カガリ絲及刺繡絲（但シ清算日(Schlichttag)ニ於テ小賣用ト定メラレタルモノニ限ル）、之ニ反シ羊毛ヨリ製セラレタルカ、或ハ羊毛ヲ加ヘテ製セル編物絲、カガリ絲及刺繡絲ハ、數量ノ如何ニ拘ハラズ届出ヲ要ス。
5. 自家用ノ紡絲、

第三條 届出義務者

届出義務者左ノ如シ。

1. 第二條ニ記載セル種類ノ物品ヲ保管セル者、又ハ商業上若ハ總テ營利上此等ノ物品ヲ購入若ハ販賣スル者ノ全部、
2. 前記物品ヲ生産又ハ加工スル農業企業家若ハ工業企業家、

3. 市町村、公法上ノ團體及組合、

清算日(第四條)ニ於テ所有者ノ保管中ニ在ラサル貯藏品ニ付テハ、所有者及保管者(倉庫業者等)双方ヨリ之ヲ届出ツヘシ。倉庫業者ハ戰時原料部ノ爲ニ保管セル現在品ニ付テモ届出ツヘシ。

清算日ニ於テ貸取染色者、貸取機織者、又ハ貸取編物者ノ保管中ニ在ル紡絲カ、全部ニテ百「キロ」以下ナルトキハ、所有者ノミヨリ之ヲ届出ツヘシ。

清算日後ニ到着セルモ、清算日前ニ既ニ發送セル在品ハ、受領者ノミヨリ之ヲ届出ツヘシ。

商品ヲ保管セル者ノ外、他ノ者ノ使用ニ充ツルタメ、倉庫業者或ハ運送業者ニ引渡ヲ爲シタル者モ亦届出ツヘキモノトス。

第四條 清算日及届出期限

届出ハ、毎月第一日(清算日)ノ初メニ實際存在セル在品ニ據リ之ヲ爲スヘシ、此ノ在品モ同様ニ毎月遅クトモ其月ノ十日迄(届出期限)ニ届出ツヘシ。

一九一六年六月一日ノ初メニ現存セル紡績原料及紡絲ノ第一回届出ハ、遅クトモ一九一六年六月十日迄ニ、プロシヤ王國軍務省ノ戰時原料部機織原料届出局ニ之ヲ爲スヘシ。

第五條 届 出 書

届出ハ官廳發行ノ届出書ニ記入シテ爲スヘキモノトス(手紙ニ依ルコトヲ得ス)。

届出ニ付テハ、各地方所屬ノ商業機關(商業會議所等)ニ於テ、四種ノ届出書、即チ羊毛及羊毛絲ニ對スル届出書第一、棉花及綿絲ニ對スル届出書第二、藁纖維及其紡絲ニ對スル届出書第三、並絹絲落物及該落物製紡絲ニ對スル届出書第四ヲ受取ルコトヲ得。

本告示ノ第一、第三、及第四群中、外國(關稅的外國ニ非ス)ヨリ輸入セラレ届出ヲ要スル物品ハ、輸入後ノ第一清算日ニ於テ、當該群ノ爲ニ規定セラレタル様式ノ届出書ニ據リテ之ヲ届出ツヘシ。本告示ニ於テハ、占領セラレタル敵國地方ハ、之ヲ外國ト看做サス。此ノ届出書ニハ、「何月何日何々生産地ヨリ輸入」トノ記載ヲ爲スヘシ。輸入ノ時期種々ナルカ、又ハ種々ノ國ヨリ輸入セル物品ニ對シテハ別々ノ届出書ヲ使用スヘシ。此ノ届出ヲ怠ル時ハ、該物品ハ外國ヨリ輸入セラレタルモノニシテ、之ニ對シ外國ヨリ輸入セル物品ニ對スル特別規定ヲ適用スヘキコトノ證明ヲ困難ナラシム。輸入セラレタルモノトシテ既ニ一度届出ヲ爲シタル物品ハ、清算日ニ於テ最早ヤ特別ノ取扱ヲ受ケサルモノトス。

届出書ノ請求ハ葉書ヲ以テシ(手紙ヲ以テスルコトヲ得ス)、所望届出書ノ簡單ナル請求以外ノ記載ヲ爲スコトヲ得ス、尙ホ、其住所姓名ハ明瞭ニ之ヲ認メ、商會印ヲ捺印スヘシ。

届出書中ニ在ル質問ニ對シテハ、總テ精細ニ應答スヘシ。

該届出書ニハ、要件以外ノ報告ヲ記載スルコトヲ得ス、尙該届出書發送ニ當リテハ、他ノ報告ヲ同

封スルコトヲ得ス。

一ノ届出書ニハ、一名ノ所有者ノ貯藏品、又ハ一倉庫ノ現品ノミヲ記載報告スヘシ。
該届出書ハ、規則通り郵税ヲ支拂ヒ、プロシヤ王國軍務省戰時原料部ノ機械原料届出局宛發送スヘシ。

届出書發送ニ使用スル封筒ノ表面ニハ、其内容ノ如何ニ從ヒテ、『棉花、羊毛、藁纖維或ハ絹絲ノ届出書在中』トノ記載ヲ爲スヘシ。

届出人ハ、商店用紙ヲ以テ届出書ノ複本ヲ作製シ、之ヲ控ヘ置クヘシ。

第六條 見 本

届出ヲ爲セル貯藏品ノ見本ハ、機械原料届出局ヨリ特ニ要求アルタル場合ニ限り、之ヲ送付スヘシ。

第七條 貯藏 控 帳

各届出義務者ハ、届出ヲ要スル物品ノ貯藏量ノ變動、及其使用量ヲ明瞭ニ記載シタル貯藏品控帳ヲ備フヘシ、但シ既ニ斯カル控帳ヲ備フル者ハ、特別ノ控帳ヲ作ルヲ要セス。

綿絲紡績原料及綿絲ノ差押ニ關スル告示ノ第三條ノ第四及第六ニ基キ、販賣及加工禁止令ヨリ除外セラレタル綿絲紡績原料並綿絲ニ付テハ、特別ノ控帳ヲ備フヘシ。

小賣用縫絲、縫然絲、機械然絲及刺繡絲、並清算日ニ於テ小賣用ト定メラレタル綿絲紡績原料製刺

繡絲、カガリ絲、及編物絲ニ付テハ控帳ヲ作ルコトヲ要セス。

警察及軍官憲ノ委託ヲ受ケタル者ニ對シテハ、何時ニテモ貯藏品控帳ノ検査、並届出ヲ要スル物品ノ存在セル場所、又ハ存在セルモノト認メラルヘキ場所ノ點檢ヲ許スヘキモノトス。

第八條 質問 及 提議

本告示ニ關スル質問及提議ハ、總テ機械原料届出局ニ對シ之ヲ爲スヘシ。

審査及解決ヲ速カナラシムル爲、羊毛、棉花、藁纖維及絹絲ニ付キ、夫々別個ノ書面ニ記載スヘシ、此書類ニハ封筒ノ上及手紙ノ初ニ、羊毛、棉花、藁纖維又ハ絹絲ノ何レニ關スルモノナルカラ表示スルコトヲ要ス。

前項ニ記載シタル紡績原料ノ製造又ハ加工禁止ニ關スル質問ハ、直接プロシヤ王國軍務省戰時原料部ニ對シ之ヲ爲スヘシ。

第九條 本告示ノ施行及舊告示ノ廢止

本告示ハ一九一六年五月三十一日ヨリ之ヲ施行ス。

一九一五年度戰時原料部ノ告示 58/9 號 W.M. (一九一五年十月二日ノ經濟時報第五號二十九頁參照) [Nr. W. M. 58/9.15. K. R. A. (s. WBl. Nr. 5 vom 2. Oktober 1915 S. 29)] 及一九一六年度戰時原料部ノ告示 600/1 號 W. M. (一九一六年二月一日ノ經濟時報第五號二十一頁參照) [Nr. W. M. 600/1.

六、一九一五年十一月七日公布紡績工場、機織工場、編物工場等ニ於ケル作業時間制限ニ關スル告示

聯邦會議ニ經濟上ノ處置ヲ委任スルコトニ關スル一九一四年八月四日(ライヒス、ゲゼッツ、ブラット三二七頁)ノ法律第參條ニ基キ、聯邦會議ハ左ノ命令ヲ公布セリ。

第一條 棉花、羊毛、人造羊毛、亞麻、黃麻、苧麻、大麻又ハ其ノ他纖維ヲ全部若ハ一部ニ使用シテ、紡績物、織物、編物、組物又ハ綱具、機械レース、苳若ハ氈ヲ製造スル工業經營場ニ於ケル勞働者ハ、毎週五日以上之ヲ使用スルコトヲ得ス、日々ノ作業時間ハ、一九一五年六月ニ於テ普通ナリシ平均時間以上ニ延長スルコトヲ得ス、且ツ一日ノ作業時間ハ、如何ナル場合ト雖モ、休息時間ヲ除キテ十時間ヲ超ユルコトヲ得ス。

本規則ハ、第一項ニ掲ケタル生産物ニ加工シテ使用シ得ルモノタラシムル總テノ事業、(準備及仕上事業)就中漂白業、染色業、艶出業(Appretur)搓絲業、捺形業等ニ之ヲ適用ス。

各種事業ヲ混合經營セル經營場ニ於テハ、前記商品ヲ製造セル營業部ニノミ本制限規定ヲ適用ス。第一項乃至第三項ノ規定ハ、商業上ノ仕事及左ニ記載セルモノニ之ヲ適用セス。

1. 經營場ノ監視、自己又ハ他人ノ經營事業ヲ、停滯ナク進捗セシムルニ必要ナル清淨事業及整頓事業、並日々ノ作業開始ニ必要ナル事業、

2. 原料ノ腐敗、又ハ生産物ノ損傷ヲ防クニ必要ナル事業、

3. 經營事業ノ監督、

4. 商品及燃料ノ輸送事業、並鐵道貨車ノ荷積及荷卸、

地方中央官廳ハ、作業日數及日々ノ作業時間ニ付、更ニ一層ノ制限ヲ爲スコトヲ得。

第二條 地方中央官廳又ハ其ノ指定シタル官廳ハ、公共ノ利益ノ爲必要ナル場合ニ於テハ、申請ニ基キ之カ除外ヲ許可スルコトヲ得。

第三條 本命令ノ規定、又ハ本令第一條第五項ニ基キ公布セラレタル地方中央官廳ノ布令ニ違反スル營業者ハ、千五百「マルク」以下ノ罰金又ハ三月以下ノ禁錮ニ處ス。

第四條 本命令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、一九一五年八月十二日ノ命令(ライヒス、ゲゼッツ、ブラット四九五頁)ニ代ルモノトス、本令廢止ノ時期ハ帝國宰相之ヲ定ム。

一九一五年十一月七日

伯 林

帝國宰相代理 デルブリユック

乙號(埃匈國)

一、一定ノ綿材料ニ對スル販賣及加工ノ禁止並屆出義務

ニ關スル一九一五年八月二日ノ商務大臣ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第二七四號)ニ基キ左ノ如ク規定ス。

第一條 引裂又ハ其ノ他ノ分解方法ニヨリテ、生ナル、漂白セラレタル或ハ淺色ニ染色セラレタル一重ノ綿絲又ハ撚綿絲、若ハ綿布落物(織物或ハ編物)ヨリ製造セル綿纖維(紙料屑(Bleibstoffe)及人造棉花)ノ販賣並各種ノ加工ハ、商務省ノ認可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス。

前項ノ認可申請ハ、「ウイーン、マリア、テレジア」町三十四番地所在埃匈國合同棉花局(Baumwollzentrale)ヲ經テ、商務省ニ對シ之ヲ爲スヘシ。

第二條 販賣及加工ノ禁止ハ、第一條ニ列記セル商品中、本令ノ公布後ニ外國ヨリ輸入セル原料又ハ半製品ヨリ製造セラレタル物ニハ及フコトナシ、但シ、其ノ輸入ハ、遲滯ナク其證明書ヲ添ヘ、棉花局ヲ經テ商務省ニ届出テタルモノナルコトヲ要ス。

第三條 第一條ニ列記セル材料ノ貯藏額、並綿絲紡績工場、綿布機織工場、編物工場及出來合洋服工場ヨリ生スル堅絲(Hartefäden)、梳物、Kardendeckelputz(梳綿機ノ「フラット」ヨリ出ツル屑綿)、

Tamburwolle(梳綿機ノ「シリンドラー」ヨリ出ツル屑綿)、Flügelwolle(前紡機ヨリ出ツル屑綿)、梳所落物、綿布落物ニシテ、營業的販賣又ハ加工ニ充テタルモノノ貯藏額ハ、一九一五年八月十五日ノ現在高ニ據リ、三日以内ニ埃匈國合同棉花局ニ之ヲ届出ツヘシ。棉花局ハ、此ノ届出ノ結果ヲ埃匈國商務省及埃匈國軍務省ニ報告スヘシ。此ノ届出ハ、今後毎月十五日ノ現在高ニ據リ、期日後三日以内ニ該棉花局ニ對シ之ヲ爲スヘシ。

第四條 貯藏額ノ調査實施ニ任スル棉花局ハ、之ニ就テ必要ナル書式ヲ示セル用紙ヲ備置クモノトス。届出義務者ハ、棉花局ニ就キ該用紙ヲ受取リ、其報告ニ之ヲ用フヘシ。棉花局ハ本届出義務ヲ怠レル者アリト認メタルトキハ、之ヲ商務省ニ報告スヘシ。倉庫若ハ其ノ他ノ設備ノ検査、又ハ帳簿及通信書ノ査閲ヲ必要トスル場合ニ於テハ、棉花局ハ之ヲ商務省ニ報告スベシ、商務省ハ之ニ基キテ必要ナル處置ヲ爲スモノトス。

第五條 本令ノ規定ニ違反スル者ハ、五千「クローネ」以下ノ罰金又ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス、但シ、該行為ニ對シ、更ニ重キ刑罰ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラズ。

第六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

一、棉花及綿絲ノ貯藏額増加竝棉花ノ加工制限ニ關スル一
九一五年九月十五日ノ商務大臣及國防大臣ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第二七四號)ニ基キ左ノ如ク規定ス。

第一條 本令ノ諸規定ハ、原包装ノ儘ナルト、開封セルト、加工ノ各階級ニ在ルトヲ問ハス、生ナル、漂白セラレタル及染色セラレタル棉花、竝本令ニ依リ特別ノ除外ヲ規定セラレサル各種ノ綿絲ニ之ヲ適用ス。

第二條 紙料屑(Fillocks)及人造棉花(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第二二五號)ニ記載セル一九一五年八月二日ノ省令ノ意義ニ於ケル)竝落綿ニハ、貯藏額増加ニ關スル本令ノ規定ヲ適用セス。

第三條 第一條ニ掲ケタル商品ヲ、營業上使用、加工、生産、又ハ保管スル者ハ、以下ノ規定ニ從ヒ、一九一五年九月三十日現在ノ所有又ハ保管商品額ヲ、遅クトモ一九一五年十月十日迄ニ、「ウィーン、マリア、テレジア」町³⁴番地所在埃甸國合同棉花局ヲ經テ、商務省ニ届出ツヘシ。此ノ届出ハ、今後ハ毎月一日ノ現在高ニ據リ其ノ月ノ十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ。一九一五年九月三十日ニ輸送中ナルカ、又ハ其ノ後ニ於テハ毎月一日ニ輸送中ナル商品ハ、發送品到着後遲滞ナク、荷受人ヨリ之ヲ届出ツヘシ。運送業者ノ倉庫中ニ在ル商品ニ付テハ、運送業者ニ

非スシテ、其ノ商品ノ處分權者之ヲ届出ツヘシ。

倉庫又ハ工場内ニ在ル全貯藏額カ三百「キログラム」以下ナルトキハ、其ノ所有者又ハ保管者ハ届出ノ義務ナキモノトス。

届出ハ必ス棉花局ヨリ受取ルヘキ官廳ノ書式用紙ニ記入シテ之ヲ爲シ、其ノ記入ハ、該書式用紙ニ記載セル特別規定ニ基キ、各項目ニ分ツヘシ。

埃甸國有鐵道ノ占有スル貯藏品ニ對シテハ、特別ノ規定ヲ適用ス。

第四條 純棉花、又ハ他ノ紡績原料ヲ加ヘタル棉花ノ混合、漂白、染色、紡績、及其ノ他ノ加工ハ、一九一五年九月二十日午前六時以後ハ、之ニ依リテ製造セラル、製品カ、直接又ハ間接ニ、軍官憲又ハ埃甸國或ハ匈牙利王國官廳ノ委託ノ履行、又ハ本令ニ附記セル表ニ依リ其生産ヲ許サレタル商品ノ製造ニ必要ナル場合ニ非サレハ、之ヲ爲スコトヲ得ス。

前項ノ用途ニ供スルコトノ證明ハ、左ノ方法ニ依リ、棉花局ヲ經テ商務省ニ對シ之ヲ爲スヘシ。

a. 軍官憲、又ハ埃甸國若ハ匈牙利王國官廳ノ委託ノ履行ニ用フル製品ニ對シテハ、其ノ製品ノ使用目的ニ關シ、其ノ官廳ノ直接請負人ノ作製スヘキニ通ノ説明書ニ依ル、若シ該製品ニ直接請負人カ關係ナキ場合ニ於テハ、此ノ説明書ハ、供給ニ與リタル總テノ商館ニ依リテ之ヲ作製スヘシ。

b. 附表ニ依リ生産ヲ許サレタル商品ニ對シテハ、棉花局ノ證明書ニ依ル。自己ノ經營工場ノ爲ニスル紡錘紐 (Spindelshnitzen)、及綿製網具製作ノ爲ニ綿絲ヲ使用スルコトハ之ヲ許シ、尙ホ證明ヲ要セス。

第五條 綿絲紡績工場、並棉花ヲ加工スル落物及駱馬毛紡績工場ハ、一九一五年九月二十日ヨリ同年十月五日ニ至ル間ハ、紡絲ノ用途如何ニ顧慮スルコトナク、其製造ヲ續行スルコトヲ得ルモ、此期間ノ總製造力、全力製造ノ三分ノ一ヲ超過スヘカラス。此等紡績工場ノ全力製造トハ、使用シ得ル紡錘ニ百四十ノ數ヲ乘シテ生スル紡績時間ヲ謂フ。故ニ此等紡績工場ハ、右ノ期間ニ於テハ、前記ノ方法ニ依リテ確定セラル、紡績時間ノ三分ノ一ニ相當スル時間以上作業スルコトヲ得ス。

一九一五年十月五日以後ハ、本條ニ掲ケタル工場モ、第四條ノ一般規定ニ從フヘキモノトス。

第六條 加工ノ各階級ニ在ル漂白棉花又ハ染色棉花ニシテ、一九一五年九月二十日ニ於テ既ニ漂白又ハ染色ヲ終レル物、若ハ漂白又ハ染色中ナリシ物ハ、前條ニ記載セル加工制限(第四條及第五條)ヨリ之ヲ除外ス。

綿絲紡績工場、並棉花ヲ加工スル落物及駱馬毛紡績工場以外ノ棉花加工工場ハ、九月三十日ノ貯藏品調査ノ際存在セル棉花貯藏額ノ一〇%ヲ、自由ニ使用スルコトヲ得、但シ、最小限千「キログラム」最大限五千「キログラム」トス。

一九一五年九月一日以後ニ外國ヨリ埃國關稅地域ニ輸入セラレタル棉花ニ付テ、モ同様ニ、加工ニ關スル命令ノ規定ヲ適用セス。

第七條 商務省ハ公共ノ利益ノ爲ニ必要ナル場合ニ於テハ、加工制限ニ關スル規定ノ除外ヲ認可スルコトヲ得、之ニ關スル請願ハ棉花局ヲ經テ之ヲ爲スヘシ。

第八條 本令ノ規定ヲ確實ニ嚴守セシムル爲、商務省ハ特別監視機關ヲ設クルコトヲ得、其ノ監視ニ任セラレタル者ハ、本令ノ適用ヲ受クヘキ各工場ニ隨時入場ノ權ヲ有シ、其ノ監視者ノ請求アルトキハ、當業者ハ之ニ總テノ帳簿、通信書並其ノ他ノ書類ヲ示シテ其査閲ヲ受クヘシ。

第九條 本令ニ違反スル者、並本令ニ定メタル義務ノ妨害ニ與レル者ハ、五千「クローネ」以下ノ罰金、又ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス、但シ、刑法規定ニ依リ更ニ重キ刑ニ處セラルヘキ場合ハ、此限ニ在ラス。

第十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

附 表

軍官憲ノ委託履行以外ニ、本令第四條ノ規定ニヨリ綿絲ヲ製造シ得ルハ、左ニ掲クル商品用ノ物ニ限ル。

1. 縫絲、

- 2. 編物絲及刺繡絲、
- 3. 穀物、穀粉、砂糖、肥料及鹽ノ囊ヲ製作スルタメニ用フル綿布、

三、綿製品ノ貯藏額増加並綿絲及綿製品ノ加工並販賣制限

ニ關スル一九一五年九月十五日ノ商務大臣及國防大臣

ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令(ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二七四號)ニ基キ左ノ如ク規定ス。

貯藏額増加規定

第一條 貯藏額増加規定ハ、純綿絲又ハ麻絲ヲ混セル綿絲ヨリ製造セル織物及編物ニ之ヲ適用ス、之ヲ詳記スレハ左ノ如シ。

- a. 軍官憲ノ規則ニ從フヘキ綿布、
- b. 英國六十番以下ノ綿絲ヲ使用セル其他ノ綿布、(但シ、家具覆地、窓掛地、笹縁、網布及編細工ヲ除ク)
- c. 綿織物又ハ綿編物ヨリ製造セル出來合襯衣類、

d. 綿布ヨリ製シ軍用ニ供セラル、他ノ商品(例ヘハ軍服、寢具、背囊、糧囊、天幕、項覆(Lackentischützen) 洞卷、頸巾等)ニシテ、加工ノ各階級ニ在ル物、

e. 生ナル若ハ漂白セラレタル醫療用綿及棉花ヨリ製セル其他ノ衛生用品、
此外半毛又ハ純毛製織物、若ハ編物ヨリ製セル出來合襯衣類ニモ本規定ヲ適用ス。

第二條 第一條ニ掲ケタル物品ヲ營業的又ハ共同利益ノ目的ノ爲ニ、生産、使用、加工、又ハ保管スル人、商會、組合、並自治團體ハ、左ニ掲ケル規定ニ從ヒ、一九一五年九月三十日ニ於テ所有又ハ保管セル額ヲ、遅クトモ十月十日迄ニ、「ウイーン、マリア、テレジア」町³⁴番地所在埃甸國合同棉花局ヲ經テ、商務省ニ届出ツヘシ。

九月三十日ニ於テ輸送中ニ在ル商品ハ、送品ノ着後遲滯ナク、荷受入ヨリ之ヲ届出ツヘシ。運送業者ノ倉庫内ニ在ル商品ニ付テハ、運送業者ニ非スシテ、其商品ノ處分權者之ヲ届出ツヘシ。

第一條ニ掲ケタル物品ニ付テ、埃甸國軍務省、埃甸國國防省、又ハ匈牙利王國國防省側ヨリ直接交付ノ委託ヲ受ケタル者ハ、前項届出義務ノ外、一九一五年九月三十日ニ於テ尙ホ交付ノ義務アル商品ヲ、量(個數)及重量ニ據リ報告スヘシ。本令ニ於テ尙ホ交付ノ義務アル商品トハ、一九一五年九月三十日ニ於テ尙ホ供給者カ、委託ヲ受ケタル官廳宛輸送スル爲メ、輸送所ニ交付スルノ運ヒニ至ラサリシ商品ヲ謂フ。

届出ニハ、總テ棉花局ヨリ受取ルヘキ官廳ノ書式用紙ヲ使用シ、各項ニ分チテ記入ノ上提出スヘシ、全部ノ工場又ハ倉庫内ノ貯藏全額カ、各種商品ヲ貯藏セル場合ニ於テ、届出ヲ要スル織物五千「メートル」若ハ出来合品五百點以下ナルカ、又ハ一種ノ商品ヲ貯藏セル場合ニ於テ、織物千「メートル」若ハ出来合品三百點以下ナルトキハ、其所有者又ハ保管者ハ届出ヲ要セス。

其外、第一條ニ掲ケタル織物ヲ主トシテ小賣スルカ、若ハ出来合品ヲ個數トシテ販賣スルヲ營業トセル小賣商人及行商人モ、前項ノ届出ヲ要セス。

埃甸國固有鐵道ノ占有スル貯藏品ニ對シテハ、特別ノ規定ヲ適用ス。

加工及賣渡制限規定

第三條 一九一五年九月二十日以後ハ、英國六十番以下ノ純綿絲又ハ他ノ紡絲ト混セル物ハ、附表ニ依リテ禁止セラレサル商品ノ製造ノミニ之ヲ加工スルコトヲ得。

但シ、該表ニ依リテ禁止セラレタル商品ト雖、其製造カ、左ニ掲ケル目的ノ爲ニ必要ナル場合ニ於テハ、一九一五年九月二十日以後モ之ヲ許可ス。

1. 軍官憲、埃甸國若ハ匈牙利王國ノ官廳側ヨリ、直接又ハ間接ニ受ケタル委託履行ノ爲メ、
2. 左ニ掲ケル紡絲ノ加工ヲ終ル爲メ、
 - a. 一九一五年九月二十日ニ於テ既ニ絲張筒 (Scheerwalzen)、又ハ經絲木 (Kettenbäumen) ノ上

ニ準備セラレタル生ノ經絲(但シ、英國十六番以上同二十二番以下ノ紡絲ヲ除ク)

b. 一九一五年九月二十日ニ於テ編物工場ニ存在シ、既ニ絲卷ニ捲カレタル紡絲、

c. 一九一五年九月二十日ニ於テ網布工場、密掛工場及管線工場ニ存在シ、既ニ製造ノ準備ヲ

ナセル紡絲、

d. 漂白、染色又ハ灰汁洗ヲナセル緯絲若ハ經絲ニシテ、一九一五年九月二十日ニ於テ漂白、

染色、又ハ灰汁洗ヲ終レルカ、又ハ此日ニ漂白、染色又ハ灰汁洗濯中ノ物、

a 乃至 d ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケント欲スル者ハ、棉花局ヨリ特定ノ届出用紙ヲ受取り、之ニ各項ノ必要事項ヲ記入シ、該局ニ提出届出ヲナスヘシ。

第四條 英國十六番以上同二十二番以下ノ生ナル一重綿絲ニシテ、一九一五年九月二十日ニ現在セル貯藏品ハ、軍官憲又ハ埃甸國官廳若ハ匈牙利王國官廳側ヨリノ直接又ハ間接ノ委託履行、若ハ普通ノ軍需品作製ノ爲ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス。

英國十六番以上同二十二番以下ノ一重綿絲ヨリ製作セル未製品ハ、軍官憲、又ハ埃甸國若ハ匈牙利王國官廳側ヨリノ直接又ハ間接ノ委託履行、若ハ出来合軍需品作製ノ爲ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス。

前項記載ノ綿絲並未製品ノ使用ニ關シテハ、棉花局ヨリ受取ルヘキ特定ノ届出用紙ニ、各項ニ分

チテ必要事項ヲ記入ノ上届出ヲ爲スヘシ。

右ノ外、該綿絲及製品ノ加工、販賣若ハ交付ハ、棉花局ヲ經テ受クヘキ商務省ノ特別認可アルニ非サレハ之ヲ許サス。

第五條 一九一五年九月一日以後ニ外國ヨリ埃國關稅地域ニ輸入セラレタル綿絲及製品、又ハ同期

日後ニ輸入セル棉花ヨリ製造セル綿絲及製品ノ加工並使用ハ、第三條ノ規定ヨリ之ヲ除外ス、但シ、

該輸入ハ送狀ヲ添付シ、棉花局ヲ經テ商務省ニ届出タルモノナルヲ要ス。

棉花局ハ、正規ノ届出ニ對シテハ認可證ヲ與フ、此ノ認可證ハ、前記綿絲並製品ノ自由ナル使用

ニ對スル證明トシテ保存シ、檢閱官ニ之ヲ示スヘモノトス。

第六條 商務省ハ公共ノ利益ノ爲必要ナル場合ニ於テハ、本令ニ規定セル製造制限ノ除外ヲ認可スル

コトヲ得、之ニ關スル請願ハ、棉花局ヲ經テ之ヲ爲スヘシ。

結 則

第七條 本令ノ規定ヲ確實ニ遵守セシムル爲メ、商務省ハ特別監視機關ヲ設クルコトヲ得、此ノ監視

ニ任スル者ハ、本令ノ適用ヲ受クヘキ各工場ニ隨時入場ノ權ヲ有シ、其ノ監視者ノ請求アルトキ

ハ、當業者ハ之ニ總テノ帳簿、通信書並其ノ他ノ書類ヲ示シテ其查閱ヲ受クヘシ。

第八條 本令ニ違反スル者、並本令ニ定メタル義務ノ妨害ニ與レル者ハ、五千「クローネ」以下ノ罰

金、又ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス、但シ刑法規定ニ依リ一層重キ刑ニ處セラルヘキ場合ハ此限ニ在ラ

第九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

ゲ オ ル ギ 自 署

附 表

シ ヨ ス タ ー 自 署

一九一五年九月十五日ノ省令第三條ニ依リ、其製造ヲ禁止セラレタル綿製品ハ左ノ如シ。

1. 家事用及食卓用布、即チ桌布、拭布、手拭及手拭地、臺所用布、雜巾、摩擦手拭用布、羽布團用布等、

2. 左ニ掲クル被服用布、

刺繡布、網細工、網布、覆面布、被服用天鷲絨、粗天鷲絨、天鷲絨、篋縁及總、

3. 屋内用布、即チ蒲團用布、粗綿布、壁布、家具用布（家具用粗天鷲絨、敷物布モ同シ）机掛及

其ノ他ノ覆物、幕用布、キヤラコ、行李用布、製本用布及窓掛、

4. 工業品用材料、即チ網、繩、細索、導管用材料、壓搾用布、

5. リボン、眞田、帶、縁取品、組紐類、

6. 各種編物品（長靴下及短靴下ヲ除ク）、

其ノ外、1乃至4ニ記載セル材料ト同シ目的ニ使用セラレ、其ノ名稱ハ異ナレルモ、略之ト同價値アル物ト看做サルル綿製品ノ製造モ之ヲ禁止ス。

1乃至6ニ掲ケタル製品ニシテ、軍官憲、又ハ埃匈國官廳若ハ匈牙利王國官廳側ヨリノ直接又ハ間接ノ委託履行ノ爲メ必要ナル物ニハ、本禁止令ヲ適用セス。

其外、自家工場用ノ綱及紐ノ製作ニモ、本禁止令ヲ適用セス、尙ホ、之ニ使用スル紡絲ノ番號如何モ之ヲ關ハス。

四、一定ノ綿材料ノ加工及販賣禁止、強制供給、並屆出義務

ニ關シ國防大臣及軍務大臣ト合議ノ上一九一五年十一月十一日ニ公布セル商務大臣ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第二七四號)及一九一二年十二月二十六日ノ法律(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第二三六號)第二十四條及第二十七條ニ基キ左ノ如ク規定ス。

加工及販賣禁止

第一條 生ナル、漂白セル若ハ淺色ニ染色セル一重綿絲、又ハ撚絲綿絲ノ落物若ハ同様ノ綿布落物(織物又ハ編物)、並此等ノ材料ヨリ、引裂又ハ其ノ他ノ分解方法ニ依リテ得タル綿纖維(紙料層(Effloches)、人造棉花)ノ販賣及各種ノ加工ハ、之ヲ禁止ス。

然レトモ、購入ニ關スル軍官憲ノ決定(第二條乃至第四條)ヲ見サル前ト雖、引裂工場ニ存在セル綿絲及綿布ノ落物ハ、引裂ヲ續行スルコト換言スレハ、紙料層又ハ人造棉花製造ノ爲ニ加工スルコトヲ得、但シ其製造ニ當リテハ、種類及性質ニ從ヒテ其ノ材料ヲ分類シ、脂肪又ハ其ノ他ノ溶解劑ヲ加フルコトハ、絶對ニ之ヲ避クヘシ。

強制供給

第二條 第一條ニ列記セル材料、又ハ之ヨリ得タル綿纖維(紙料層、人造棉花)ノ加工及販賣ヲ營業トセル者ハ、其ノ現在所有セル物若ハ後日所有スヘキ物ヲ、材料ノ種類及性質ニ從ヒテ分類セル見本(百乃至二百「グラム」)ヲ提出シ、本令ノ施行後十四日以内ニ、埃匈國合同棉花局ノ手ヲ經テ、軍務省ノ購入ニ提供スルヲ要ス。軍官憲ハ、此ノ方法ニ依リテ検査セル現在品ヲ、専門家ヲシテ倉庫ニ就キ實地檢閲セシムルノ權利ヲ保留ス。

第三條 軍官憲カ購入ヲ決定セル物ニ對スル引受價格ハ、商務省ノ代表者一名、軍官憲ノ代表者一名、棉花局ノ代表者一名及商務省ヨリ委託セラレタル二名ノ専門家ヨリ成ル委員會ニ於テ之ヲ決定

ス。
交付ノ義務ハ、價格決定ニ關スル處置ニ依リテ猶豫セララルコトナシ。

第四條 見本カ棉花局ニ到着セルトキハ、該局ハ之ニ關スル證明書ヲ交付ス、若シ見本到着後二十一日間ニ、供給申込者ニ對シ、何等引受ニ關スル決定書ヲ發セサル場合ニ於テハ、供給申込者ハ、其ノ供給申込品ヲ再ヒ自由ニ使用スルコトヲ得。

第五條 第一條ニ列記セル材料及ヒ綿纖維ニシテ、一九一五年九月十五日以後ニ關稅的外國 (Zolltarif land) ヨリ輸入セル物、又ハ九月十五日以後ニ關稅的外國ヨリ輸入セル材料ヨリ製作セル物モ、同様ニ自由ニ之ヲ使用スルコトヲ得、但シ該輸入ハ、遲滯ナク其證明書類ヲ添付シ、棉花局ヲ經テ商務省ニ届出テタルモノナルヲ要ス。

第六條 第四條及第五條ニ依リ許サレタル使用權ヲ行使センカ爲ニハ、其權利所有者ハ、該綿材料カ引受見合セトナレル物ナルコト、又ハ外國ヨリ輸入セル物ナルコトニ關シ、棉花局ヨリ證明書ヲ得ルヲ要ス、此ノ證明書ハ、其材料ヲ詳記シ、之ニ對スル自由使用權アルコトヲ證明ス。所有權移行ノ場合ニ於テハ、該證明書ハ商品ト共ニ交付スヘキモノトス。

第一條ニ掲ケタル材料及綿纖維ノ購買又ハ其ノ他ノ獲得ハ、前項ノ理由ニ依リ、本證明書ノ呈示並交付アル場合ニ非サレハ之ヲ許サス。

第七條 第一條ニ掲ケタル綿材料及左ニ掲ケル綿材料ノ加工又ハ販賣ヲ營業トセル者ハ、十一月十五日ニ於テ所有若ハ保管セル量ヲ、遅クトモ十二月二十五日迄ニ、埃甸國合同棉花局ニ届出ツヘシ。

絲 (紡績工場絲及機械工場絲)、梳物、Kardendeckelputz (梳棉機ノ「アラット」)
Tamburwolle (梳棉機ノ「シャッター」ヨリ出ツル屑綿)、リッター、Flügelwolle (前紡機ヨリ出ツル屑綿)、梳所落物及綿布落物、
此ノ届出ハ、今後ハ毎月十五日ノ現在高ニ依リ、此ノ期日後十日以内ニ、棉花局ニ對シ之ヲ爲スヘシ。

總テノ倉庫又ハ工場内ノ貯藏全額カ二百「キログラム」以下ナル者ハ、届出ヲ要セス。本届出ニハ總テ棉花局ヨリ受取ルヘキ用紙ヲ使用シ、本用紙ニ示セル特別規定ニ基キ、各項ニ分チ記入ノ上提出スヘシ。

結則及刑罰規定

第八條 本令ノ規定ヲ確實ニ遵守セシムル爲メ、商務省ハ特別監視機關ヲ設クルコトヲ得、此ノ監視ニ任セラレタル者ハ、本令ノ適用ヲ受クヘキ各工場ニ隨時入場ノ權ヲ有シ、其監視者ノ請求アルトキハ、當業者ハ之ニ總テノ帳簿、通信書及其ノ他ノ書類ヲ示シテ其査閲ヲ受クヘシ。

第九條 本令ニ違反スル者並本令ニ定メタル義務ノ妨害ニ與レル者ハ、五千「クローネ」以下ノ罰金、又ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス、但シ刑法規定ニ依リ更ニ重キ刑ニ處セラルヘキ場合ハ此限ニ在ラス。

第十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、一九一五年八月二日ノ命令（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二二五號）ハ同時ニ之ヲ廢止ス。

ゲオルギ自署

シュヌスター自署

五、棉花及綿紡績物ノ貯藏額増加竝棉花ノ加工制限ニ關シ

一九一五年九月十五日ニ公布セラレタル省令（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二六八號）ノ變更ニ關スル一九一五年十二月六日ノ商務大臣及國防大臣ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二七四號）ニ基キ左ノ如ク規定ス。

第一條 一九一五年九月十五日ノ省令（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二六八號）第四條ニヨリ、軍官憲ノ委託履行以外ニ一定ノ商品製造ノ爲メ綿絲ヲ製作シ得ルコトニ付、該省令ニ附加セル商品表中ノ第三ハ、左ノ如ク之ヲ變更ス。

3. 穀物、穀粉及砂糖用糞製作ノ爲メニ使用スル綿布、但シ之レハ一九一五年十一月十五日以前ニ製造ノ決定ヲナセルモノニシテ、該注文ヲ受ケタル時期ニ關シ「ウイーン、マリア、テレジア」町³¹番地所在埃甸國合同棉花局ノ證明書カ、本令施行後五日以内ニ提出セラレタルモノニ限ル。

第二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

ゲオルギ自署

シュビッツミユラー自署

六、棉花及綿紡績物ノ貯藏額増加竝棉花ノ加工制限ニ關スル一九一五年十二月二十九日ノ商務大臣及國防大臣

ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二七四號）ニ基キ左ノ如ク規定ス。

第一條 本令ノ規定ハ、原包装ノ儘ナルト、開封セルト、加工ノ各階級ニ在ルトヲ問ハス、生ナル、漂白セラレタル及染色セラレタル棉花、屑綿、落綿、紙料屑（Eftloches）及人造棉花竝ニ各種綿絲ニ之ヲ適用ス。前記材料カ埃甸國關稅區域ニ輸入セラレタル時期ノ如何ハ之ヲ問ハス。

第二條 第一條ニ掲ケタル商品ヲ營業的ニ使用、加工、生産若ハ保管セル者ハ、左記ノ規定ニ從ヒ、一九一五年十二月三十一日ニ於テ其工場又ハ倉庫内ニ現在セル商品額ヲ、遅クトモ一九一六年一月十一日迄ニ「ウイーン、マリア、テレジア」町³¹番地所在埃甸國合同棉花局ヲ經テ商務省ニ届出ツヘシ。

此ノ届出ハ、今後ハ毎月一日ノ現在高ニ據リ、其月ノ十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ。一九一五年十二月三十一日、又ハ其ノ後毎月一日ニ輸送中ナル材料ハ、發送品到着後遲滯ナク、荷

受人ヨリ之ヲ届出ツヘシ、運送業者ノ倉庫中ニ在ル材料ハ、運送業者ニ非スシテ、其ノ商品ノ處分
權者之ヲ届出ツヘシ。

總テノ倉庫又ハ工場内ニ在ル貯藏全額カ三百「キログラム」以下ナルトキハ、其ノ所有者又ハ保管
者ハ届出ヲ要セス。

届出ハ、必ス棉花局ヨリ受取ルヘキ官廳ノ届出用紙ニ記入シテ之ヲ爲シ、其記入ハ該届出用紙ニ
記載セル特別規定ニ基キ各項目ニ分ツヘシ。

埃甸國固有鐵道ノ占有スル貯藏品ニ對シテハ、特別ノ規定ヲ適用ス。

一九一五年十一月十一日ノ省令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第三三五號)第七條ニ依リ其届出ヲ
規定セル屑綿、落綿、紙料屑及人造棉花ハ、本條ノ規定ヨリ之ヲ除外ス。

第三條 棉花、屑綿、落綿、紙料屑及人造棉花ノミカ、又ハ他ノ紡績原料ヲ加ヘタル物ノ混合、漂白、
染色、紡績並其ノ他ノ加工ハ、本令施行後第三日ノ午前六時以後ハ、其都度特別認可ヲ與フル場合
ニ限リ之ヲ許ス。

一九一五年九月十五日ノ省令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第二六八號)第四條及同令ノ附表ニ
基キ、又ハ一九一五年十二月六日ノ省令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第三五六號)ニ基キテ其ノ加
工カ許サレタル物ニハ、本規定ヲ適用セス。但シ、其ノ使用ニ關スル證明書ヲ、前記省令ニ依リテ

提出セルモノニ限ル。

本令施行ノ際、既ニ之ニ關スル證明書又ハ届出書ヲ棉花局ニ於テ受領済ノ場合ニ於テハ、前項ノ
證明書ハ之ヲ提出セルモノト看做ス。

第四條 棉花、屑綿、落綿、紙料屑及人造棉花ノ加工又ハ使用ニ對スル認可請願ハ、埃甸國合同棉花局
ニ就テ受取ルヘキ用紙ニ、各項ニ分チ詳細ニ記入シテ、之ヲ該局ニ提出スヘシ。

軍官憲ノ委託履行ノ爲メニスル前記材料ノ加工又ハ使用認可ノ請願ニ關シテハ、軍務省ニ於テ之
ヲ決定シ、總テ他ノ請願ニ付テハ商務省ニ於テ之ヲ決定ス。

此ノ請願カ他ノ官署ノ委託ニ關スル物ナルトキハ、商務省ハ斯カル請願ニ就テハ、當該官署ト協
定スヘシ。

紙料屑及人造棉花ヲ、爆藥製造用トシテ埃甸國軍務省ニ供給セル場合ニ於テハ、軍務省ノ註文書
ヲ認可證ト看做ス。

第五條 本令ノ規定ヲ確實ニ遵守セシムル爲メ、商務省ハ特別監視機關ヲ設クルコトヲ得、其監視ニ
任セラレタル者ハ、本令ノ適用ヲ受クヘキ各工場ニ隨時入場スルノ權ヲ有シ、其監視者ノ請求アル
トキハ、當業者ハ之ニ總テノ帳簿、通信書及其ノ他ノ書類ヲ示シテ其査閲ヲ受クヘシ。

第六條 本令ニ違反スル者及本令ニ規定セル義務ノ妨害ニ與レル者ハ、五千「クローネ」以下ノ罰金、

又ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス、但シ、刑法規定ニ依リ更ニ重キ刑ニ處セラルヘキ場合ニ於テハ、此ノ限ニ在ラス。

第七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、一九一五年九月十五日ノ省令（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二六八號）及一九一五年十二月六日ノ省令（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第三五六號）ハ、同時ニ之ヲ廢止ス。

ダ オ ル ギ 自 署

シ ュ ビ ツ ツ ミ ャ ラ ー 自 署

七、綿製品（羊毛製襯衣類モ同シ）ノ貯藏額増加並綿絲及綿

製品ノ加工並販賣制限ニ關スル一九一五年十二月二十

九日ノ商務大臣及國防大臣ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令（ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二七四號）ニ基キ左ノ如ク規定ス。

貯藏額増加規定

第一條 貯藏額増加規定ハ、純綿絲又ハ麻絲ヲ混セル綿絲ヨリ製造セル織物及編物ニ適用ス、之ヲ詳記スレハ左ノ如シ。

A. 軍官憲ノ規則ニ從フヘキ綿布、

B. 英國六十番以下ノ綿絲ヲ使用セル其他ノ綿布（但シ、家具用布、幕用布、窓掛、笹縁、網布及編細工ヲ除ク）

C. 棉花ヲ編ミテ製作シ、又ハ綿織物及綿編物ヨリ製作セル出來合襯衣類、

D. 綿布ヨリ製シ軍用ニ供セラル、出來合製品、例ヘハ、軍服、寢具、背囊、糧囊、天幕、頂覆、胴卷、頭巾、靴下等ニシテ、加工ノ各階級ニ在ル物、

E. 敷布、手拭、ハンカチ、藁蒲團、濾過布（Filtrierchen）及壓搾布（Pressfächer）、

F. 生ナル、又ハ漂白セラレタル醫療用綿、及棉花ヨリ製セル其他ノ衛生用品、

此外、羊毛又ハ純羊毛ヲ編ミテ製作シ、又ハ羊毛製若ハ純羊毛製織物及編物ヨリ製セル出來合襯衣類並綿縫絲ニモ本規定ヲ適用ス。

第二條 第一條ニ掲ケタル物品ヲ營業的又ハ共同利益ノ目的ノ爲ニ生産、使用、加工、又ハ保管スル人、商會、組合並自治團體ハ、左ニ掲ケル規定ニ從ヒ、一九一六年一月三十一日ニ其工場又ハ倉庫内ニ存在セル額ヲ、一九一六年二月十一日迄ニ、「ウィーン、マリア、テレジア」町^{32/31}番地所在埃甸國合同棉花局ヲ經テ商務省ニ届出ツヘシ。

一九一六年一月三十一日ニ於テ輸送中ニ在ル商品ハ、送品ノ着後遲滯ナク荷受人ヨリ之ヲ届出ツヘシ、運送業者ノ倉庫内ニ在ル商品ニ付テハ、運送業者ニ非スシテ其ノ商品ノ處分權者之ヲ届出ツヘシ。

第一條ニ掲ケタル物品ニ付テ、埃匈國軍務省、埃匈國々防省、又ハ匈牙利王國々防省側ヨリ直接交付ノ委託ヲ受ケタル者ハ、前項届出義務ノ外、一九一六年一月三十一日ニ於テ尙ホ交付ノ義務アル商品ヲ、量(個數)及凡ソノ重量ニ付テ報告スヘシ。本令ニ於テ尙交付ノ義務アル商品トハ、一九一六年一月三十一日ニ於テ尙ホ供給者カ、委託ヲ受ケタル官廳ヘ宛輸送スル爲メ輸送所ニ交付スルノ運ヒニ至ラザリシ商品ヲ謂フ。

届出ニハ、總テ棉花局ヨリ受取ルヘキ官廳ノ書式用紙ヲ使用シ、各項ニ分チテ記入ノ上提出スヘシ。

全部ノ工場又ハ倉庫内ノ貯藏全額カ、各種商品ヲ貯藏セル場合ニ於テ、届出ヲ要スル織物一萬「メートル」若ハ出来合品五百點以下ナルカ、又ハ一種ノ商品ヲ貯藏セル場合ニ於テ、織物千「メートル」若ハ出来合品三百點以下ナルトキハ、其所有者又ハ保管者ハ届出ヲ要セス。埃匈國々有鐵道ノ占有スル貯藏品ニ對シテハ、特別ノ規定ヲ適用ス。

加工及賣渡制限規定

第三條 本令公布ノ日ニ存在セル英國六十番以下ノ生ノ一重綿絲又ハ生ノ撚綿絲ハ軍官憲、埃匈國官廳若ハ匈牙利王國官廳、又ハ「ボスニア、ヘルチエゴビナ」政府側ヨリ、直接又ハ間接ニ受ケタル委託履行以外ニ使用スルコトヲ得ス。

六十番以下ノ一重綿絲又ハ撚綿絲ヨリ製造セル未製品ハ、軍官憲、埃匈國官廳、匈牙利王國官廳

又ハ「ボスニア、ヘルチエゴビナ」政府側ヨリ、直接又ハ間接ニ受ケタル委託履行以外ニ使用スルコトヲ得ス。

斯カル未製品ヲ、穀物囊、穀粉囊及麩囊ニ製作又ハ使用スルコトハ之ヲ許可ス。但シ、其製作又ハ使用カ、本令施行前ニ於テ受ケタル註文履行ノ爲メ必要ナルコトノ證明ヲ、棉花局ヲ經テ商務省ニ提出セルモノニ限ル。

此ノ使用證明ハ、左ノ方法ニヨリ、棉花局ヲ經テ商務省ニ對シ之ヲ爲スヘシ。

(a) 軍官憲、埃匈國官廳、匈牙利王國官廳又ハ「ボスニア、ヘルチエゴビナ」政府側ヨリノ委託履行ノ用ニ供スル生産物ニ對シテハ、該生産物ノ使用目的ニ關シ、此等官廳ノ直接供給者ノ作成スル二通ノ説明書ニ依ル。

若シ該製品ニ直接供給者カ關係ナキ場合ニ於テハ、此ノ説明書ハ、供給ニ與リタル總テノ商館ニ依リテ作成スヘシ。

(b) 穀物囊、穀粉囊、及麩囊製作ノ爲ニスル綿布ノ生産又ハ使用ニ付テハ、棉花局ノ證明書ニ依ル。

本令施行ノ際既ニ受領済ナリシ、軍官憲、埃匈國官廳、匈牙利王國官廳又ハ「ボスニア、ヘルチエゴビナ」政府側ヨリノ委託ニ關スル證明書提出ニハ、一九一六年一月十五日迄ノ期間ヲ與フ。

穀物囊、穀粉囊及麸囊ノ委託ニシテ、本令施行前ニ受領セルモノノ證明提出ニ對シテモ、同様ノ期間ヲ與フ。

前記綿絲又ハ未製品ノ其ノ他ノ加工、販賣若ハ交付ハ、棉花局ヲ經テ受クヘキ商務省ノ特別認可アル場合ニ非サレハ之ヲ許サス。

英國六十番以下ノ生ノ一重綿絲又ハ生ノ撚絲綿絲、若ハ斯カル綿絲ヨリ製造セル未製品ノ加工又ハ使用ハ、本令施行前ニ於テ既ニ着手セシ作業完成ノ爲ニ必要ナル場合ニ之ヲ許ス。此ノ許可ヲ得ント欲スル者ハ、棉花局ヨリ特別ノ届出用紙ヲ受取り、各項ニ分チ詳細記入ノ上、該局ニ提出届出ヲ爲スヘシ。

結 則

第四條 本令ノ規定ヲ確實ニ遵守セシムル爲メ、商務省ハ特別監視機關ヲ設クルコトヲ得、此ノ監視ニ任セラレタル者ハ、本令ノ適用ヲ受クヘキ各工場ニ隨時入場ノ權ヲ有シ、其監視者ノ請求アルトキハ、當業者ハ之ニ總テノ帖簿、通信書及其ノ他ノ書類ヲ示シテ査閲ヲ受クヘシ。

第五條 本令ニ違反スル者及本令ニ定メタル義務ノ妨害ニ與レル者ハ、五千「クローネ」以下ノ罰金又ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス、但シ、刑法規定ニ依リ更ニ重キ刑ニ處セラルヘキ場合ハ、此ノ限ニ在ラス。

第六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、一九一五年九月十五日ノ省令(ライヒスゲゼツツ、ブラット第二六九號)ハ同時ニ之ヲ廢止ス。

ゲ オ ル ギ 自 署

シュビツツミュラー自署

八、棉花、綿紡績物及其製品ノ販賣制限並強制供給ニ關シ

關係諸大臣ト合議ノ上一九一六年四月十三日ニ公布セ

ル商務大臣ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第二七四號)ニ基キ左ノ如ク規定ス。

第一條 棉花、屑綿、落綿、綿絲ノ落物、紙料屑及人造棉花並此等ノ材料ヲ全部又ハ大部分ニ使用シテ製造セル紡績物、織物及其ノ他ノ生産物ニ關シ、本令施行前ニ於テ締結セル購買契約及交付契約ニシテ、本令施行ノ日迄ニ履行セラレサリシモノハ、全部之ヲ破約トス。契約不履行ノ故ヲ以テ、後日ノ履行又ハ損害賠償ニ對スル請願ハ、之ヲ主張スルコトヲ得ス。

本令施行前ニ於テ起リタル不履行ニ依ル請願ニハ、本令ヲ適用セス、但シ後日ノ契約履行ハ之ヲ要求スルコトヲ得スシテ、要求シ得ルハ損害賠償ニ限ル。

第二條 第一條ニ掲ケタル材料及製品中、本令施行ノ際、一九一五年九月十五日(ライヒス、ゲゼッツ
 プラット第二六八號及第二六九號)、一九一五年十一月十一日(ライヒス、ゲゼッツ、プラット第三三五
 號)及一九一五年十二月二十九日(ライヒス、ゲゼッツ、プラット第三九五號及第三九六號)ノ省令ニ
 依ル證明書、若ハ紡績、加工及使用ノ認可證カ埃匈國合同綿花局ノ許ニ在ル物ニ對スル購買契約並
 交付契約ニハ、第一條ノ規定ヲ適用セス。

此ノ除外規定ノ適用ヲ受クヘキ購買契約並交付契約ハ、其證據ヲ明白ナラシムル爲メ、本令施行
 後八日以内ニ、尙ホ供給スヘキ額ノ報告ヲ添ヘ、其ノ契約書ヲ原文ノ儘ニテ「ウィーン、マリア、テ
 レシア」町^{32/34}番地所在棉花局宛送附スヘシ、斯カル契約ニ基キ作成セラレタル交付證並送狀モ、同
 様ニ棉花局ニ送附スヘシ、之ヲ荷受人ニ送附スルコトハ、該棉花局ニ於テ之ヲ爲スヘシ。

此外、染色、漂白、灰汁洗濯、又ハ其ノ他ノ精製ヲ加ヘタル綿絲、燃絲、織物及其ノ他ノ製品、並
 ニ六十番以上ノ綿絲、及全部ニ此綿絲ヲ使用シテ作製セル製品ニ關スル購買契約並交付契約ニハ、
 第一條ノ規定ヲ適用セス、但シ此等ノ綿絲及製品ハ、本令施行ノ際既ニ精製シ又ハ完成セルモノナ
 ルコトヲ要ス。

第一條ニ掲ケタル商品ヲ、外國ヨリ購入スルコトニ關スル契約ニハ、本令ヲ適用セス。

第三條 棉花、屑綿、落綿、綿絲落物、紙料屑、人造棉花、六十番迄ノ生綿絲及斯カル綿絲ヨリ製作セル

燃絲、未製品、並此ノ未製品ヨリ製造セル出來合商品、軍服、背囊、糧囊、及天幕用布ハ、今後ハ軍
 官憲及「ウィーン、マリア、テレシア」町³⁴番地所在棉花局 A.G. 以外ニ販賣スルコトヲ許サス。

(註 Baumwollzentrale A.G. ； Baumwollzentrale Aktien = Gesellschaft) ノ略ナランカ)

六十番以下ノ綿絲並之ヨリ製作セル燃絲及未製品ヲ、棉花局 A.G. ニ販賣スルコトニ對シテハ、
 一九一五年十二月二十九日ノ省令第三條ノ販賣及交付制限規定ハ適用セラレス。

棉花局 A.G. ハ、其自由ニ購入セル商品ヲ更ニ販賣スル場合ニ於テ、一九一五年十二月二十九
 日ノ省令(ライヒス、ゲゼッツ、プラット第三九六號)ノ制限ヲ受クルノミ。

第二條ニ掲ケタル漂白、染色又ハ其ノ他ノ精製ヲ施コセル綿絲、綿布及其他ノ生産品、並六十番以
 上ノ綿絲及之ヨリ製セル製品(軍服用布、背囊用布、糧囊用布、及天幕用布ヲ除ク)ノ自由取引ハ、
 此等ノ商品中ノ或物ニ對シ、商務省ヨリ臨時第四條ニ依ル強制供給ヲ命スルコトナキ限り、之ヲ續
 行スルコトヲ得。

第四條 棉花、屑綿、落綿、綿絲及綿布ノ落物、紙料屑、及人造棉花、並此等ノ材料ヲ使用シテ製造セル
 綿絲、燃絲、及此等綿絲ヨリ製作セル綿布、又ハ此綿布ヨリ製セル出來合商品ヲ所有セル者ハ、臨時命
 令アルトキハ、其所有セル額ヲ、棉花局 A.G. ニ購入ノ爲メ提供スヘキ義務アルモノトス。此ノ臨時
 命令ハ、其都度特定ノ商品ニ對シ、適當ノ布達方法ニ依リテ商務省ヨリ之ヲ公布スヘシ。其購入カ、

軍官憲又ハ埃國官廳ノ需要ヲ充タス爲ニ必要ナル場合ニ於テハ、此等官廳ノ申請ニ基キ、商務省ニ於テ之ヲ公布ス。

棉花局 A. G. H. 強制供給ノ命令アル毎ニ、該令ノ適用ヲ受ケ自由ニ獲得シ得ル商品ヲ、引受委員會（第七條）ノ命スル儘ニ一任スル義務アルモノトス。

前記商品中工場及其家族ノ私用ニ充テラレタル物ニハ、該強制供給令ヲ適用セス。

第五條 前記ノ如キ商務省令（第四條）公布セラレタルトキハ、之ニ掲ケタル商品ハ、該令公布後十日以内ニ見本ヲ添ヘ、尙ホ其ノ數量及貯藏所ヲ示シ、棉花局 A. G. H. ニ届出ツヘシ。所有者ノ爲ニ前記商品ヲ保管セル者モ同様ニ、商務省ヨリ強制供給令ヲ公布後十日以内ニ、其保管中ノ數量ヲ棉花局 A. G. H. ニ届出ツヘシ。

第六條 棉花局 A. G. H. ヨリ交付スヘキ見本受領證面ニ記載セル日附後二十一日以内ニ、供給者ニ對シ、其提供セル商品ノ引受ニ關シ何等ノ通知ナキ場合ニ於テハ、供給者ハ從來ノ命令（本令ノ第三條及本令ノ第三條ニ依リ變更セラレサルモノニアリテハ、一九一五年十二月二十九日ノ命令（ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第三九六號）ニ依リテ許サレタル總テノ目的ニ、之ヲ使用スルノ權アルモノトス。

第七條 強制供給令ニ基キ棉花局 A. G. H. ニヨリ購入セラル、商品ニ對スル引受價格ハ、商務省ノ代表

者一名、購入ニ關係ヲ有スル官廳ノ代表者一名及棉花局 A. G. H. ノ代表者一名ヨリ成ル委員會ニヨリテ確定セラル、該委員會ニハ、商務省ヨリ任命セラル、二名ノ顧問専門家ヲ附ス。

引受價格ヲ確定スルニ當リテ基礎トナルヘキ評價ハ左ノ如シ。

品 目

正味重量一キログラムノ價格
(クローネヲ以テ示ス)

棉花 (品質亞米利加ミドリング) 七・五〇

上部埃及棉 一〇〇〇

亞米利加棉、東印度棉又ハ東洋棉ヨリ製セル綿絲 八・八〇

二十番 Cops 九・七〇

三十番乃至四十二番 Cops

埃及棉ヨリ製セル綿絲 一五・二〇

五十番ノ「カアード」セル Warpcoops (經絲用ノコップ) 一五・七〇

六十番ノ「カアード」セル Warpcoops 一七・五〇

五十番ノ梳リタル Warpcoops 一八・〇〇

六十番ノ梳リタル Warpcoops 二重ノ撚絲ニ對スル評價

- 二十番 〇・六六
- 四十番 一・一五
- 五十番 一・五五
- 五十番ノ「コード」セルモノ 二・三〇
- 六十番ノ「コード」セルモノ 三・一〇
- 軍用キヤラコ(巾八二「センチメートル」^{十八番ノ經絲一五}二十番ノ緯絲一五) 八一米突ニ付 一・三二
- 抓キタル綾織綿布(巾七八乃至七九「センチメートル」^{十六番經絲一五}十六番緯絲一五) 八一米突ニ付 一・五五
- Sackmolinos (巾一四四「センチメートル」^{十六番經絲一五}十六番緯絲一五) 八一米突ニ付 二・〇八
- Ketenstrucks (染色セルモノニテ巾一三六乃至一三八「センチメートル」^{二十番經絲二四}三十番緯絲三〇) 七一〇
- 八一米突ニ付 七・二〇

總テノ價格ハ引受所拂ヒノ手取金トス。
爾餘ノ交付並引受條件ニ付テハ、棉花、落綿、綿絲、綿商品取引ニ對スル「ウィーン」商品取引所ノ特別慣例ヲ適用ス。

供給者側ニ於テ、委員會ノ確定セル引受價格ニ對シ不服ヲ唱フル場合ニ於テハ、棉花局 A.G. 所在地ノ區裁判所ハ、本條ニ確定セル評價ヲ基礎トシテ専門家ノ意見ヲ聴取シ、引受價格ヲ決定ス。此ノ

場合ニ於テハ、棉花局 A.G. ハ、引受ニ當リテ一時、委員會ノ確定セル價格ヲ現金ヲ以テ支拂ヒ置クヲ要ス。區裁判所ノ判決ニ對シテハ、八日以内ニ控訴スルコトヲ得、控訴院ノ判決ニ對シテハ、更ニ其レ以上ノ法律的手續ヲ許サス。訴訟費用ハ、原告及被告ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ補償スヘキカ、或ハ兩者ニ之ヲ割宛ツヘキカニ付テハ、裁判所ニ於テ任意之ヲ決定スヘシ。交付ノ義務ハ、裁判所ノ處置ノ如何ニヨリテ廢棄セラル、コトナシ。
提供セル數量カ、其都度供給ニヨリテ充タスヘキ需要額ヲ超過スル場合ニ於テハ、其超過額ヲ、提供額ニ應シ、可成不公平ナク、提供者全部ニ割宛ツルモノトス、此際提供額ノ多寡ニ應スル以外、總テノ條件ヲ一樣トス。

第八條 第四條ニ掲ケタル商品中、一九一六年一月一日以後ニ關稅の外國ヨリ埃國へ輸入セラレタルカ、又ハ本令ノ公布後日ナラス輸入セラレタル物ニハ、本令ノ規定ヲ適用セス。但シ、此輸入ハ埃國合同棉花局ノ證明書、又ハ商務省ヨリ斯カル證明書ノ作製並交付權ヲ附與セラレタル官廳ノ證明書ニヨリテ、證明セラレタルモノニ限ル。

第九條 棉花局 A.G. ハ強制供給(第四條乃至第七條)ニ基キテ得タル商品ヲ、其提供者ニ引受通知ヲ發セル日ヨリ六週以内ニ、實際之ヲ引取ルヘキ義務アルモノトス。貯藏、保險等ニ付、萬一費用ヲ要スル場合ニ於テハ、實際引渡ノ日迄ハ、商品所有者ノ負擔トス。

第十條 棉花局 A. G. は、強制供給（第四條乃至第七條）ニ基キテ得タル商品ノ數量及品質ヲ、届出書ニ照シ、指定ノ場所ニ於テ之ヲ受取り、其供給者ニ委員會ノ確定セル價格ヲ、受取所拂トシテ十四日以内ニ支拂フヘキ義務アルモノトス。

棉花局 A. G. は、強制供給又ハ其ノ他ノ自由ナル方法ニ依リテ得タル商品ヲ、委員會ノ確定セル價格ニ、運送、保険、商標等ニ對スル實際ノ費用ヲ加ヘ、尙ホ之ニ棉花局 A. G. ノ賣却免許證ニ確定セル歩合ノ手數料ヲ加算シ、商務省ヨリ指定ヲ受ケタル官署ニ交付スヘキ義務アルモノトス。

第十一條 本令ノ規定ヲ確實ニ遵守セシムル爲メ、商務省ハ監視機關ヲ設ケ、此ノ監視ニ任セラレタル者ハ、本令ノ適用ヲ受クヘキ各工場ニ隨時入場ノ權ヲ有ス、其ノ監視者ノ請求アルトキハ、營業者ハ之ニ總テノ帳簿、通信書及其ノ他ノ書類ヲ示シテ其査閲ヲ受クヘシ。

第十二條 本令ニ違反スル者、及本令ニ確定セル義務ノ妨害ニ與レル者ハ、五千「クローネ」以下ノ罰金又ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス、但シ刑法規定ニヨリ更ニ重キ刑ニ處セラルヘキ場合ニ於テハ此限ニ在ラス。

第十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、一九一五年十一月十一日ノ省令（ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第三三五號）第一條乃至第六條ノ規定ハ、同時ニ之ヲ廢止ス。

ゲ オ ル ギ 自 署
シュビッツ ミュラー 自署

ホツヒエンブルゲル 自署

九、棉花工業ノ戰時組合設立ニ關シ關係諸大臣及軍務大臣

ト合議ノ上一九一六年八月二十六日ニ公布セル商務大

臣ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令（ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第二七四號）ニ基キ左ノ如ク規定ス。

第一條 本組合ノ組合員

紙料屑、人造棉花、醫用棉花、綿絲、落綿々絲（駱馬毛絲モ同シ）ノ製造、及此等綿絲ヨリ製作セル撚絲ノ製造、竝各種綿製品（織物、編物、紐類、真田類、窓掛、笹縁等）ノ製造又ハ精製ニ從事セル總テノ企業所ハ、棉花工業戰時組合ニ屬スルモノトス。

本戰時組合ノ所在地ハ「ウイーン」トス。第一項ニ記載セル製造又ハ精製ヲ營業ノ一部トセル企業所ハ、當該部分ニ關シテハ、本組合ノ組合員トス。之ニ反シ、落綿（屑綿）、紙料屑、人造棉花、綿絲及落綿々絲（駱馬毛絲）又ハ之ヨリ製セル撚絲ヲ、第一項ニ掲ケタル商品以外（羊毛商品、半麻商品、半絹商品等）ニ使用スル企業所、竝綿布ノ加工業（出來合洋服業、襯衣類製造業）ニ從事セル企業所ハ、本組合ノ組合員ニ非ス。

戰時組合ニ屬セルタメニ生スル權利ノ主張、特ニ原料及半製品ノ不公平ナキ分配ヲ受クル權利ノ主

張ニ關シテハ、各工場ノ戰前ニ於ケル製造ノ方法及規模ヲ標準トシテ之ヲ決定ス、但シ戰時中軍官憲ノ需要カ、本原則ヨリノ背離ヲ必要トスル場合ニ於テハ、此ノ限ニ在ラス。

本條ニ記載セル種類ノ企業中、本令施行中ニ創立セラル、カ、又ハ其事業ニ着手スルモノハ事業開始ノ日ヨリ本組合ニ屬スルモノトス。

本組合ニ屬スヘキヤ否ヤニ付テ不明ナル場合ニ於テハ、商務大臣ハ協議ノ結果ヲ聽取シテ、任意之ヲ決定ス。

第二條 本組合ノ目的

戰時組合ノ任務ハ左ノ如シ。

(a) 棉花工業ノ經營組織、各企業所ニ於ケル時々ノ從業狀態、竝此等企業所ニ使用セル勞働者及事務員數ノ嚴密ナル監視、原料、半製品及完成品ノ貯藏額、竝生産ノ種類及規模ニ從ヒテ、其ノ生産額ト販賣額トヲ確定スルタメ各種ノ必要ナル調査ノ實施、

(b) 官廳側ニ於テ戰時組合ニ與ヘタル原料、半製品及完成品ヲ、出來得ル限り經濟的ニ使用シ、且ツ其都度使用シ得ル數量ヲ充分ニ利用シ得ンカタメニ分配ヲ行フコト、軍官憲ヨリ與ヘラレタル原料、半製品及完成品、竝軍官憲ノ爲メニ、一九一六年四月十三日ノ命令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第百號)ニ基ク強制供給ニヨリテ得タル物ノ分配ハ、戰時中ハ軍務省及國防省ノ指示ニ從ヒ

テ行フモノトス。

(c) 一九一五年十一月十一日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第三三五號)、一九一五年十二月二十九日

(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第三九五號及第三九六號)、一九一六年三月十四日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第六五號)、及一九一六年四月十三日(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第百號)ノ諸命令

ニ於テ、埃甸國合同棉花局ニ示サレタル各注意事項ノ實施、

(d) 委託ヲ與フル場合ニ當リテ、各官廳ニ勸告ヲ與フルコト、

(e) 價格ヲ確定スル場合ニ當リテ、提議ヲ爲スコト、

(f) 棉花工業ニ關スル經濟的處置ノ諸問題決定、殊ニ製造及輸出入ヲ制限シ又ハ増進スルノ處置、輸入及輸出禁止令ノ公布及應用、商業政策及社會問題上ノ處置、勞働狀態及職業案内ノ改善、竝平和克復後平時經濟ニ移行ノ際生スル諸問題ニ與ルコト、及前記ノコトニ關スル諸規定ヲ公布スルコト、但シ之ハ、商務省又ハ商務省ノ承認ヲ經タル他ノ中央官署ヨリ、之ヲ該組合ニ一任セル場合ニ限ル、商務大臣ハ戰時中ハ、之ニ關シ軍務大臣及國防大臣ト合議スルモノトス。

第三條 戰時組合ノ法律上ノ性質

本組合ハ一個ノ法人ニシテ、外方ニ對シテハ組合支配部(第十二條)ニ依リテ代表セラル、支配部長又ハ其ノ代理人ハ、支配ノ任ニ在ル職員ト連名ヲ以テ、組合ノ名義ヲ以テ記名調印シ、法律上ノ責ニ

任ス。

第四條 戰時組合ニ屬スル者ノ義務

本組合ニ屬スル者ハ、組合ノ目的ヲ果タスコトニ努メ、且ツ該目的ノ到達ヲ困難ナラシムヘキモノ又ハ之ヲ妨害スヘキモノヲ排除スルヲ要ス。

本組合ニ屬スル者ハ、組合支配部ヨリ發セラル、諸規則、並事務處理費ノ割宛ニ關スル規定ヲ遵守シ、其ノ準備及實施ニ對シテ必要ナル手段ヲ講スヘキモノトス。尙ホ自己ノ工場及事業狀態ヲ、本組合ノ目的到達上必要ナル監視下ニ置クヲ要ス、此ノ監視ハ組合支配部ノ申請ニ依リ、商務大臣ヨリ任命セラル、特別機關ニヨリテ之ヲ實施ス。此ノ監視ニ任スル者ハ、其ノ觀察事項ニ關シ、支配部ヲ經テ商務大臣ニ報告スルヲ要ス。戰時中ハ軍務大臣及國防大臣ニモ特別監視機關任命ノ權アルモノトス。

第五條 需要申込所

本組合外ニ在リテ棉花及綿製品ヲ商工業上消費スル者ノ爲ニ、本組合ニ需要申込所ヲ設ク。需要申込所作業上ノ規模及方法ハ、商務大臣之ヲ定ム。

第六條 本組合ノ機關

本組合ノ機關ハ左ノ如シ。

(a) 組合委員會(戰時委員會)、

(b) 組合支配部、

第七條 組合委員會

組合委員會ハ三十匹名ノ組合員ヨリ成リ、其ノ半數ハ棉花、落綿、紙料層及人造棉花ノ消費者中ヨリ任命シ、他ノ半數ハ綿絲消費者及精製業者中ヨリ之ヲ任命ス。

該委員會々員ノ任命方法ハ左ノ如シ。

埃國綿絲紡績者組合側ヨリ十二名、埃國綿布機械者組合側ヨリ六名、埃國綿布捺形業者、漂白業者、染色業者及艶出業者ノ組合側ヨリ三名、埃國編物製造業者組合側ヨリ一名、「テブリッツ」及其ノ附近ノ編物製造業者側ヨリ一名、「アッシュ」ニ於ケル機械業者組合側ヨリ一名ヲ選舉シ、尙ホ商務大臣(戰時中ハ軍務大臣及國防大臣ト合議ノ上)ヨリ十名ヲ任命ス。

此ノ選舉ノ方法ハ、前項ニ掲ケタル各專門組合カ其ノ組合本部ニ組合員全部ヲ召集シ、其ノ集會ニ於テ戰時組合委員會々員ヲ選舉スルモノトス、選舉實施ニ關スル詳細ナル規定ハ、商務大臣之ヲ公布ス。

商務大臣ハ公共上必要ナリト認ムルトキハ、組合委員會ノ意見ヲ聽取シ、任意委員ノ失職ヲ宣スルコトヲ得。尙ホ、委員會全部ノ改選並本條第二項ニ依ル任命委員ノ新任命モ、之ヲ行フコトヲ得。改

選及新任命實施迄ハ、在來ノ委員會々員カ其ノ職務ヲ續行ス、選舉委員カ辭職セル場合ニ於テハ、原選舉ニ適用セシ規定ニ從ヒ、四週以内ニ補缺選舉ヲ行フヘキモノトス。
全委員ハ之ヲ名譽職トス。

第八條 組合委員會ノ權能

總テ根本的事項ヲ決スル場合及命令公布ノ場合ニ於テハ、其ノ以前ニ、組合支配部ハ組合委員會ノ意見ヲ聽取スルヲ要シ、組合委員會ハ組合支配部ノ爲ニ、其ノ決定ヲ與フル義務アルモノトス。
組合委員會ノ義務ハ就中左ノ如シ。

- (a) 第二條ニ掲ケタル事項處理ニ對スル原則ノ確定、
- (b) 組合事務費ノ支拂及其ノ割宛ニ關スル決定、
- (c) 組合會計狀態ノ監視、
- (d) 組合支配部又ハ仲裁々判所(第十八條及第十九條)ヨリ秩序罰ヲ課セラルヘキ一定ノ事件ノ決定、並該罰程度ノ確定、
但シ此場合ニ於テ、組合支配部ノ懲罰ニ委セラルル事件ニアリテハ、二千「クローネ」ノ刑罰律、他ノ事件ニ於テハ一件ニ付二萬「クローネ」ノ刑罰律ヲ超過スヘカラス。
- (e) 一定ノ問題ノ下協議、並其實施ノ爲ニ下級委員會ノ任命、並職業團及地方團ノ設立、

(f) 顧問ノ招聘、

第九條 組合委員會ノ事務規定

組合委員會ハ、少ナクトモ一月ニ一回會合スルモノトス。政府委員ノ要求、又ハ組合委員中少ナクトモ八名ヨリ文書ヲ以テ申請アルトキハ、十四日以内ニ委員會ヲ召集スヘシ。組合委員及政府委員ノ召集ハ、文書又ハ電報ヲ以テスルコトヲ得。

組合委員會ハ、少ナクトモ組合支配部員二名、支配部員以外ノ組合員八名以上ノ出席アルニ非サレハ、決議スルコトヲ得ス。決議ハ單ニ投票ノ多數決ヲ以テス。委員會ノ會長ハ組合支配部長又ハ其ノ代理人カ之ヲ勤ム、會長ハ投票ヲ行ハサルモノトス。若シ同票ナルトキハ會長之ヲ決定ス。政府委員亦投票ヲ行ハサルモノトス。

組合委員會ノ開會ニ際シテ各出席員ハ、綿絲製造業者ト綿絲消費者及精製業者トノ各別ノ投票ニ對シテ申請スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ、此兩關係者團ニ屬スル出席員ハ各別ノ投票ヲ爲シ、兩者一致セサル場合ニ於テハ、其結果ヲ商務大臣ニ具申シ、決定ヲ受クヘシ、商務大臣ハ、戰時中ハ軍務大臣及國防大臣ト合議スルモノトス。

組合委員會ノ會員ニシテ、綿絲製造業者團、又ハ綿絲消費者及精製業者團ノ何レニ屬スヘキカカ、其任命ノ方法ニヨリテ明カナラサル場合ニ於テハ、此委員會ニ於テ之ヲ決定ス。

出席シ難キ會員ハ、自己ノ團ニ屬スル他ノ會員ニ全權ヲ委ネテ、投票權ヲ此ノ者ニ移スコトヲ得。
組合委員會會員ハ、隨時組合支配部ニ對シテ提議ヲナスノ權ヲ有シ、組合支配部ハ次回開會ノトキ、
此ノ提議ニ關シテ決定ヲ下スヘキモノトス。

出席者ノ投票多數決ヲ以テ、協議事項並之ニ關スル決議ノ秘密確守ヲ規定スルコトヲ得。

第十條 職 業 團

特ニ各種工業部門ニ關スル總テノ問題ニ付テ協議スルノ目的ヲ以テ、職業團ヲ設ク。或工業部門ヨ
リ出テタル組合員ハ、其ノ部門ノ職業團ニ屬ス。職業團ハ當該工業部門ニ關スル問題ニ於テ、組合委
會員及組合支配部ノ相談ヲ受クル機關トス。

職業團ノ事務處理ニ關スル規定ハ、商務大臣カ之ヲ公布シ、商務大臣ハ又タ在來ノ職業組合ニ、此
ノ事務處理ヲ委託スルコトヲ得。

第十一條 地 方 團

特ニ地方ノ狀態ヲ顧慮シテ決定スヘキ事項、即労働問題及經營問題等ヲ協議スル目的ヲ以テ、組合
員ノ地方團ヲ設ク。斯カル地方團ノ設立及區劃、並各組合員ヲ此ノ地方團ニ配屬スルコトニ關シテ
ハ、組合委員會ニ於テ之ヲ決定ス。地方團ノ事務處理ニ關スル規定ハ、商務大臣之ヲ公布シ、商務大臣
ハ又タ在來ノ地方組合ニ、此ノ事務處理ヲ委託スルコトヲ得。

第十二條 組合支配部

組合支配部ハ部長一名、第一部長代理一名、第二部長代理一名及九名ノ部員ヨリ成ル。部員ハ組合
委員會員中ヨリ商務大臣カ之ヲ任命ス。但シ戰時中ハ、商務大臣ハ軍務大臣及國防大臣ト合議スルモ
ノトス。

組合支配部ニ屬スル者ハ總テ名譽職トス。

組合支配部ハ外方ニ向ツテハ組合ヲ代表ス。殊ニ職業的事項ニ於テ他ノ工業機關ト討議ヲ行フ場合
ニ於テ然リ、又タ、組合委員會ノ決定ニ依ルヘキ明カナル規定ナキ總テノ問題ヲ決定スヘキ義務ヲ有
ス。組合支配部ハ、常ニ其ノ活動ニ關シ組合委員會ニ報告スルヲ要ス。

組合支配部ハ組合ノ會計事務ヲ司ルノ義務ヲ有シ、年々査閲ノ爲メ、其ノ決算ヲ組合委員會ニ提出
スルヲ要ス。

組合支配部ハ部長又ハ其ノ代理人ノ提議ニ基キ、必要ナル事務員及助手ヲ任命シ、組合ノ資金中ヨ
リ之ニ給料ヲ支給ス、重要ナル地位ニ在ル者ノ任命ニハ、商務大臣ノ認可ヲ要ス。

組合支配部々長ハ組合委員會及支配部會ヲ召集シ、其ノ開會ニ當リテハ會長ニ任スルモノトス、支
配部々長ニ差支アル場合ニ於テハ、代理人中何レカ一人ニ於テ之ヲ行フ。

組合支配部々長ハ日々ノ事務ヲ指導シ、内務ヲ監視スルノ責任ヲ有ス、支配部々長ニ差支アル場合ニ

於テハ、兩代理人ノ責任トス。組合ノ事務員及助手ハ部長ノ配下ニ在ルモノトス。

第十三條 組合支配部ノ事務規定

組合支配部ハ必要ニ應ジ「ウイーン」ニ會合ス、此場合ニ於ケル支配部々員並政府委員ノ召集通知ハ、文書又ハ電報ヲ以テスルコトヲ得。

政府委員中ノ一名、又ハ少ナクトモ二名ノ支配部々員ヨリ議題ヲ報シテ要求アルトキハ、組合支配部ハ八日以内ニ部員ヲ會議ニ召集スヘキモノトス。

部員全部並政府委員ヲ召集シ、少ナクトモ其半数出席セル場合ニ於テハ、支配部ハ決定能力アルモノトス。

決定ハ單ニ投票ノ多寡ニヨル、投票同數ナル場合ニ於テハ、部長ノ贊同セル意見ヲ採用ス。
政府委員ハ投票ヲ行ハサルモノトス。

第十四條 組合職員並被傭者ノ特別義務

組合支配部及組合委員會ノ各員並組合ノ全被傭者ハ、其ノ職務實施ニ當リテ、全然偏頗ナク且ツ非常ニ誠實ナルコトヲ期スヘシ。

組合ノ職員及事務員ハ、總テ自己ノ經驗セル組合ノ事業ニシテ、之ヲ外方ニ向ツテ利用スルカ又ハ漏ラストキハ、戰時組合ノ目的ニ背キ、又ハ組合員ノ職業上ニ影響ヲ及ホスヘキモノニ付テハ、外方

ニ對シテ秘密ヲ嚴守スルノ義務ヲ有シ、之ヲ文書ヲ以テ誓約セサルヘカラス。

組合支配部ハ、事務ノ指導ニ當リテハ、組合委員會ノ許ニ達セル職業狀態ノ報告ヲ濫リニ利用シ、又ハ外界ニ漏ラストナカラシムル爲メ、適當ナル處置ヲ講スルノ義務アルモノトス。組合員ヨリ組合委員會ニ交付セル報告ヲ漏ラスヘキ要求ニ對シ、事務員及助手ノ應スヘキハ、斯カル要求カ部長又ハ政府委員側ヨリ出テタル場合カ、又ハ組合委員會カ之ニ關スル決議ヲ爲セル場合ニ限ル。

第十五條 事務費

本組合ノ事務費支拂ノ爲メ、組合ニ屬スル者ハ、組合委員會ノ定メタル割前金ヲ支拂フヲ要ス、此ノ割前金ハ強制執行ニヨリテ徵集スルコトヲ得。

第十六條 國家ノ監視

本組合ハ之ヲ國家ノ監視下ニ置ク、此ノ監視ハ商務大臣、及戰時中ハ軍務大臣並國防大臣ノ任命スル政府委員ニ依リテ之ヲ行フ。

此ノ政府委員ハ、組合機關及職業團ノ協議及會合ニハ必ス招待ヲ受クヘキモノニシテ、隨時發言又ハ提議ヲ爲スノ權ヲ有ス、政府委員ノ提議アルトキハ、之ニ付決議セサルヘカラス。

尚ホ政府委員ハ、組合機關及職業團ノ決議及規定ノ實施ヲ、商務大臣ノ決定アル迄延期セシムルノ權ヲ有ス。戰時中ハ、商務大臣ハ軍務大臣及國防大臣ト合議ノ上之ヲ決定ス。

政府委員ハ、戰時組合ノ機關及職業團ノ書籍、記入帳及事務ヲ查閲シ、必要ト認ムル場合ニ於テハ、説明ヲ要求スルノ權ヲ有ス。

第十七條 國家ノ認可

組合委員會及組合支配部ノ決定並規定中、商務大臣ノ認可（戰時中ハ軍務大臣及國防大臣ト合議ノ上）ヲ受クヘキハ、左ノ事項ニ關スルモノトス。

- a. 第十五條ニ依リ、組合員ヨリ組合ノ割前金ヲ納ムヘキ場合其ノ金額、
- b. 組合支配部又ハ仲裁裁判所ヨリ秩序罰ヲ課スヘキ一定ノ事件ノ決定、並其ノ刑罰程度ノ確定、

第十八條 秩序罰

組合ノ目的ヲ達成センカ爲メ組合支配部カ本令ニ從ヒテ公布セル規則並命令ニ違反スルカ、又ハ之ヲ遵守セサル組合員アルトキハ、組合支配部ハ之ニ秩序罰ヲ課スルコトヲ得。但シ其事件ハ商務大臣ヨリ認可ヲ受ケタル組合委員會ノ決議ニ基キ（第八條d）、秩序罰下ニ置カレタルモノナルヲ要ス。

組合支配部ニ依リ課セラルル秩序罰ニ對シ不服ナル場合ニ於テハ、仲裁裁判所（第十九條）ノ判決ヲ仰クコトヲ得、但シ、此ノ訴訟ニヨリテ刑ノ猶豫ヲ生スルコトナシ。

罰金ハ組合支配部ノ請願ニ依リ、強制執行ニ依リテ之ヲ徵集シ、組合支配部ノ申請ニ基キ、商務大臣ノ決定セル公益目的ノ爲メニ之ヲ使用ス。

第十九條 仲裁裁判所

組合ノ事件ニ關シ組合員間ニ爭鬭ヲ生セシ場合、並組合員カ組合支配部又ハ組合委員會ノ決議若ハ規定ニ依リ、其ノ權利ヲ傷害セラレタリト思考スル場合ニ於テ、之ヲ判決セシメンカ爲メ仲裁裁判所ヲ設ク。

組合委員會又ハ組合支配部ノ決議及規定ニシテ、商務大臣ヨリ認可ヲ受ケタルモノ（第十六條及第十七條）ハ、仲裁裁判所ニ訴訟スルコトヲ得ス。

本令ニ從ヒテ公布セル組合支配部ノ命令若ハ規定ニ反スル行爲、又ハ之ニ從ハサル行爲ニシテ、組合支配部カ第十八條ニ依リテ自ラ之ニ秩序罰ヲ課スルノ權ヲ有セサルモノヲハ、之ヲ仲裁裁判所ニ報シ、仲裁裁判所ハ秩序罰ヲ課スヘキヤ否ヤニ付テ判決スヘキモノトス。

其外仲裁裁判所ハ、組合支配部ノ課シタル秩序罰ニ對シ提起セラレタル訴訟ニ關シテ判決ヲ與フ。商務大臣ノ認可ヲ受ケタル組合委員會ノ決議ニ依リ、一定ノ事件ニ對シ刑罰程度ノ確定セル場合ニ於テハ、仲裁裁判所ハ刑ノ輕重ヲ量ルニ當リテ、之ニ拘束セラルルモノトス。總テ其他ノ場合ニ於テハ、刑罰ノ程度ヲ定ムルコトハ仲裁裁判所ノ自由ナル測定ニ之ヲ一任スト雖モ、秩序罰ハ各件ニ付ニ萬「クローネ」ヲ超過スヘカラス。

仲裁裁判所ハ、商務大臣及法務大臣ノ合議ノ上任命セル法官職員一名及商務大臣ヨリ任命セラルル

四名ノ組合員又ハ其ノ代理人ヨリ成リ、法官職員ヲ其ノ所長トス。任命セラレタル組合員及其ノ代理人ハ名譽職トシ、組合支配部及組合委員會ノ何レニモ屬スルコトヲ得ス。

仲裁裁判所ノ判決ハ總テ之ヲ終決的ノモノトス。仲裁裁判所ニ於ケル處置ハ、民事訴訟法第六部第四章ノ規定ニ從フモノトス、但シ、本令ノ規定ニ依リ該訴訟法ノ規定ト異ナル所ヲ生スル場合ハ、此ノ限ニ在ラス。

仲裁裁判所長ハ、普通ノ裁判所ニ於ケル處置ニ適用セラルル規定ヲ應用シテ、證人又ハ專門家ヲ呼出シ、此等ノ者竝原被兩告ヲシテ誓約セシムルコトヲ得。

罰金ハ組合支配部ノ請願ニヨリ強制執行ニ依リテ之ヲ徵集シ、組合支配部ノ申請ニ基キ、商務大臣ノ確定セル公益目的ノ爲メニ之ヲ使用ス。

第二十條 行政官廳ニ依ル刑罰

本令ニ違反スル者ハ行政官廳ヨリ、五千「クローネ」以下ノ罰金又ハ六月以下ノ禁錮ヲ以テ處刑セラレ、但シ、刑法規定ニ依リ更ニ重キ刑ニ處スヘキ場合ハ、此ノ限ニ在ラス。

第二十一條 組合ノ解散

組合ノ解散ハ、組合委員會ノ意見ヲ聽取シ、商務大臣之ヲ行フ。解散ニ際シ剩餘金アル場合ニ於テハ、商務大臣ハ其使用ニ關シ決定ヲ爲ス。

第二十二條 本令ノ施行

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

ゲ オ ル ギ 自 署

シユビッツミュラー自署

ホツヒエンブルゲル自署

一〇、綿絲、綿織物、綿編物竝綿製又ハ半毛製ノ織物襯衣類
及編物襯衣類ノ加工及販賣制限ニ關スル一九一六年
八月三十一日ノ商務大臣及國防大臣ノ命令

一九一四年十月十日ノ勅令(ライヒス、ゲゼツツ、プラット第二七四號)ニ基キ左ノ如ク規定ス。

第一條 本令ヲ適用スヘキ物品

左ノ規定ニ從フヘキモノハ、一重及一回捻ノ生綿絲、漂白綿絲、染色綿絲、捺形綿絲、及灰汁洗濯ヲ施コセル綿絲ノ全部、綿織物及編物ノ生ナルモノ、漂白、染色、灰汁洗濯ヲ施コセルモノ及雜色織トセルモノ竝捺形セルモノノ全部、(他ノ材料ヨリ製セル有價紡絲ヲ含メル綿織物及綿編物ヲ包括シ、巾、織込、模様、色、及絲ノ番號ノ如何ヲ問ハス)竝綿又ハ半毛ヲ織リ若ハ編ミテ製造セル襯衣及袴下ノ新シキ物、(即チ使用セサル物)又ハ綿製若ハ半毛製織物又ハ編物ヨリ出來合品トシテ製セル襯衣及

袴下トス、但シ此等材料及製品カ、左ニ掲ケル確定最低重量ヲ超過シ、且ツ第四條ニ規定セル除外ニ入ラサル場合ニ限ル。

其最低重量ハ左ノ如シ。

綿天鷲絨及粗天鷲絨ニ對シテハ、一平方米突ニ付二二〇「グラム」、

其ノ他ノ綿織物及綿編物全部(縐帶材料ヲ除ク)ニ對シテハ、一平方米突ニ付八〇「グラム」

襦衣類ハ一品ニ付二〇〇「グラム」、各種ノ縐帶材料ハ重量ノ如何ニ拘ハラズ本令ノ規定ニ從フ、

本令ノ規定ハ第四條ニ規定セルモノヲ除キ、本令施行ノ際内國ニ存在セル前記綿絲、綿製品及襦衣類ニ之ヲ適用スルノミナラス、本令施行後ニ完成セラル、チノニモ之ヲ適用ス。

第二條 加工制限

第一條ニ掲ケタル綿絲及綿製品ノ加工又ハ使用ハ、第四條及第七條ニ規定セルモノヲ除キ、本令施行後ハ、其加工又ハ使用ニ對シ其ノ都度特別ノ認可アルモノニ非サレハ、之ヲ許サス。

第一條ニ掲ケタル綿絲及綿製品ノ加工又ハ使用ニ對スル認可ノ請願書ニハ、棉花工業ノ戰時組合ニ就テ受取ルヘキ用紙ヲ使用シ、之ヲ同組合ニ提出スヘシ。軍官憲ノ委託履行ノ爲ニ、前記材料ヲ加工又ハ使用スルコトニ關スル請願ニ付テハ、軍務省之ヲ決定ス。國防官廳ノ委託履行ノ爲ニスルモノナ

ルトキハ、軍務省ハ國防省ト合議スルモノトス。總テ他ノ請願ニ關シテハ、商務省之ヲ決定ス。此等請願カ前記以外ノ官署ヨリノ委託ニ關スルモノナルトキハ、商務大臣ハ當該官署ト合議スルモノトス。綿絲及綿製品ノ加工又ハ使用カ、本令施行ノ日ニ於テ既ニ着手セシ事業ノ完成ニ必要ナルモノナルトキハ、之ヲ許可ス。此許可ヲ得ント欲スル者ハ、棉花工業ノ戰時組合(ウイーン、マリア、テレジア町三十二番地所在)ニ就テ受取ルヘキ用紙ニ、各項ニ分チ詳細記入ノ上之ヲ届出ツヘシ。

第三條 販賣制限

第一條ニ掲ケタル綿絲、綿製品及襦衣類ハ、以下ノ條ニ於テ除外ヲ規定セル場合ノ外ハ、特別ノ認可ナクシテ之ヲ販賣又ハ交付スルコトヲ得ス、此等物品ノ保存所變更ハ、豫メ棉花工業戰時組合ニ届出ツルニ非サレハ之ヲ許サス。

前記綿絲、綿製品、及物品ノ販賣又ハ交付ニ關スル認可ノ請願書ハ、棉花工業ノ戰時組合ニ之ヲ提出スヘシ。

軍需品ニ充ツル目的ノ爲ニ、第一條ニ掲ケタル綿絲、綿製品、及物品ノ販賣又ハ交付ヲナサントスル場合ノ認可請願ニ關シテハ、軍務省之ヲ決定シ、國防上ノ需要ニ充ツル爲メノ請願ナルトキハ、軍務省ハ國防省ト合議スルモノトス。小賣目的ノ爲ニ定メラレタル貯藏品中ヨリ自由ナル販賣ヲ爲サントスルノ請願ニ關シテハ、軍務省及國防省ト合議ノ上商務省ヨリ與フル指示ニ從ヒ、棉花工業戰時組

合カ、商人階級ノ顧問官ノ意見ヲ聽取シテ之ヲ決定ス。總テ此等以外ノ請願ニ關シテハ、商務省之ヲ決定シ、其請願カ他ノ中央官署ノ委託ニ關スルモノナル場合ニ於テハ、商務省ハ此等中央官署ト合議スルモノトス。

六十番迄ノ生綿絲、斯カル綿絲ヨリ製作セル撚絲、未製品及此ノ未製品ヨリ製セル出來合商品、竝軍服地、背囊地、糧囊地及天幕地ノ販賣ハ、軍官憲及棉花局ト以外ニ之ヲ許ササルコトニ關スル一九一六年四月十三日ノ省令(ライヒス、ゲゼツツ、ブラット第百號)第三條ノ規定ハ、前記規定ノ影響ヲ受ケス。

第四條 除外例

左ニ掲ケル物ハ、加工又ハ使用制限、竝販賣及交付制限ヨリ之ヲ除外ス。

1. 自家用トシテ私人ノ所有セル商品(褌衣類ヲ含ム)、
2. 刺繡及笹縁用布、壁布、綿製レース、
3. 官廳側ノ委託履行上已ムヲ得サルモノニシテ、本令施行ノ日ニ於テ、斯カル委託ニ關スル證明書カ棉花工業戰時組合ノ許ニ達シアルモノ、
4. 本令施行前ニ於テ商務省側ヨリ加工又ハ使用竝販賣ノ特別認可ヲ受ケタルカ、又ハ今後斯カル認可ヲ受ケヘキモノ、

5. 軍官憲、埃匈國官廳、匈牙利王國官廳、「ボスニア、ヘルチエゴヒナ」政府又ハ埃匈國赤十字社ヨリ受ケタル註文履行用ニ充テラレタル漂白、染色、捺形及灰汁洗濯ヲ施シタル一重及一回撚ノ綿絲、竝ニ漂白、染色、灰汁洗濯ヲ施セル綿織物及綿編物、並雜織及捺形ノ綿織物及綿編物、綿又ハ羊毛ヲ織リ若ハ編ミテ製造セル褌衣及袴下、又ハ綿製若ハ羊毛製織物又ハ編物ヨリ出來合商品トシテ製セル褌衣及袴下ニシテ、本令施行後八日以内ニ、棉花工業戰時組合ニ註文原書ヲ送り、且ツ未交付額ヲ報シテ其使用ヲ證明セルモノ、

6. 第一條ニ掲ケタル商品及物品ニシテ、本令施行ノ際、國家、地方、埃國赤十字社、療養資金庫、公立病院及私立病院ノ所有セルモノ、
販賣及交付禁止ヨリ除外セラル、モノハ左ノ如シ。

一九一六年一月一日以後ニ關稅的外國ヨリ輸入サレタルカ、又ハ今後輸入セラルヘキ第一條列記ノ綿絲、綿織物、綿編物及褌衣類ニシテ、此ノ輸入ノ證明書カ埃匈國合同棉花局ニ提出セラレタルカ、又ハ本令施行後若ハ輸入後八日以内ニ、棉花工業戰時組合ニ提出セラル、モノ、
前項除外規定ニ基キ販賣ニ供セラル、商品ハ、各品ニ特別ノ目印(押印、附札)ヲ着ケ、之ニ依リテ除外認可ヲ受ケ、又ハ輸入證明ヲ與ヘラレタル商會、竝其ノ認可又ハ證明ノ日附ヲ明瞭ニスヘシ。

第五條 小賣ノ許可

第一條ニ掲ケタル綿製品及襯衣類ヲ所有スル者ハ、其所有セル商品中、其ノ都度商務省ヨリ商品種ヲ定メテ許可セラル、率ヲ、特別認可ヲ受ケスシテ小賣販賣スルコトヲ得、但シ此許可ハ、左ノ條件ニ拘束セラル、モノトス。

(A)小賣ヲ許可セラレタル貯藏品ハ、各直接ノ消費者ニ、最高二十米突迄ノ綿布、又ハ半打ノ襯衣ヲ限り之ヲ販賣スルコトヲ得。

(B)小賣ヲ許可セラレタル貯藏品ノ小賣價格ハ、本令施行前所有者カ小賣ニ於テ得タル價格ヲ決シテ超過スヘカラス。

(C)此ノ販賣ニ付テハ、特別ノ記帳ヲ爲シ、商務省ヨリ任命スヘキ檢閲官ニ隨時之ヲ示シ、點檢ヲ受クヘシ。

第一條ニ掲ケタル織物、編物及襯衣類ニシテ、本令施行後二ヶ月間其ノ小賣販賣ヲ許可スルモノハ左ノ如シ。

漂白又ハ灰汁洗濯ヲ施コセル貯藏品ノ一〇%、

雜色織物貯藏品ノ一〇%、

染色及捺形ヲ爲セル貯藏品ノ一〇%、但シ、兩者ヲ合シテ少ナクトモ六百米突、

襯衣類貯藏額ノ一〇%、但シ、襯衣及袴下ヲ合シ少ナクトモ十打、

販賣セラル、量ノ選擇ハ、本規定ノ範圍内ニ於テハ所有者ノ自由トス。

第六條 棉花局 A. G. の販賣及交付

禁止品ヲ除キ、第一條ニ掲ケタル綿絲、綿製品及物品ハ、棉花局 A. G. ニ之ヲ販賣及交付スルコトヲ得、但シ此等商品ハ棉花局 A. G. ニ於テハ、本令第二條及第三條ノ規定ニ從フモノトス。

第七條 出來合洋服業及公益的裁縫業ニ對スル除外規定

出來合洋服業者及公益的裁縫業者ハ、本令施行ノ際所有セル、既ニ裁チ合セタル綿布ノ全部、並漂白、灰汁洗濯、染色、捺形ヲ施セル綿布及雜色織綿布貯藏額ノ二五%ヲ、本令施行後二ヶ月以内ニ加工スルコトヲ得。此許可ヲ受ケント欲スル者ハ、本令施行ノ際存在セル裁チ合セ綿布、並未タ裁チ合セセサル綿布ノ貯藏額ヲ、八日以内ニ棉花工業戰時組合ニ届出ツヘシ。

但、此ノ規定ニ基キテ製作セル襯衣及袴下ハ、本令制限規定ノ適用ヲ受ク。

第八條 禁止セラレタル材料及物品ノ保存

消費、加工、販賣及交付ノ禁止ヲ受ケタル綿布、綿絲並物品ヲ所有セル者ハ、之ニ付テ其筋ノ沙汰アル迄、普通商人カ自己ノ商品ニ對スルト同注意ヲ以テ、此等商品ヲ保存スルノ義務アルモノトス。

第五條ニ依リ小賣販賣ヲ許サレタル貯藏品ハ、他ノ貯藏品ト區別シテ保存シ、適當ノ書付、付札等ニ依リテ見易クスヘシ。

之ヲ區分シ且ツ見易クスルコトハ、本令施行後十四日以内ニ之ヲ爲スヘシ。

第九條 監 視

本令ノ規定ヲ確實ニ遵守セシムル爲メ、商務省ハ監視機關ヲ設ケ、此ノ監視ニ任セラル、者ハ、本令ノ適用ヲ受クヘキ各工場ニ隨時入場ノ權ヲ有ス。此ノ監視者ノ請求アルトキハ、當業者ハ之ニ總テノ關係帳簿、通信書及其ノ他ノ書類ヲ示シテ其査閲ヲ受クヘシ。

尙ホ、棉花工業戰時組合員ノ監視ニ關シテハ、一九一六年八月二十六日ノ棉花工業戰時組合設立ニ關スル命令(ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二七三號)第四條ニ確定セル規定ヲ適用ス。

第十條 處 刑 規 定

本令ニ違反スル者、及本令ニ規定セル義務ノ妨害ニ與レル者ハ、五千「クローネ」以下ノ罰金又ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス、但シ其行爲カ、刑法規定ニ依リ更ニ重キ刑ニ處セラルヘキ場合ハ、此ノ限ニ在ラス。

第十一條 本令ノ施行

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、一九一五年十二月二十九日ノ省令(ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第三九六號)ハ同時ニ之ヲ廢止ス。

ゲ オ ル ギ 自 署

シュビッツミュラー自署

一一、棉花、綿紡績物及之ヨリ製作セル製品ノ販賣制限竝
強 制 供 給 ニ 關 ス ル 一 九 一 六 年 四 月 十 三 日 ノ 省 令 (ラ
イヒス、ゲゼッツ、ブラット第百號) 第三條ノ變更ニ
付一九一六年八月二十八日關係諸大臣ト合議ノ上商
務大臣ノ公布セル命令

一九一四年十月十日ノ勅令(ライヒス、ゲゼッツ、ブラット第二七四號)ニ基キ左ノ如ク規定ス。

第一條 一九一六年四月十三日ノ省令第三條ハ之ヲ廢止シ、左ノ規定ヲ以テ之ニ代フ。

『第三條』棉花、屑綿、落綿、綿絲ノ落物、紙料屑、人造棉花、醫用棉花落物、磨機用屑綿、貯藏羊毛、各種ノ綿絲(梳綿々絲、駱馬毛絲及落綿々絲ヲ含ム)及斯カル綿絲ヨリ製セル撚絲、未製品、竝此ノ未製品ヨリ出來合トシテ製セル商品、其ノ外、軍服用布、背囊用布、糧囊用布及天幕用布ノ販賣ハ、今後ハ軍官憲及「ウィーン、マリア、テレジア」町^{32/34}番地所在棉花局^{32/34}以外ニ之ヲ爲スヲ得ス。
綿材料ニシテ他ノ紡績材料ヲ三〇%以上混セサルモノヨリ製セル梳綿々絲、駱馬毛絲及落綿々絲ハ之ヲ綿絲ト看做ス。

縫糸、編物糸及刺繡糸ノ小賣ハ自由トス。」

第二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

ゲオルギ 自署

ウルバン 自署

（以下は非常に薄い印刷の文字で、ほとんど不可読である。これは原書の本文部分と思われる。）

戦後の原料問題

一九一七年 Dr. Edgar Landauer 著 Rohstofffragen nach dem Kriege 全譯

第一部 翻譯

目次

- 一、原料問題.....一五二頁
- 二、戦前の原料輸入.....一五六頁
- 三、戦時に於ける原料供給の組織.....一五九頁
- 四、戦後に於ける原料輸入の組織.....一六四頁
 - イ、戦時貯蔵.....一六八頁
 - ロ、輸入組合 (Die Einfuhrsyndikate).....一七一頁
 - ハ、分配組合 (Die Verteilungssyndikate).....一八二頁
 - ニ、輸入銀行.....一八八頁
- 五、結論.....一九五頁

要旨 (一) 原料問題

獨逸は人口稠密なる上に豊富なる炭層を有するを以て、最高の作業能力を有す。而して此の能力を、今日迄其の國民經濟に於て充分に發揮し得たるは、海外の原料を輸入消費して、其幾分を又た製品として海外に輸出せるがために外ならず。外國原料の輸入は獨逸全經濟の根本となるを以て、一朝之が輸入杜絶せる場合に於ては、獨逸は死滅を免がれざるべしと憂ふる者多かりしが、今次の大戦によりて其杜絶に遭遇せるも、獨逸は現存原料、並に既製品を潰して得たる原料の節用により、且つは代用品の供給に於ては費用問題を全然度外せることによりて、外國原料の輸入なくとも凌ぎ得るの方法を講じたり。然れども、此状態を戦後に於ても尙ほ持續することは不可能にして、所謂中欧策も原料供給に於ては獨逸を海外より獨立せしむるを得ず。されば戦後の原料問題は、(1)如何にすれば將來外國の原料なくして凌ぎ得るか、(2)將來輸入を斷念し得るには如何に爲すべきかと謂ふには非ずして、如何にして此の重要な原料供給を確保し得るかを謂ふに在り。

(二) 戦前の原料輸入

戦前に於ては輸入の組織などは殆んど考へらるゝことなく、輸入貿易は冒險的商業企業心に對する好個の活動舞臺と考へられ、國家として之に關係せるは萬已むを得ざるものに限られたり。而して世界經濟的關係が愈密となれるに連れて、此關係の中絶などを眞面目に考慮する者なく、若し戦争によりて相互貿易の關係を絶たるとの日至らば如何になすべきか等の問題に就ては、充分に之を研究せしことなかりしを以て、今次宣戦の布告は、獨逸陸海軍及財政機關側において、今日迄周到準備せる動員に對する相圖に過ぎざりしも、商業側に在りては之がため驚愕と狼狽を來たせり。

(三) 戦時に於ける原料供給の組織

獨逸は聯合軍の容赦なき封鎖によりて、謂はゞ封鎖せられたる城塞と化し、貯蔵品を以て凌がざるを得ざるの状態となり、原料供給の組織を新造するの必要を生じ、一九一四年八月十三日には省令によりて軍務省の戦時原料部なるもの設立せられ、之が其後相繼ぎて設立せられたる戦時原料會社の基をなし、同時に又其の中點となれり。而して、(1)戦時に於ては原料の分配に重きを置くべきこと、(2)封鎖を受けるにも不拘原料輸入の組織を立て得たる以上は、絕對に必要なもののみを輸入することに着目すべきこと、(3)戦時に於ける報償政策が輸入の中央集權を必要ならしむること、及(4)輸入事業の掌握によりて、獨逸商人が互に原料の價格を海外に於ける價格よりも著しく昂騰せしむることを防止すべきこと等の必要上、中央買入會社なるもの設立せられ、其資本は帝國、各聯邦國、大都市及大なる工業企業所等により出資せられたり。

(四) 戦後に於ける原料輸入の組織

獨逸は今後一層國內の土地を利用して、食品品の供給を自國に於て確保するにと努むべく、尙ほ「イタリヤ」纖維の紡績、彈力彈簧の集成的製造等の發明をも、充分に之を利用すべきも、尙も戦後に於ては、再び多量の棉花、羊毛、黃麻、亞麻、靛、鋼、獸革皮、毛皮、咖啡、茶、カカオ等を輸入せざるべからず。此等諸原料に對し、技術上に於ては代用品を發見し得ることも、獨逸の土地に於て、原料品及食品品の需要全部を永久に充たすことは、經濟上決して可能のことに非ず。而して、(1)「海の自由」が獨逸人に對する生存問題なること、(2)戦後商業政策に於ては一層斷乎たる處置を採るべきこと、(3)原料の供給を再び人的技能の自由なる活動に委することは不可能にして、一般の利害と個人の利害は密に相合すべきこと、(4)輸入政策は獨逸對外政策と密に相連繫すべきこと、(5)輸入政策は財政政策及貨幣本位政策と緊着すべきこと、(6)戦後に於ては堅固なる貯蔵によりて、原料供給を安全ならしむべきこと等は、皆今次の戦争によりて生じ、且つは獨逸の地理上及政治上の状態認識より起り來れる要求なり。獨逸經濟政策に於ては、國民經濟に不利を來たすこと最少なくして、而かも如上の要求を充分に充たし得るの形式を發見することを必要なりとす。随つて、原料供給方法の新設に付きて種々の研究ありしが、先づ第一に提議せられたるは戦時貯蔵なり。然れども之は、戦争状態の永續する場合を假定する時は、非常に多額の貯蔵品を必要とすべく、随つて其費用も莫大なるものあるべし。其他二三の理由により、戦時貯蔵を爲さむよりも、戦時原料會社を戦後に於て輸入組合に變ぜむとの計畫起れり。然るに、斯くては從來の輸入貿易を全然破壊するに至るを以て、輸入貿易側に反對起り、又工業側に於ても該企圖に反對を唱ふるに至り、最初盛に輸入組合のために盡瘁せし工業家連は、精細なる協議を遂げて、原料組合の利益を、輸入貿易の保持と離るべからざる關係あるものたらしめむと努力せる結果、分配組合を作らむとの提議をなすに至れり、而して政府も之に賛意を表し、工業側及商業側も亦之に同意せり。然れども、此組織に對しても亦幾多の非難なきに非ず。要するに、輸入貿易には充分なる活動の自由を與へ、而かも同時に、輸入に當りて一般の利益並に帝國の利益を、充分に代表することに對し保證を得ることが最重要なることにして、之には戦時並に平時の需要に應ずる組織を作るの必要あり。然るに獨逸に於て、現今戦時に當り、何等の改革若くは團結を要せざる唯一の組織としては、單に銀行事務の組織あるのみ。之を熟考せる結果、原料輸入に對しても、此の銀行の組織と類似の組織を作るべしと云ふに至り、政府も之に同意せる所あるより見れば、此の方法の實施し得べきものなることを思惟せしむ。此の組織が前記諸計畫と根本的に相違せる點は、輸入貿易の上に或組織を設くるに非ずして、之と同格とし、之と相並びて將來一新組織を設け、専ら一般の利益と帝國の利益とを代表

するの機關たらしめむと謂ふに在り。而して此組織は、各方面より之を考察するに最も當を得たるもの、如し。

一、原料問題

最近數十年に於て、獨逸國が世界市場に供したるものは自國の天産物に非ず、又た外國に於て投資せる資本に非ずして勞力なりき。我國を經濟上迅速に發達せしめ、隨つて國民の幸福を常に増進せるものは吾人の勞力なり。我國は人口稠密なる上に豊富なる炭層を所有せるを以て、最高の作業能力を有す。而かして此能力を、今日迄で我國國民經濟に於て充分に發揮し得たるは、吾人が外國の土地を利用し、外國の原料を消費し、然る後ち其幾分を又た製品として再び海外に輸出せるがために外ならず。斯くの如くにして初めて、五十年間同じ土地にありて、殆んど二倍となれる住民に生計の道を與へ、常に増加せる住民を自國に留め、同時に勞働階級に在る者の經濟状態を改善することを得たり。而して其一方に於ては、技術上に非常なる進歩を來たし、人力を以てする事業は漸次廢せられて益々機械力を應用するに至れり。

外國原料の輸入と我國製品の輸出なかりせば、急速に増加せる我國の住民は、海外移住をなすか、或は餓死するの外なかりしならん。戦前に於て、我國住民の約五分の一は、直接外國貿易によりて生活せしなり。

我國に外國貿易ありてこそ、國民の幸福を高め、海外移住者の數を減少せしむることを得たり。

(最近三十年に於て、海外移住者の數は年々約二十萬なりしものが凡そ二萬に減少せり、工業に於て生計を營める者の數は此期間内に四百十萬より八百六十萬に増加せり、同年間に輸入の金額は住民一人に付六十三「マルク」より百四十一「マルク」に昇進せり)

我國が益々工業國となりてより、我國の輸入は明かに原料輸入となり、我國の輸出は愈製品輸出となれり、一九一二年に於て我國輸入の四五％は工業用原料にして、二八％は食料品及び風味品、一一％は半製品、一五％以下が製品の輸入なりき。

斯くの如くにして、外國よりの原料輸送が我國全經濟の根本となり、之がため、原料品の供給に於ては外國に從屬せざるを得ざることとなれり。然れども吾人は、外國に從屬することによりて、我國の住民を其國土内に保持することを得たるなり。海外の土地に於て生計の道を求めざるべからざりし葡萄牙人及西班牙人の勢力は果して何所にか在る。若し我國民の海外移住にして、八十年代の初めに於けると同じ程度に於て續行せられたりとせんか、我國の軍力は現今果して如何なる状態に在りしものぞ。我國の狀態斯くの如きを以て、一朝外國の輸送杜絶せる場合、吾人が稍長時に亘りて生存し得べしとは、恐らく戦前に之を思考せるものは僅少に過ぎざりしならん。

『若し稍々長時に亘りて封鎖を受くるが如きことあらば、之がために起り來る經濟上の不幸は殆んど豫想外のものあるべし。若し我工業にして、其の主要原料が最早輸入せられず、其製品の輸出は杜

絶せる場合に於ては如何になすべきものぞ、無数の製造場は閉鎖せられ、幾百萬の労働者は職を失ひ、必ずや未聞の恐怖に満たされたる経済上の危機を免がれざるべく、世界の経済と斯くも密なる關係を以て結合せる我獨逸國民經濟の組織は、此關係の破壊によりて殆んど破滅するに至るべし。』
 とは一九〇七年に於て我經濟界の一識者が記載せし所なり。(Arndt, Deutschlands Stellung in der Weltwirtschaft 1907.)

一九一四年に於て我敵國共が、吾人を經濟的に強壓せんと望みしも、之と同じ豫想に基けるものなり。即ち彼等は、最近數年に於て、植物性及動物性製品に對する我需要の三分の一は、輸入によりて充たされたることを知れるが故なり。兎に角輸入の數字上より見る時は、若し有効なる封鎖を行ふに於ては、吾人は餓死するの外なかりしなり。

然るに我經濟政策家の恐怖並に我敵國の豫想は誤れるものと認められたり。即ち「窮すれば通ず」の言の如く、吾人は外國原料の輸送なくとも凌ぎ得るの方法を講じたり。吾人は現存せる原料並に既製品を潰して得たる原料の使用を非常に節約し、出來得る限り消費を制限し、尙ほ代用品の供給に於ては、費用問題を全然度外せることによりて之に成功せり。

斯くの如き經濟處置は、戰時經濟にとりては緊要なることなりと雖も、平時經濟に對しては行ひ得ざることなり。

我國民の幸福状態を益々増進し、塙國と關稅を近接せしめ、此帝國の購買力を高めて、所謂中部歐羅巴 (Mitteleuropa) に於ける我製品の販路を著しく高むることは恐らく成功すべく、従つて我國の製品輸出は恐らく之を減少せしめ得べし。

然れども外國原料の輸入に對しては、吾人が戰後之を斷念し得るに至るは容易のことに非ず。所謂中歐策も、原料供給に於ては吾人を外國より獨立せしむるを得ず。獨逸國と同じく塙國も亦、氣候及其他の關係上歐羅巴の何れの國も吾人に供給し得ざる原料の多量を必要とせり。棉花、黃麻、羊毛、銅、護謨、獸皮、珈琲等に對しては、戰後も矢張り海外に其の輸入を仰がざるべからず。

孤立的商業國を造るの理想は、戰後に於ては吾人の理想たるを得ず。吾人が世界經濟的の活動を永遠に放棄する時は、經濟上の困難を來たし、多數の住民を海外に移住せしむることとなるべし。世界市場的經濟 (Weltmarktwirtschaft) には、如何なるものにも反對を唱ふる者の一人なる Jaffe、すら、『我國の海外貿易を著しく制限する時は、吾人は今次の戰爭に徴して、今後經濟的及び國民的の力 (wirtschaftliche und völkische Kraft) を、今日迄の限度以上に高め得ることを期待し得るにも不拘、吾人を二等國の水平に落下せしむべし。』と云へり。(Jaffe, Volkswirtschaft und Krieg. 1915.)

されば戰後の原料問題は、吾人が如何にすれば將來外國の原料なくして凌ぎ得るか、吾人が將來輸入を斷念し得るには如何にすべきかと云ふには非ず、否、吾人は經濟的活動の制限をば努力すべきに

非ずして、吾人の必要とする所のものは、世界に於ける我國の地位を強め、我國に對する原料の供給を一層安全ならしむること之なり。此關係に於て、今次の戦争は吾人に教訓を與ふるものにして、之が又我輸入貿易の組織改善を惹起するものたらざるを得ず。

吾人の原料問題は即ち、如何にして吾人が永久に、此經濟的發展にとり斯くも重要な原料供給を、吾人に確保し得るか云ふに在り。

一、戦前の原料輸入

戦前に於ては輸入の組織などは殆んど考へられずして、海外原料の輸入貿易は常に一種の投機を伴ひ、随つて機敏に商機に投ずるの才能を多量に要求するものなる關係上、自由なる冒險的商業企業心に對する好個の活動舞臺と考へられたり。されば國家として之に關係せることは、萬已むを得ざるものに限られ、輸入貿易側に於ては、合同或は之に類似の組織によりて束縛せらるることを避けたり。

組合を造ることが輸入貿易に於て行はれたるは稀なることにして、商會の過半は社員の豊富なる資力を有する自由なる商會社なりき。而して銀行の信用は第一各個人の信認に基きて行はれ、輸入商人は皆典型的商人にして、彼等の豫備教育は、大部分外國に於て世界的經濟を營みつゝ之を受けたるものなり。

原料貿易は特に經濟的能力の自由なる活動に委せられ、各個人の技倆及經濟の法則(Gesetz der Wirtschaftlichkeit)が競争戦に於ける勝敗を決定し、人物の如何によりて、大商會は繁榮もし又た死滅もせり。

輸入貿易は凡ゆる工業上の問題に遠ざかり、其從事する所は單に購入及び販賣の商的事業に止まり、又た一方工業側にありても、輸入貿易の業務に自ら着手せんとするの意圖に乏しく、殊に品種上各種の原料を消費せる工業に於ては、斯かる企圖は全然行はれざりき。

工業的原料の需要が絶えず増加せしため、原料貿易は急速なる隆盛を來たすに至れり。當初獨逸國は、殆んど凡ての外國原料に於て、外國殊に英國の取次商業に從屬せしを以て、外國取引所の相場附、及び相場の動搖、並に英國の數量發表(Mengenbezeichnung)等が又た獨逸の市場をも支配したりき。

然るに購買者としての價值益々増加せると共に、獨逸の輸入取引は漸次獨立するに至れり。かくて獨逸の市場、獨逸の原料取引所、獨逸の相場附は、海外市場に於て重きを置かるゝに至り、輸入は英國を経るの迂路を取らず直接に行はれたり。「ブレイメン」經由棉花輸入の發展は、之に對して好個の一例を與ふるものなり。

即ち「ブレイメン」を経て輸入せられたる棉花の増加狀況は次の如し。

1872.....193084俵 1892.....803405俵 1912.....2787024俵

輸入取引と密接なる關係に於て、獨逸の商船航海業の發達を來たし、原料輸入商人は、我國航海業に於て有力なる取締役事務所員たり (Aufsichtsratsmitglieder)。

又た支拂事務に於ても、我輸入需要の價值益々増加せると共に、英國より獨立することを得たり。近時「ロンドン」に宛てたる外國手形と相並んで、獨逸の「マルク」爲替券も海外に於て支拂に供せられたり。

獨逸の輸入取引は外國生産と自國消費間の連絡を作り、海外市場に「ハムブルヒ」「ブレーメン」商會等の支店及び姉妹店が設立せられ、兩者の密なる關係は益々鞏固なるものとなれり。

世界經濟的の關係が愈々密となれるに連れて、此關係の中絶を眞面目に豫期することは益々少なく、其中絶の警句を聞くことも益々稀となれり。即ち吾人は、現下の切なる經濟戰問題のために、將來を慮ることを忘れたるなり。

故に今次戰爭の勃發は、我國輸入取引竝に一般商工業を非常に驚駭せしめたり。前記 Jaffe は記して曰く、

『長き平和時代に於て吾人が、若し戰爭のために相互貿易の關係を絶たるゝの日至らば如何になすべしか、又た突然多くの否全部の外國購入元、竝に海外の販路が絶たるゝ如きことあらば如何になす

べきかの問題に就て、充分之を研究することなかりしは甚だ遺憾とする所なり。斯かる全く普通の問題すら之を考究せざりしを以て、戰爭の勃發に當りて當然豫期すべき困難を豫防せんために、積極的處置を準備し或は之に着手せるが如きことに於ておや。』と

されば今次宣戰の布告は、我陸海軍及財政機關側にありては、單に今日迄周到準備せる動員に對する相圖に過ぎざりしも、商業側に在りては之がため驚愕と狼狽を來たせり。

又政府側にありても、輸送杜絶の場合に對しては、何業準備的處置を講せしことなかりぬ。Friedrich Naumann は記して曰く、

『我國が經濟上外國に從屬せることは、「ロンドン」の外務省は、「ベルリン」及「ウィーン」に於ける外務省よりも遙かによく之を了知したりき。』と

若し封鎖せらるゝ如きことあらば、獨逸國は危險状態に陥るべきことに就ては、海軍側より種々の提議によりて之を指摘せることなるも、我戰艦の増設を除きては何等施されたることなかりき。

二、戰時に於ける原料供給の組織

吾人を救助せしものは吾人の貯藏なりき。然れども此貯藏品の豊富なりしことは、單に吾人にとりて有利なる偶然の出來事たるに過ぎざりき。

貯藏豊富なりしとは雖も、吾人の平時需要に比較する時は、殆んど謂ふに足らざるものなりき。

英國によりて封鎖は益々容赦なく實施せられ、禁止商品 (Bannware) の範圍を恣に我必需原料の凡てに廣めたるため、獨逸國は謂はゞ封鎖せられたる城塞と化し、貯藏品を以て凌がざるを得ざる状態となれり。然れども、外國より原料の輸送杜絶せる後ちも、尙ほ暫らくは一般に原料状態を理解せる者非常に僅少なりき。獨逸帝國が適切に且つ速かに、原料問題に關與するに至りしは、殊に Walter Rathenau の先鞭に謝すべき所なるが、此者の説明せる所によれば、(Rathenau, Deutschlands Rohstoffversorgung, 1916.)當初商工業側に於て、經濟方法の改變を必要とせることを理解せる者極めて少なく、實業家共は、相繼ぎて公布せられたる告示に溢々服従せる有様にして、貯藏品量に就ての顧問すら、徒らに經濟界を不安なるしむる不必要なる處置と見做されたり。

原料供給組織の改革は、現存せるものも、組織を増補改正することを得ずして、根本的に新造するの必要ありき。蓋し平時の組織は單に平時のみを目當とせるものなれば、戦時の組織は矢張り單に戦時經濟及戦時の需要にのみ適應するものたるの必要ありしを以てなり。即ち戦時に於ては、苟も偶然的の事は凡て之を除外するの必要ありて、經濟の法則も戦時には適用されず、個人の技倆によることを得ずして組織の力によるの外なかりき。

されば既に一九一四年八月十三日には、省令によりて軍務省の戦時原料部 (Kriegs- Rohstoff- Abteil=

nung)なるもの設立せられたり。之が其後相繼ぎて設立せられたる數多の戦時原料會社 (Kriegs- Rohstoff- Gesellschaft) の基をなし、同時に又其中點となれり。

戦時原料とは、官廳の定義によれば、國防の用をなし、且つ内國に於て持續的に或は充分に得られざる凡ての原料にして、戦時原料供給組織の原則は、各種の原料に於て、嚴格なる官廳の監視下に在る自治團を形成するに在りき。されば帝國の指導の下に、各種原料に於て株式會社、或は有限責任會社なるもの設立せられ、其資本は大部分關係工業側より出資せられたるが、之に對して利得は全然度外せられたるを以て、配當金並に清算利得は之を分配することを得ず。各原料組合に對して國家の委員が任命せられ、之が帝國に對して責任を負ひ、無限の禁止權を有せり。

斯くの如くにして、戦時金屬株式會社、戦時革皮株式會社、獨逸生皮株式會社、戦時羊毛株式會社及び數多の他の會社が設立せられたり。

此等原料供給組織が、一般に理解せられざりしことは、消息通の外何人も其意味を理解せるものなかりしことによりて最も明かなり。Rathenau は記して曰く、

「一九一四年十一月に開會せる帝國議會は、之を見做して靴底革及羊毛の價格を低廉ならしむることに努むべき一種の商事事務所となし、之が戦争と平和、勝利と敗北のよつて懸れる問題に關係あることは何人も之を知らざりき。」と

戦時原料供給組織は、其外形に於てのみならず其の内容に於ても、平時原料供給組織とは著しく異なるものあり。即ち平時に於ては、外國の原料を廉價に買ひ求めて之を自國に給するが主眼なりしも、戦時に於ては國內に存在せる原料を一手に掌握し、各生産所が、官廳の委託或は官廳側に於て必要なりと認めたる注文に應じて、確定せる價格と條件を以て材料の供給を受けるが如くに、其原料の供給を指導するの必要ありしを以て、最も重要な問題は分配なりき。尙ほ此外、代用品の製造供給にも意を用ふるの必要ありき。

而して、若し封鎖を受くるにも不拘、原料輸入の組織を立て得たる以上は、第一絶対に必要なるものゝみを輸入することに着目して之を行ふの必要ありき。即ち輸出を阻止せられたるため、且つは金の輸出を避くべき必要あるため、輸入の必要は著しきものあるにも不拘、貨幣本位の理由よりして (aus Währungsgründen)、輸入に對し特に嚴密なる監視をなすの必要あり。

我國の商業上及支拂上の對照不均衡を來たすことより生ずる前記要求の外、尙ほ戦時に於ける報價政策 (Kompensationspolitik) も亦、輸入の中央集權を必要ならしめたり。諸國分業の結果生じ來れる經濟上の法則は、我隣國が英國の壓迫に基きて、凡ゆる原料及び製品に對して輸出禁止を公布せし後は、戦時に之を適用することを得ざりき。茲に於てか、正當なる *do ut des* 政策 (得んがために與ふる政策) が始まらざるを得ざりき。尙ほ「ルーマニア」及び瑞西との和解は、主務省 (Zentralstelle) を設

けて商議し處理せしむるに非ざれば、成立するの見込なかりき。

最後に輸入の掌握は、獨逸の商人間に於て、互に價格を外國に於けるよりも著しく昂騰せしむることを防止すべきなりき。海外強國の吾人に對する地位は、英國の封鎖處置のために輸出及物品の運送が益々困難となれる關係上、眞に獨占的のものとなり、第一競争なるものは、單に購買者間にのみ存在したり。尙ほ國內の多くの原料、殊に食料品に缺乏を來たせしため、勢ひ有害なる投機を發生せしむるに至りしを以て、之をも除去するの必要ありしなり。

以上總ての問題解決のために、中央買入會社 (Zentral-Einkaufsgesellschaft) 或は單に (Z. E. G. と名付く) なるもの設立せられ、其資本は帝國、各聯邦國、大都市及大なる工業企業所によりて出資せられたり。

Z. E. G. は漸次非常なる發展を來たし、Göring の報する所によれば (Göring, Kriegsgesellschaften. Europ. Staats- und Wirtschaftszeitung, Nr. 15 vom 24. Juni 1916.) 三千六百名の事務員が同社事務所に於て執務せり。該會社の事業費は、第一事業年度に於て、約四百萬「マルク」を計上せりと云ふ。

此 Z. E. G. の事業振が、其性質上、商人的であり得ざることとは勿論なり。新聞紙に於て、該會社に對しなされたる非難は數多あれども、歸する所は、官吏的方法を以てするため購入法拙劣なり、若し經驗ある買手の競争購買を以てせば、Z. E. G. が外國に於て支拂ひたる價格は支拂はるるの必要なかりしならんと云ふに在り。

NECの外に買入をなせる原料會社は僅少に過ぎず、一九一五年に設立せられたる有限責任會社なる「ブレイメン」棉花輸入會社 (Bremer Baumwoll-Import-Gesellschaft) は、單に輸入のみに従事すべき筈なりしが、此會社の爲し得たることは、一九一五年八月三十一日「ニューヨーク」に於て百萬俵の棉花を、當時の市場相場より遙か以上に自ら付値せる價格を以て購入せるに過ぎず。かゝる購買をなせるは、亞米利加の棉花關係者をして、其棉花を獨逸國に輸送せしむべきためなりしも、其目指す効果現はれざりしを以て、該百萬俵の交付は戰後に於て初めて行はるべし。

集中せる購入をなすに果して能力ありや否やの證據をば、原料會社も戰時中央買入會社も、之を擧ぐることを得ざりき。之れ戰時中は既に述べたる如く、第一費用問題は之を度外するを要し、且つ平時に於けるとは全く其着眼點異なるを以てなり。

戰爭中獨逸を原料供給に於て獨立せしめ、獨逸の經濟界に著しき停滯なからん如く物資を供給するの任務をば、戰時原料會社は充分に之を果すを得たり。

四、戰後に於ける原料輸入の組織

我國輸入の杜絶期間中は、吾人は戰時原料供給組織、並に消費の極力制限を斷念し得ざるべし。然れども、今日の狀態を戰後に尙ほ保持することも亦不可能のことたり。

吾人が此戰爭に於て學び得たる所のものは實に多し、吾人は今や、吾人が世界經濟に従屬せることの危険を、益々明瞭に認むるに至りたるが、今日は又此の危険に處する方法も知れり。吾人を經濟上壓倒せんとの希望を以て、吾人に對し將來戰端を開くの敵は、決して再び現出すること非ざるべし。

古來困難は發明の基となれり、吾人は空中の窒素を利用して、硝石を得ることに成功せる以上、將來智利硝石の輸入を仰ぐ要あらざるべし。吾人は將來に於ては、我食料品の供給を自國に於て確保せんがために、從來よりも一層獨逸の土地を利用し、荒地を耕作することに努力すべし。

尙ほ吾人は、「イラダサ」纖維を紡ぐの發明をも充分に之を利用すべく、彈力護謨を集成的に製造するの發明も、之を一層改良することに努むべけれど、尙ほ吾人は戰後、再び多量の棉花、羊毛、黃麻、亞麻、護謨及銅、獸革皮、毛皮、珈琲、茶、カカオ等を輸入するの要あるべし。此等の原料に對し、技術上に於ては代用品を發見し得るとするも、我國の土地に於て原料及食料品の需要全部を永久に充たすことは、經濟上決して可能のことに非ざるべし。

戰前に於ても吾人は、世界市場に従屬せるの危険はよく之を認めたるも、其必要なる處置の決定は之を下さざりき、今日吾人の見る所は異なれり。

吾人は今日、『海の自由』が吾人に對する生存問題なることを知れり、而して此問題に對しては、充

分なる保證を得ざるべからず。

商業政策に於ては、吾人は戦後に於ては一層斷乎たる處置を採るべく、契約による報償は戦後に於ては一層擴張せられ、同時に際限なき最惠の式 (Das System einer unbegrenzten „Meistbegünstigung“) は恐らく消滅すべし。

殊に吾人は將來、我國の地理上及經濟上の狀況よりして處置の決定をなすに至るべし。即ち今後新たに輸送の中斷ある場合に對して用心すること、及び我國の購買者としての地位を鞏固ならしむることに努むべし。

今日尙ほ、戦後も往時狀態の全然再興を要求する「マンチェスター」萬能主義の感溺的徒黨は極めて僅少なり。

我國全國國民經濟の基礎をなせる原料の供給を、將來再び人的技能の自由なる活動に之を委するは不可能のことたり、一般の利害と個人の利害が密に相合することは、原料輸入に於て絶対に必要なることなり。

又帝國が從來よりも一層輸入關係に關與することは、獨逸購買者のためにも亦緊要なることたり。往昔の個人的關係は、今次の戦争のために大半破壊せられたり、而して國民としての敵意は、又永く實業生活上にも及ぼさるべし。尙ほ吾人の原料供給が、偶然の出來事によりて支配せらるることなき

ことは絶対に必要なることなり、輸入政策は我對外政策と密に相連繫するの要あり。

尙ほ又吾人の輸入政策は、財政政策 (Finanzpolitik) 及び貨幣本位政策 (Währungspolitik) と密に緊着するを要す。戦時の獨逸經濟狀態は、佛國及伊太利に於けると同じく、本位を低減せしめざるを得ざりき。今後更に貨幣本位を下降せしむることなからしめ、之が改善を來たさんには、統一的にして有力なる外國貿易政策によるの外なし。貨幣本位の惡化は、單に原料の購買價格を高價ならしむるのみならず、又た容易に支拂し得ざる忌はしき負債を招くに至るべし。

最後に吾人は、戦後に於ては堅固なる貯藏によりて、原料供給を安全ならしめざるべからず。Friedrich Naumann は彼れの書 *Mitteluropa* に記して曰く、『貯藏政策は黨派の區別なく國民の要求と名付くることを得』と。常に貯藏品を有する時は、世界市場に於ける吾人の競争者をして、或は輸送を困難ならしめ、或は新たに封鎖を行ひて、吾人の供給を妨ぐるが如きことなからしむるや必せり。單に從來の組織を再興するのみにては、かゝる貯藏經濟は不可能のことたり。吾人は、營利を目的とせる關係上出來得る限り費用を節約せざるべからざる個人的商業には、必要額の豫備品保存を課することを得ず。

上に述べたるは皆今次の戦争よりて生じ、且つは我國の地理上及政治上の狀況を認識せることより起り來れる緊要なる要求なり。我將來の經濟政策にとりては、國民經濟に不利を來たすこと最も少な

くして、而かも如上の要求を充分に充たすの形式を發見することを必要なりとす。

之に關しては、我國原料供給方法の新設に就き種々の建議ありて、委員會及相談會に於ては、此計畫に就て協議せしが、之が決定せらるゝ時は、其結果は頗る重大なるものあるべし。されば愈々決定を見るの前に當りて、本問題を事實的に論究することは極めて必要のことたり。

次に一般國民經濟上の立場より、各提議に就て考究する所あるべし。將來の輸入新設備を決定すべきものは、吾人が離るべからざる關係を有する世界經濟的活動に於ては、充分に之を充たし得ざる經濟政策上の理想なるを得ずして、國民經濟の總發展上より見て、適當なりと思考せらるゝものが標準とならざるべからず。

其形式も亦た、總ての原料輸入に對して統一的たるを得ざるべし、即ち其形式は、各原料の市場狀況並に販賣狀況に合致するを要し、尙ほ技術的に傾きて我國經濟能力の發展を妨ぐるが如きことなく、却つて其發展能力と事業能力とを助長し得ざるべからず。

イ、戰時貯藏

原料輸入の新設備に對する最初の提議の一は、Julius が一九一五年の一月四日即ち戰爭開始後漸く半年に於て、彼れの屢々照介せる論說『國民經濟と戰爭』に於て之をなせり。當時彼れは、Julius に金を貯藏せると同法によりて、原料貯藏を始むべきことを要求せり。即ち彼れは曰へり、

『吾人は内國に於て生産し得ざるか、或は生産し得るも多量に産出し得ざる玉蜀黍、大麥の如き飼料、小麥の如き食料品、銅、石油、ベンチン、護謨、棉花、羊毛、黃麻の如き原料に就ては、少なくとも、一ヶ年の加工及消費に相當する丈の額を貯藏するを要す。斯く云ふは、國家的の倉庫を設立して、之を國家の費用を以て充たすか、或は少なくとも、國家の監視及び査閲の下に之を置く可しと云ふの意なり。』と

斯かる原料の貯藏は、何等全然新規のものには非ずして、一八七一年に、矢張り戰時の經驗に基きて創設せられたる Julius の金の貯藏が、其先例をなせるのみならず、兎に角其目的は異なれりと雖も、英國の砂糖貯藏、「ブラジル」の珈琲貯藏も亦其例なり。

原料の貯藏は商業上の活動には何等の影響を及ぼすことなく、其貯藏品は全く別物として、商業は戰前に於けるが如く、全く自由に原料の輸入を計るべきものと思考すべきなり。Lewy は貯藏の處置に就ては、國民經濟の從來の組織が、此の變化によりて可成影響を受けざる如き方法を講ずるを要す、然る時は其貯藏品は、萬一戰爭の場合に於てのみ使用せらるることとなるべしと力説せり。(Lewy, *Vorratswirtschaft und Volkswirtschaft*, 1915.)

多くの原料殊に銅にありては、斯かる不動の戰時貯藏は技術上全然可能のことなるも、他の原料に對しては、少なくとも時々貯藏の交換を行ふの必要あるべし。此場合に於ても亦、此豫備品が豫備品

の儘にて市場に現はるゝことなきものと思ふべきなり。此場合に於ては、新たに輸入せられたる原料が、既に以前より貯藏せられたる原料と交換せらるべきならん。然れども實際に於ては、之が數多の困難を生じ、非常なる面倒を來たすことあるべし。

斯かる不動の貯藏品量は如何程なるべきか、本問題は、其貯藏が *Juliusruh* に於ける金の貯藏の如く、單に戦争の初期に對してのみ定められたるもの、即ち經濟が再び戰時的の組織をなす迄の時機に對するものなるか、或は其貯藏が、輸入杜絶の全期間中の用に足るべきものなるかによりて決定せらる。吾人が費用問題を度外して、内國に於て補充代用品を製造し得る原料に對しては最初の處置を以て充分なるべきも、殘餘の原料に對しては、非常に多額の貯藏品を必要とすべし。

Jaffe は一九一五年一月に於て、一箇年の需要額丈の貯藏を要求せしが、之が總ての場合に對して充分なるや否やは、今日の戦争が永續する上より見るも疑問とする所なり。兎に角封鎖と經濟戰は、期間長きに於て初めて功を奏し得るものなればなり。

一箇年の需要額丈の貯藏と假定する時は、一九一三年の輸入成績に従へば、工業上の生産用原料のみに對して五十億「マルク」以上、工業用原料及食料品に對して八十億「マルク」以上の金額を總計すべし。不動貯藏にありては、此金額が利子なくして横はるべく、利子、貯藏費、保険料、管理費等に對しては、年々五億乃至七億「マルク」の豫算上の負擔を來たすことゝなるべし。之は凡そ一九一二年

に於て、我軍隊のために支出せる總支出に相當すべき金額なり。

戰時公債に對する負債の償還、遺族及戰傷者に對する保護、並に陸軍及艦隊の再設により、戰後帝國にとりて生ずる支出莫大なることを考ふる時は、第一帝國には、斯かる戰時保險に對しては、其豫備品の資本に充つる幾十億「マルク」の金も、尙ほ又た年々の支出に要する幾百萬「マルク」の金も其出所なきことゝなるべし。

豫備品を貯藏するの緊要なることは疑ふの餘地なし、然れども之は、出來得る限り之を節用して、始終の消費に轉用さるゝ如く處理せざるべからず。不動の戰時貯藏は費用多きに過ぐるものあり、之によりて生ずる負擔は、之が戰時に於てのみ有効にして、其他に於ては世界市場に於ける我國の地位にも、我國の原料供給にも、何等利益を來たさざるに於て益々切に感せらるべし。此原料保險は、單に一種の死せる貯藏たるを得ずして、吾人の需用を、實際の原料狀況に常に適合せしむるものたるを要す。

ロ、輸入組合 (Die Einfuhrsyndikate)

單に死せる戰時貯藏をなさんとの提議よりも、現存せる戰時原料會社を、戰後に輸入組合に變せんとの計畫が、當初一層の賛成を得たり。此計畫は政府側にも有るらしく、然らざれば、少なくとも過去に於て此計畫有りしもの如し。即ち一九一六年五月十日、帝國議會の主なる委員會に於て、Dr.

Richter は次の如く語り。

『戦後に於ては、重要な供給のため、一名の國家委員の監視の下に自治的の工業組合が數多設立せられ、之が買入、分配、及び通報の事務を擔當すべし。』

此計畫に就て目下世に知られたる所によれば、戦時原料會社の外形は其儘保存せらるゝと云ふ。戦時原料會社の經濟形式は數多の熱心なる賛成者を得、Rathenau すら、此形式は恐らく將來に於ては、株式會社と官廳機關との間の中間機關となるべしと云へり。

よつて考ふるに、各種工業部に於て再び株式會社が設立せられ、其管理事務は工業職員が之を執り、其監視は帝國の利害を代表すべき一名の國家委員の責任となるべし。而して此等の會社は購入の勞を執り、然る後ち、其原料に一定の費用を附加して之を工業界に交付すべし。尙ほ此等の會社は、豫め定められたる最低額の豫備品は、常に之を保存するの義務あるべく、又た此會社にありても、一定の利息以上の利得は帝國金庫の有となるべし。

此等輸入組合は、既に戦争前に於て合同せし多くの工業界に存在せし如き、購入事務所と見做すべきものに非ず。最近新聞紙上に紹介せられたる或建議中に、此組合は關係工業團全部を網羅すべきものにして、之がためには必要に應じ、強制的の處置を採るべきなりと明確に特筆せるを見受けたり。若し斯くせざる時は、同じ義務を課せられざる者即ち本組合外の者は、組合加入者よりも一層安價に

購入し得べし。

以上建議に上れるが如き輸入組合は、政府より輸入獨占權、或は取引獨占權を與へらるるに非ざれば不可能のことたり。

尙ほ輸入組合を作る時は、輸入貿易の全然の除外を意味すべく、中間取引 (Zwischenhandel) を廢止すれば則ち之れ進歩なりと思考せる少數の政策家は、之を歡迎せり。一方其存在を危くせられたりと感ずる輸入貿易は、地方的の組合、及び獨逸卸商の中央組合となりて團結せり。此輸入貿易側に於ては、盛んなる遊説を試み、殊に政府との討議に於ては、輸入取引の廢止と共に起るべき危険を指摘せり。

輸入組合及び輸入獨占を作るの理由として主張せらるゝものは次の如し。

(一) 我國の世界經濟上の活動は廣きが故に、獨逸の貨幣本位が高く保たるゝ事は、戦後の我經濟にとりて頗る重要な所なり。此本位の高下は、紙幣の引換等よりも支拂の對照に關係すること多し。我國の貯藏品が、戦争によりて極端に消費し盡されたる後は、單に數年の過渡經濟年に對してのみならず、長く非常なる輸入の必要を感じ、到底吾人は之を商品の輸出によりて支拂し得ざるべし。吾人は矢張り又た本位のために、製品輸入は可成之を少なくする必要あるが故に、我國の工業は、先づ差當りは自己の市場に對する事業によりて忙殺せらるべし。加里及化學品の輸出は、我原料輸入を清算

し得るには足らず。されば輸入を暫らくの間、絶対必需品に制限することは極めて必要なることなり、然るに之を監視するは、嚴に輸入を集中するに非ざれば不可能のことたり。

(2) 貨幣本位を考慮するの關係上、吾人が今日費用を顧みることなくして、之が代用品を産出せる多くの原料に對しては、將來も其原料輸入を制限するか、或は廢止することを必要とせり。窒素取引獨占實施のため、*Ermächtigungsgesetz* の理由に曰く、

『農業界の收穫、及爆薬作製の原料を確實にするために非常に重要な窒素工業は、戦時に設けられたるものなるが、之が戦後に於ても存続せんには、其收益が確保せらるゝ必要あり。』と

之も亦、若し吾人が輸入禁止の公布を欲せざる時は、輸入を集中するに非ざれば行ひ得ざることなり、而して此輸入禁止は、輸入の集中よりも遙かに極端のものなれば、自然非常なる疑懼を生ぜざるを得ず。

(3) 従來の輸入方法にありては、此重要な原料供給は、専ら商業上の利益を基礎とせるものなりとは、工業側より往々主張せらるゝ所なり。即従來の方法にありては、工業の利益は充分に保證せらるゝことなかりしことは、商業側に於て、未だ嘗て應急貯藏品を集めたることなきに徴するも、既に明かなる所なり。されば工業は突然の價格昂騰に對して、何等の勢力も有せざりしなり。

(4) 又た、商業は購買價格を昂騰せしむと云ふ古來の議論も引用せられ、某知名の工業家は記し

て曰く、

『吾人は作業成績を擧げんがためには、戦後に於ては我原料を廉價に購入せざるべからず、這是主として、大なる仲間商人或は投機的の利得を除去するによりて、初めて達成せらるべし。』と

尙ほ輸入取引に自由なる活動を許す時は、商人の多數は、互に價格を海外市場に於ける以上に昂騰せしむと論ずるもあり。

Naumann も述べて曰く、

『國立組合及國家の獨占が行はるゝに至らば、競争を事とせるたゞの個人商人とは、其行ふ所に異なるものあるは明かなる所なり。若し海外貿易が、購買者として上位に在る多くの生産物に於て、從來よりも一層斷乎たる決心を以て現はるゝ時は、獨逸外國貿易の面目は革まるべく、然る時は外國は一層獨逸の經濟的軍國主義に就て噂する所あらんも、彼等は戦時の強制的處置が、吾人に適せざるに非ざること確信せる所なり。』と

(5) 最後に、帝國に收入の源を與へんがために、多くの原料に對して輸入の獨占が要求せらるゝ所なり。這是國立に非ざる輸入組合にありても可能のことたり、如何とならば、實際過剩利得は、再び國家の有に歸すべきが故なり。*Talfe* の如きは、輸入獨占は殊に有望なる収入源なりとせり、即ち、『輸入獨占をなすに於ては、帝國にとりて全然新しき大なる収入の源を作り、中央輸入所は、多量の

物資を統一的に購入し、中間の利得を省約することによりて、消費者に對しては價格を昂騰せしむることなくして、永久に大なる收入を得ることとなるべし。又必要の場合に於ては、價格を昂騰せしめて一層の收入を獲得し得べく、然る時は、兎に角關稅を高むると同様の作用あるべし。』と中央輸入所の利を述ぶるに當りては、國家の監視を受ける自治の個人獨占よりも、*Trust* も之を要求せるが如く、輸入を判然國家的のものとなす方が優れるに非ずやとの問題に到達す。自治による時は、如何に國家の監視下に置くも、常に有力なる關係者の危険なる影響を受けることを免がれざるべし。任命せられたる組合支配人は、國家委員の監視下には在りと雖も、尙ほ關係者共に從屬の關係に在り。

政府は今日まで、獨占權を獨立せる企業に移すことが、政府に於て之を有するよりも良好なりとの意見を有せり。之に對して殊に主張せらるるものは、國家官廳の商業實施に對して、國會の制度及聯邦の憲法が示せる抑制なり。

關係者の影響あることを除かば、輸入組合の設立は *N.E.G.* の如く、國庫の上より見る時は、輸入を國營とするに同じ。即ち國家の委員は、價格増加の確定に當りては、常に決定權を有すべく、而して其都度、増加價格より國庫の有に歸すべき過剰を生ずべし。

輸入獨占計畫に於けると同じく、嘗て建議せられたる石油獨占到於ても、帝國が或會社の獨占權を第三者に移轉し得ることを規定したりき。當時帝國議會に提出せられたる草稿中には、矢張り國家の委員を有する株式會社の形式に於て、商事會社設立の計畫ありき。帝國大藏秘書官が、帝國議會に於て述べたる言葉に従へば、此經濟形式による時は、石油取引は官吏風の見地によりて行はるべきに非ざることの保證を與ふべしと、如何とならば、其商事會社の長及び取締役には、最良の専門家を任ずるが故なり。

輸入組合に對する理由が輸入獨占到對する理由と合致せる如く、其疑懼に於ても亦然り。即ち前記の議論に對して、數多の疑懼あるを免がれず。

第一國民經濟の立場より云ふ時は、帝國の收入源として適當なりと見做さるる原料は僅少に過ぎず。原料輸入に負擔を課する時は、現在の關稅を高むるが如きものに非ずして、今日まで國民の事業をば關稅によりて保護し、工業をして成績を挙げしめんため、且つは消費者のために、原料輸入をば通常之を負擔下に置かざる主旨なりし我經濟政策を、根本的に革新するものなり。原料保護は、自ら原料を得ることを保護すべきか、或は之を可能にすべき場合に於ては設け得べきも、帝國に對する一般の收入源としては、之を用ゆべきに非ず。

輸入獨占到が原料購入の保護及援助となり得るは、例へば亞米利加の石油生産に於けるが如く、其原料が外國の生産に於て既に獨占的なる場合のみ。次に外國の獨占到に對する對抗處置としては、例へば

他の國に於て競争生産を可能にし、且つ之を増進するために、輸入の國營を用ふることを得。

大なる原料會社の費用上より見て之を按ずるに、輸入組合を作る時は、中間利得は或程度迄之を省約することを得。然れ共、組合を作るも矢張り代理人を置き、手数料を支拂はざるべからず、又營業上に於ても、今日迄獨立せし各部の多數を一纏めとすることによりて節約を行ふは不可能のことたり。尙各従業者の事業上の活力は、經營の大となるに連れては増加するものに非ざること、常に觀察せらるる事實なり。勞力を要することも、矢張り集中によりて節約するを得ざるのみか、斯かる組合に附隨せる簿記・通信等の事務は、事業實施のために特別の勞力を要求す。

前述のことよりして、輸入獨占到對して一の異議が生ずる譯なり。國家的に組織せられて、表面個人經濟的形式を備ふるものも、矢張り吾人は之を國家の獨占と見做すものなるが、抑も此の國家の獨占到、資本主義の經濟より生ずる、個人的獨占の基となるべき經濟的の基礎が存在せる時は、國民經濟上之が有害ならざるのみならず寧ろ願はしきものなり。此經濟的の基礎は、大經營が其大なるを利用して、幾多の小經營を以てするよりも事業費を節約し得る所に在り。實業的大經營にありては、仕事を組織立つること、各營業部を専門的とすること、各種生産處置を總括すること及び大資本を利用することによりて、著しく費用上の利益を獲得し得るも、官廳的の經營にありては之は行はれず。

加之購入事業に於ては、大組織の官廳的機關を以ては、却て其事業費が高價となるものあり。N.E. に於ては三千六百名の従業員を使用せるが、棉花組合、銅組合等に於ても、幾百の従業員を必要とすべし。其従業員各人の仕事は制限せられ、全事業は幾多の部に分たれ、其組合の頭主には熟練なる商人を任ずるとするも、各従業員は、自ら利害關係を有し自ら責任を有する商人の如く、機敏巧妙には働き得ざるべし。即ち全體の結構上、迅速なる事業を困難ならしむる幾多の障害及從屬を生ずべし。

斯かる官廳に類似せる經營の従業員は、假令商人の身分より出でたる者と雖、忽ちにして官吏風となり、彼等は行政官の如き氣分を起すに至る。彼等は、財政上自ら利害關係を有する商人とは全く異なる責任を有するが故に、自由に冒險的の舉に出づる企業家たるを得ず。而して其の責任は、委任せられたる資本額大となるに従ひて益々重大となり、之がため組合の購入は、輸入取引に於ける購入よりも一層不活潑なるものあり。之れ即ち此組合が、非常に投機に左右せらるる原料に於て常に起り來る市場の様態變化に、速かに従ひ得ざることを意味するものなり。

此外商業は、常に互の競争によりて、凡ゆる市場の利益を利用し、凡ゆる市場の出來事を尤も注意して觀察することに餘儀なくせらるることあるも、競争を有せざる獨占到ありては此刺戟も有らざるなり。

以上述べたるは皆、購入を官營とすることより生ずべき不利なるが、尙ほ此外に他の不利あり。多數商人の市場に對する各種意見は互に補償せられ、拙劣なる商人は市場の競争戦に敗北して消滅す。然るに唯一の中央買占所なるものが失策する時は、實に不幸なるものあるべし。此の失策を避けんがためには、組合は凡ゆる投機を避けて、購買者即ち大部分工業に之を轉移せざるべからず。然るに之は動もすれば、甚だしき工業側の打撃を惹起することあり、而して之が自由なる商業ならば、對抗投機によりて速かに自己を安全にすることを得るを以て、工業に比すれば遙かに容易に此打撃に堪へ得るも、工業に於ては、單に商業上の任務のみならず、殊に技術工業上の任務を果たすを要し、且つ其資本は大部分固定せるを以て之に堪ゆること頗る困難なり。

組合を作ることによりて節約せらるる所謂商業の中間利得なるものは、單に組合の管理費によりて減殺せらるるのみならず、少なくとも、購入價格が商業に於けるよりも高價なることによりて消滅す。尙ほ、若し工業が商業によらずして買入るるを一層有利なるものとせしならば、既に戦前に於て、或は自ら、或は共同の購入事務所を設けて、原料を直接購買することに努力せしならん。即ち彼等工業に對しては、輸入貿易の仲介によりて購入すべき何等の法律も義務も存せざりしを以てなり。

輸入組合による時は、之が單に内國市場のみに物資を供給すべき關係上、更に他の不利を生ず、即ち原料に於ける輸送商業なるものは、之がために不可能となる譯なり。然るに我國の諸港が、出來得

る限り歐羅巴大陸に對する英國の原料中間取引を廢して之に代ることは、我國民經濟上より見るも、又支拂對照の上より見るも、有利なることは疑ふの餘地なし。「リバープール」が未だ盛んならざる頃に於ては、嘗て「アムステルダム」が歐羅巴の尤も著名なる棉花市場なりき。中間取引に對して英國が重きをなせるは、主として自由貿易に關係あることなり。されば若し保護關稅或は關稅帝國主義 (Zollimperialismus) に移らば、之が英國の輸送商業に大妨害を與ふべく、其一方に於て我國には、地理上の位置により、殊に内地水路を一層擴張することによりて、運輸商業を尙ほ一層發展せしめ得るの見込あり。原料の輸送商業が愈よ著しければ、世界市場に於ける我購買者としての地位は益々偉大にして、若し一朝新たに輸送杜絶に遭遇する場合あるも、内國市場が其費用を負擔せざる我豫備品は、益々大なるものあるべし。之に就ては、「ハムブルヒ」に貯藏珈琲を有せしことが、今日戦時に於て、吾人にとり如何に價值ありしかを考ふれば足れり。

原料輸入の組合を作り、且つ之を獨占的となすことに對する以上の疑懼は、其豫期せらるる利益よりも一層重大なるものあり。其主なる憂慮は、輸入貿易を廢止する時は、其商業によりて結び得る幾多の個人間の結合及び關係をば、吾人は之を斷念せざるべからざるに至り、且つ古來非常なる商業的熟練と、好機に投ずるの能力とを要求せし購入事業を、官廳的の政府機關に委任するに至ることあり。

又工業内に於ても、我輸入に於て組合を作ることは、動もすれば帝國に對する收入源として利用せらるゝの恐れありとの憂慮生じ、漸次工業内に該企圖に對する反對實施 (Principis obsta) を見るに至れり。只石油(恐らく將來は鐵も亦然り)の如き僅かの原料に對してのみは、生産を獨占せんとするの恐れある關係上、帝國の獨占が要求せらるゝ所なり。外國市場に於ける原料が既に獨占状態に在る場合に於ては、輸入貿易は最早何等太したる働きをなすことを得ず。

ハ、分配組合 (Die Verteilungssyndikate)

最初盛んに輸入組合のために盡瘁せし工業家連、例へば綿絲紡績業者の如きが、今日は精細なる協議を遂げて此計畫を捨て、原料組合の利益を、輸入貿易の保持と離るべからざる關係あるものたらしめんと努力せる結果、分配組合を許可せられんことを建議するに至れり。

此分配組合に對しても、矢張り今日存在せる自治にして國家の監督下に在る戰時原料會社の形式を保持せしむべく、只購入に就ては輸入組合とは異なり、之を商業に委任すべし。商業に自由なる道を與へよとの聲は、今日再び之を耳にするに至れる所なるが、商業は自由に發展し得べきも、獨逸の需要に充つるものは、中央分配所のみ之を交付すべき義務なかるべからず。而して此中央分配所も、矢張り關係生産業者の合同によりて形成せられ、其合同に對しては、必要に應じ強制も必要なる所なり。此分配所は常に内國市場の使用に供せられたる原料を處理すべく、充分なる貯蔵品を備へ、正當

なる平等の分配即ち生産額を定むることを其義務とすべし、斯くして此分配所は、價格の昂騰を防止し、同時に外國原料の使用を節約し、最も緊急なる需要が第一に充たさるゝことに就て監視することを得べし。

此組織を輸入組合に比較するに、購入其ものは不活潑なる組合によりて行はれずして、輸入商業によりて營まるること、及び此輸入貿易は、同時に輸送商業を營み得る點に其利益あり。尙ほ最後に此組織による時は、需要が制限せらるゝ關係上、負債の償還一層容易なりとの意見もあり。輸入組合を以てする時は、或時期には殊に多大の仕拂義務を生ずべく、之がため貨幣本位の平衡を非常に困難ならしむべきも、個人間の關係を保護し、且つ之を利用し得る商業によりて購入する時は、漸次市場より關係を絶つことは一層容易に到達せらるべし。今日既に獨逸の輸入商人は、海外の關係者と約定して、平和締結後第一回の大購買は、「ニューヨーク」に宛てたる三ヶ月拂ひの爲替を以て清算せらるべきことゝなれり。之がために、戦後直ちに外國爲替に非常なる負擔が課せらるゝことは妨止せらる。

政府は此分配組合設立の建議に對しては、吾人の知れる範圍に於ては好意を有せり。如何となれば、此組織を以てするも矢張り貯蔵品を安全にし、且つ商業政策上の必要に従ひて、輸入を整正することを得るが故なり。

工業側に於ても同様に、大部分中央分配所の設立に同意せり。此分配所は工業の生産を整理し、供給を制限し、尙ほ市場に於ける互の競争を除去するの可能を興ふるものなり。輸入組合は、價格協定に對しては協約以上に安全なる基礎を興へ、且つ強制的に全生産を包括するを以て、組合員に非ざる同業者を存在せしむることなし。

輸入貿易側も亦其下相談に於て、此の分配組合に賛成なりとの意を發表せり。其は、將に來らんとせし輸入組合の危険は、輸入貿易の存在を危くせしが、分配組合は幾分其存在を安全にせるを以てなり。

國民經濟上の立場殊に消費者の立場より見る時は、此計畫に對しても亦た非常なる憂慮あり。

輸入貿易は兎に角保持せられ、輸入其者は直接束縛せらるゝことはなきも、全商業が只一つの分配所に物資を交付することゝなるを以て、商人等は忽ち其獨立を失はざるを得ず。此商人等は、例へば石炭商人が石炭販賣組合の手先(Agent)となりし如く、購入組合の手先となるべし。而して其數には限りあるべく、随つて其存在は永久に安全なるべきも、從來競争によりて生じたる刺戟、即ち購入に當りて凡ゆる市場の關係を利用せんとする刺戟は消滅し、彼等も亦時經るに従ひて所謂官吏化するに至るべし。

商業を衰微せしむるよりも一層憂ふべきは、分配組合が原料消費者に及ぼす影響なり。

本組合は獨占を利用すること非ざるべく、分配は貯藏費を含む僅少の手数料に對して之をなすべく、過剰の利得は帝國の有に歸することゝなるが故に、利得的刺戟は總て除外せらる。

然れども此分配組合は、原料消費者に特種の獨占をなさしむる確固たる基礎を興ふるものなり。

組織的の分配をなし、生産額を定むる關係上、商人の數と同じく原料消費者の數も亦制限するの必要あり、而して分配は自治の機關によりて行はるゝを以て、如何なる新競争者に對しても自衛する方法を講ずることを得。

生産額の確定其ものは競争を制限し、且つ供給を整理す、而して工業の供給する所のものは、常に需要よりも少なくなるべく、随つて互に競つて價格を低落せしむるを防ぎ、之によりて、從來は其産出に非常なる制限ある原料に於てのみ獲得し得たる獨占的利得を安全に收め得べし。

此獨占的利得は資本經濟に於ては二方面に影響すべし。

第一には、共同分配の目的のために集りたる資本は一層密に團結すべし。此の所謂水平の方向に團結することは、獨占状態の利得を法律以上に確實ならしめ、且つ個々の經營を専門的ならしむることを得。

第二には、其資本が二つの動機よりして垂直の方向に廣がらんとすべし。即其原料を消費する階級の者は、自己が獨占の状態に在ればとて、爾後の加工をなす階級の者をも同様に獨占到與らしむるの

必要なければ、爾後の加工事業を自己の事業に連結することによりて、獨占の利益を充分に利用せんと努むべし。其一方に於て爾後の加工業者自身は、材料の購買を安全にし且つ獨占の利益に與らなために、獨占權を有する生産階級の者に倚賴せんことに努むべし。

上に述ぶるが如き成行に至るには、固より其間多少の時日ありと雖も、兎に角遠からず斯かる現象を見るに至るべし。

獨占權を有する原料消費事業と連結せざる製造階級の者は、其半製品を高價を以て購入するの必要あるべし。原料消費の第一階級より遠く爾後の製造階級に迄及べる企業は、他の企業に比し優れる所あるべく、而して其卓越せる所あるがために、競争戦に於ては相手を殄滅に至らしむるか、或は彼をして従來の事業を續行することを餘儀なくせしむ。

斯くの如くにして吾人は、原料分配の額を定むることにより、即ち半製品製造の組織的制限によりて、従來個人的獨占の危険なきものと見做されたる我工業が、「トラスト」を形成することを豫期すべきなり。

此豫言は今日迄でに前例なき理論には非ずして、資本的工業の沿革を觀察することによりて生ずるものなり。

Schwerindustrieの如く、我國に於て今日既に「トラスト」的に組織せられたる數多の工業に對しては、

前記分配組合に對する疑懼は大部分必要なものなり、此等工業に於ては、商業は今日最早既に認むべき獨立を有せず。

纏まらざる工業及其性質上種々雜多なる原料に於ては、分配組合も亦矢張大なる官廳的機關を必要とすべきは疑ひなし。而して此機關は特別の費用を惹起すべく、而して此費用を避けんがためには、單に輸入の額を定むべしとは屢々提議せられたる所なり。

帝國によりて輸入額を定むる時は、其れ丈けにても貨幣本位のために必要な制限を來たすべし。然れども斯くの如く輸入額を定むることは、第一矢張り原料數量の制限を意味すべく、之によりて獨占利得を得しむるに至るべし。只之が分配額を定むる場合と異なる所は、商業も亦此獨占利益に與かる點にあるのみ。専ら外國より輸入せらるる原料に於て、輸入額を定むる場合に於ては、之に伴ひて需要額を定むることが絶対に必要なべし。

以上の如き方法を探る時は、工業を發展せしめ、且つ戦後豫期すべき全然變化せる市場の狀況に適合することは非常に困難なり。されば輸入量を確定することは、常に重大なる安危の問題を意味すべし。

殊に、只輸入量を定むる丈けにては、所謂原料問題を充分に解決せるものと云ふを得ず。投機的の購買による貨幣本位の下降は幾分防止されんも、之が唯一の効果たるべく、一朝新たに輸送杜絶、或

は輸送困難に遭遇せる場合に對する原料供給の安全は得られざるべし。

ニ、輸入銀行

戦後原料供給に課せらるべき要求は、原料の輸入或は分配に就て強制的に組合を作らずとも、或は又た單に戦時貯藏をなし、若くは單に輸入額を定むることによるよりも、一層完全に之を充たし得る方法なきや問題はなり。

兎に角、輸入貿易には充分なる活動の自由を與へ、而かも同時に、輸入に當りて一般の利益並に帝國の利益を、充分に代表することに對し保證を得ることが重要なことにして、之には戦時並に平時の需要に應ずる組織を作るの必要あり。

然るに我經濟界に於て、現今戦時に當り、何等の改革若くは團結を要せざる唯一の組織としては、實に我銀行事務の組織あるのみ。

之を熟考せる結果、原料輸入に對しても、此銀行の組織と類似の組織を建議せんとの動議を生ずるに至れり。(Landauer, Einfuhrsyndikate oder Einfuhrbanken? Frankfurter Zeitung Nr.302, 一九一六年十月三十一日の第一朝刊)

輸入組合に代ふるに輸入銀行を以てせんと此の建議は、政府の意を動かせるものありし如く、之に同意せる所より見れば、此方法の實施し得べきものたることを思惟せしむ。

此建議と前記諸計畫との根本的相違は、輸入貿易の上に或組織を設くるには非ずして、之と同格とし、之と相並びて將來一新組織を設けて、専ら一般の利益と帝國の利益とを代表するの機關たらしむと云ふに在り。

此輸入銀行若くは原料銀行の外形並に組織は凡そ次の如きものなるべし。

(1) 資本は戦時原料會社に於けるが如く、個人資本によりて出資せらるるものとす、然れども之を強制的割當によりて醜金することなからんがためには、利益配當金は最初より之を除外すべきに非ざるべく、而して一方帝國側に於ては、其利得中一定の額を其有に歸せしむべく、其配分額は漸次増加すべきならん。

(2) 輸入銀行の行員は任命せらるるものとす、然るに此建議は、各種の寄書によれば幾多の憂慮を惹起せり。即ち其の疑懼する所は、商人を用ゐず又専門家を用ゐずして、官吏を以てするは如何にやと云ふに在り。然れども斯かる異議を唱ふる者は、兎に角大なる機關の事務員は、自治の機關即ち大なる經濟企業に於て勤むると官廳に於て勤むるとを問はず、漸次官吏風となるものなることを忘るる者なり。之に就ては市營の各機關を見れば充分に了解せらるる所なり、其市營機關に勤むる者の状態は、今日果して如何なるものぞ、彼等の如くにして尙ほ且つ専門家と商人となりと云ふことを得るや。又有爲の者に對する自由なる進路は、其事務員が帝國によりて任命せらるればとて、直ちに閉塞

せらるるものに非ず。兎に角此輸入銀行を其關係者の自治たらしむるを得ざる理由は、第一該銀行は原料商人或は原料消費者の利益を主張すべきものに非ずして、國家經濟並に國民經濟の一般利益を主張すべきものなりと云ふに在り。

(3) 本銀行の處理に對しては、各關係者團が、株券所有の多きによりて非常なる勢力を得ることなからんが如き處置を講ぜざるべからず。此關係に於ては、既に石油專賣に對する草案に於ても、當時特別の規定を設けたることあり。今回の提議に曰く、

『基本資金は持主株券と記名株券とに分ち、記名株券は帝國銀行に之を保存し、其讓渡には帝國委員の承諾を要す。總會に於ける投票權は、記名株券の投票が全投票の半を下らざる如くに制定するを要す、(中略)取締役の選舉及取締役間に於ける頭取並に其代理の選舉は帝國宰相の認可を要す』

(4) 此輸入銀行の事業は第一原料貿易其ものに在るべく、輸入貿易と同様に外國市場に於て原料を購入し、國內に於て再び之を販賣すべし。隨つて本銀行は、商人にとりては競争者となるべきも、既に其組織上より見て明かなる如く、購買に際しての着眼點は輸入貿易とは全く異なる所あるべし。原料輸入貿易側の購買は、通常註文に基きて行はるるものにして、兎に角多くの場合其時々を需要を基とせるものなり、而して速かに其の資本を回収することに於て其利益あり。然るに輸入銀行にありて

は、常に多大の資金が其使用に供せられ、且つ官廳風の形式なる關係上、日々の取引に商業の如く速かには従ふことを得ず、又之に従ふべきに非ざるを以て、之が大に異なる所あるべし。即ち輸入銀行は第一貯藏を目當に購入し、一般經濟上の狀況、或は往々又政策上の狀況より生ずる見地に從ひて購入或は販賣をなすべし。

(5) 尙ほ原料銀行には貯藏の處置を講ずるの義務あり。本銀行が、工業界の日々の需要のために購買するものには非ずして、貯藏を目當に購入するものなることは前述せり。即ち本銀行は豫備品を貯藏して、適當と思考せらるる場合に之を供給す、其貯藏額は嚴格に之を限定することなく、幾分自由なる範圍を設けて支配者の見積りに一任するを適當とすべし。若し此の貯藏政策を巧みに應用する時は、之によりて獨逸の市場は、海外生産者並に取引所の投機に對して、著しく強固にせらるるものあるべし。又必要ある場合に於ては、此貯藏品中より多量の供給をなし、然らざる時は其貯藏額を増大することによりて、原料の價格を平等ならしむることを得。此價格平等の如何に重要なかに就ては、棉花の價格動搖激烈なりしたため棉花工業に來たせし大危機を指示すれば足れり。即ち一九〇四年に於て、「ニューヨーク」棉花取引所に於ける投機の結果、一五二%の價格變動を來たせり。吾人は此投機に對して、今日まで何等の勢力なく、凡ゆる價格騰貴に従はざるを得ずして、一九一〇年八月二十八日の如きは、相場騰貴によりて八千萬「マルク」を「ニューヨーク」に於て利得せられたるを甘んぜざるを得ざ

りき。

創立後數ヶ月は、貨幣本位の理由よりして、兎に角問題とならざれども、將來此貯藏は、平時の豫備品たると同時に應急の豫備品たる如く組織せられざるべからず、而して此目的のためには、各地方に大なる倉庫を設立するの要あり。貯藏に對する資金を醸金せんがためには、倉庫證券組織 (Warehouse system) を一層發達せしめ、原料銀行の署名を有する倉庫證券 (Warehouses) は帝國銀行によりて割引せられ、且つ場合によりては紙幣に代りて仕拂ひに供せらるゝを要す。

此流用し得る貯藏をなすに於ては、又我國の商業政策上の地位をも強固ならしむべし。戦前に於ては原料諸國は、疑ひもなく吾人に非常なる壓迫を加ふるを得たり、關稅戰爭の如きは吾人にとりて殊に危険なるものなりき。棉花の如きに於ては、收穫後の狡猾手段によりては、獨逸國は非常なる困難狀況に陥るを免れざりしが、此等に對し吾人は將來一層獨立することを得べし。

(6) 最後に輸入銀行は、浮遊送品即ち在庫送品 (Schwimmende oder lagernde Sendungen) の前拂ひに對する獨占權を得ざるべからず。此獨占權によりて、本銀行は商業に及ぼすべき勢力を生じ、此に對する前拂ひによりて、輸入品の制限或は増加に影響を及ぼすことを得。前拂に對する利息は、保管、貯藏の費用が、銀行の原料取引によりて支辨せられざる限り、之を償ふものたるを要す。之によりて消費者側に負擔を生ずるは疑ひなきことなれども、其負擔たる殆んど謂ふに足らざるものなり。前拂用の金

錢は、再擔保 (Belohnung) により帝國銀行に於て之を出資せざるべからず。

茲に浮遊送品の前拂を獨占的となす時は、大なる銀行より其重要なる事業を奪ふに至るべしとの異議を生ずることあらんも、輸入組合に於ては該銀行共は尙一層除外せらるゝものあるべし。

(7) 前拂をなすと共に、凡て認め得べき貯藏品の報告をなす義務を生ずべく、之によりて輸入銀行は、實際存在せる貯藏品額を一見して了知し得べし、斯くなれば吾人は最早見積りによるの必要あらざるべし。

(8) 輸入銀行は各種原料に於て専門的となすを要すべく、隨つて帝國羊毛銀行、帝國黃麻銀行、帝國棉花銀行等を設立するの必要あるべし、而して此等銀行の所在地は、各種原料の主なる取引場たるを要す、之れ商業及び原料取引所と密に觸接し得るを以てなり。而して各個の原料銀行は、更に中央主務省 (Zentralstelle) によりて帝國銀行に總括せらるゝ必要あるべし、尙此主務省は、外國手形主務省 (Devisenzentrale) と共同して殊に貨幣本位政策の劃一をも計らざるべからず。

(9) 最後に輸入銀行は、新たに戰爭勃發の場合に於ては、直ちに戰時組織をなすの任務を有す。Rathenau が次の如く云へるは至極當を得たること、謂ふべし。

『吾人が今後經濟上の準備不充分にして戰爭に投ずるが如きことは再びある筈なく、又あるを許さざる所なり。(中略)之によりて非常なる統計上の事業及政府の事業を生ずべし。尙ほ今次の戰爭に

よりて強制的に惹き起されたる經濟上の轉換は、將來は自動的に且つ恐慌を來たすことなく行はれざるべからず、之がためには一般に通ずる經濟上の所謂動員計畫なるものを作製し、且つ絶えず之を改新するの必要あり。』

帝國銀行が財政上動員の中樞たりし如く、輸入銀行は各種工業に對する中樞とならざるべからず。平和克復後直ちに又新戰爭を現出すべしとは今日恐らく何人も思考せざるべし、然れども經濟にとりては *Si vis pacem Para bellum* (平和を欲するならば軍備を整ふ可し) の行はるゝは疑なきことにして、經濟戰をなすも成功の見込なきに於て、初めて之が繰り返さるゝことなきに至るべし。

上に述べたるは輸入銀行の形式及任務を略記せるものにして、固より之が全部を盡せる計畫なりと謂ふを得ず。

輸入銀行の長所は主として消極的なることに在るべし。即ち該銀行は不利なる輸入組合を作ることなく、重要な原料を獨占的ならしむることなく、且つ經濟上重要な輸入貿易を除外することなくして、而かも經濟上緊要なる任務を果し得べし。

此輸入銀行を設くる時は、經濟的能力を國家によりて制御すると、之を自由に發展せしむるとの間、に於て中庸を得たる方法を作り得べし。

輸入銀行の如き方法を以てする時は、輸入組合に於けるよりも、一層容易に費用を支辨し得るは疑

ひなし。

又之を設くる時は、兎に角既に我經濟界を脅かしつゝある商工業の官廳化することを避け得べく、又た得ずとするも少なくとも之を増進することは非ざるべし。

殊に、外國市場に於ける我國の地位は著しく強固にせられ、輸入貿易も亦た此輸入銀行によりて大に援助せらるる所あるべし。

尙ほ、外國の原料を消費する我國工業に對しては、價格動搖に及ばず該原料銀行の影響は著しきものあるべく、之によりて、價格暴落のため惹起せらるゝ危機は輕減せらるべし。斯くなるときは、資本上より云ふも、又労働者の上より云ふも利益にして、例へば羊毛工業に於て起れるが如き、非常なる労働者の解職は防止せらるゝに至るべし。

又た帝國及政府に對しては、自治團即ち輸入組合よりも、一層よく一般の利益及帝國の利益を保護し得る組織を生ずる譯なり。兎に角此等自治團に於ては、國家委員の勢力は非常に疑はしきものあり。而して勢力を有する多數の者の政策に過ぎざるべき關係者の政策は、必ずしも政府の政策たるを得ず。されば銀行制度に於ても又た原料輸入に於ても、國家の利益を有効に代表するの機關を設くるは絶對に必要なることなり。

五、結 論